



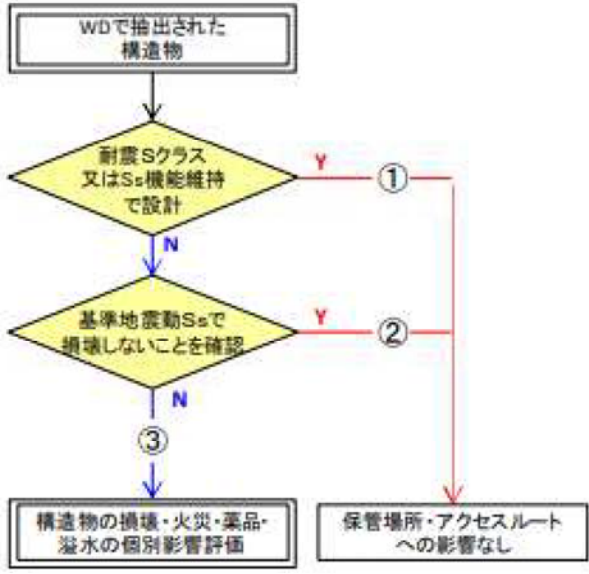
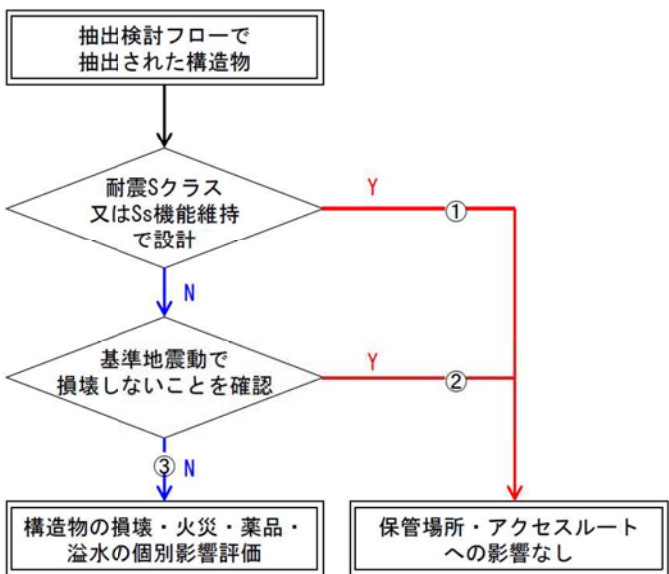
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																
<p>① 調査対象範囲の設定</p>  <ul style="list-style-type: none"> 可搬型設備の保管場所及び屋外アクセスルートに影響を与えると想定されるエリアを周辺地形から調査対象範囲として設定する。 <p>② 机上調査による抽出</p>  <ul style="list-style-type: none"> 調査対象範囲内の屋外設備の竣工資料（設備図面、設備仕様）をもとに、地震により倒壊・損壊した際に保管場所及びアクセスルートの障害となり得る設備を抽出する。 <p>③ 現場調査による抽出</p>  <ul style="list-style-type: none"> 机上調査において抽出された設備のデータを持って現地に出向き、抽出された設備の確認を行う。また、机上調査で抽出されなかった設備が確認された場合は、その設備の仕様をもとに抽出対象設備となるか判断する。 <p>④ 抽出した周辺構造物のリスト化</p> <table border="1" data-bbox="103 861 430 997"> <caption>表1 アksesルートの周辺構造物</caption> <thead> <tr> <th>設備名</th> <th>品名</th> <th>規格</th> <th>材質</th> <th>重量</th> <th>高さ</th> <th>設置位置</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 1号機燃料貯蔵庫</td> <td>貯蔵庫</td> <td>1000mmφ</td> <td>鋼</td> <td>約1000kg</td> <td>約10m</td> <td>燃料貯蔵庫内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 2号機燃料貯蔵庫</td> <td>貯蔵庫</td> <td>1000mmφ</td> <td>鋼</td> <td>約1000kg</td> <td>約10m</td> <td>燃料貯蔵庫内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. 3号機燃料貯蔵庫</td> <td>貯蔵庫</td> <td>1000mmφ</td> <td>鋼</td> <td>約1000kg</td> <td>約10m</td> <td>燃料貯蔵庫内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4. 4号機燃料貯蔵庫</td> <td>貯蔵庫</td> <td>1000mmφ</td> <td>鋼</td> <td>約1000kg</td> <td>約10m</td> <td>燃料貯蔵庫内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5. 5号機燃料貯蔵庫</td> <td>貯蔵庫</td> <td>1000mmφ</td> <td>鋼</td> <td>約1000kg</td> <td>約10m</td> <td>燃料貯蔵庫内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6. 6号機燃料貯蔵庫</td> <td>貯蔵庫</td> <td>1000mmφ</td> <td>鋼</td> <td>約1000kg</td> <td>約10m</td> <td>燃料貯蔵庫内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7. 7号機燃料貯蔵庫</td> <td>貯蔵庫</td> <td>1000mmφ</td> <td>鋼</td> <td>約1000kg</td> <td>約10m</td> <td>燃料貯蔵庫内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8. 8号機燃料貯蔵庫</td> <td>貯蔵庫</td> <td>1000mmφ</td> <td>鋼</td> <td>約1000kg</td> <td>約10m</td> <td>燃料貯蔵庫内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9. 9号機燃料貯蔵庫</td> <td>貯蔵庫</td> <td>1000mmφ</td> <td>鋼</td> <td>約1000kg</td> <td>約10m</td> <td>燃料貯蔵庫内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10. 10号機燃料貯蔵庫</td> <td>貯蔵庫</td> <td>1000mmφ</td> <td>鋼</td> <td>約1000kg</td> <td>約10m</td> <td>燃料貯蔵庫内</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第1図 周辺構造物の抽出検討フロー</p>	設備名	品名	規格	材質	重量	高さ	設置位置	備考	1. 1号機燃料貯蔵庫	貯蔵庫	1000mmφ	鋼	約1000kg	約10m	燃料貯蔵庫内		2. 2号機燃料貯蔵庫	貯蔵庫	1000mmφ	鋼	約1000kg	約10m	燃料貯蔵庫内		3. 3号機燃料貯蔵庫	貯蔵庫	1000mmφ	鋼	約1000kg	約10m	燃料貯蔵庫内		4. 4号機燃料貯蔵庫	貯蔵庫	1000mmφ	鋼	約1000kg	約10m	燃料貯蔵庫内		5. 5号機燃料貯蔵庫	貯蔵庫	1000mmφ	鋼	約1000kg	約10m	燃料貯蔵庫内		6. 6号機燃料貯蔵庫	貯蔵庫	1000mmφ	鋼	約1000kg	約10m	燃料貯蔵庫内		7. 7号機燃料貯蔵庫	貯蔵庫	1000mmφ	鋼	約1000kg	約10m	燃料貯蔵庫内		8. 8号機燃料貯蔵庫	貯蔵庫	1000mmφ	鋼	約1000kg	約10m	燃料貯蔵庫内		9. 9号機燃料貯蔵庫	貯蔵庫	1000mmφ	鋼	約1000kg	約10m	燃料貯蔵庫内		10. 10号機燃料貯蔵庫	貯蔵庫	1000mmφ	鋼	約1000kg	約10m	燃料貯蔵庫内			<p>① 調査対象範囲の設定</p>  <ul style="list-style-type: none"> 可搬型設備の保管場所及び屋外アクセスルートに影響を与えると想定されるエリアを周辺地形から調査対象範囲として設定する。 <p>② 机上調査による抽出</p>  <ul style="list-style-type: none"> 調査対象範囲内の屋外設備の竣工資料（設備図面、設備仕様）をもとに、地震により倒壊・損壊した際に保管場所及び屋外アクセスルートの障害となり得る設備を抽出する。 <p>③ 現場調査による抽出</p>  <ul style="list-style-type: none"> 机上調査において抽出された設備のデータを持って現地に出向き、抽出された設備の確認を行う。また、机上調査で抽出されなかった設備が確認された場合は、その設備の仕様をもとに抽出対象設備となるか判断する。 <p>④ 抽出した周辺構造物のリスト化</p> <table border="1" data-bbox="1795 808 2062 934"> <caption>表2 アksesルートの周辺構造物</caption> <thead> <tr> <th>設備名</th> <th>品名</th> <th>規格</th> <th>材質</th> <th>重量</th> <th>高さ</th> <th>設置位置</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 1号機燃料貯蔵庫</td> <td>貯蔵庫</td> <td>1000mmφ</td> <td>鋼</td> <td>約1000kg</td> <td>約10m</td> <td>燃料貯蔵庫内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 2号機燃料貯蔵庫</td> <td>貯蔵庫</td> <td>1000mmφ</td> <td>鋼</td> <td>約1000kg</td> <td>約10m</td> <td>燃料貯蔵庫内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. 3号機燃料貯蔵庫</td> <td>貯蔵庫</td> <td>1000mmφ</td> <td>鋼</td> <td>約1000kg</td> <td>約10m</td> <td>燃料貯蔵庫内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4. 4号機燃料貯蔵庫</td> <td>貯蔵庫</td> <td>1000mmφ</td> <td>鋼</td> <td>約1000kg</td> <td>約10m</td> <td>燃料貯蔵庫内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5. 5号機燃料貯蔵庫</td> <td>貯蔵庫</td> <td>1000mmφ</td> <td>鋼</td> <td>約1000kg</td> <td>約10m</td> <td>燃料貯蔵庫内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6. 6号機燃料貯蔵庫</td> <td>貯蔵庫</td> <td>1000mmφ</td> <td>鋼</td> <td>約1000kg</td> <td>約10m</td> <td>燃料貯蔵庫内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7. 7号機燃料貯蔵庫</td> <td>貯蔵庫</td> <td>1000mmφ</td> <td>鋼</td> <td>約1000kg</td> <td>約10m</td> <td>燃料貯蔵庫内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8. 8号機燃料貯蔵庫</td> <td>貯蔵庫</td> <td>1000mmφ</td> <td>鋼</td> <td>約1000kg</td> <td>約10m</td> <td>燃料貯蔵庫内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9. 9号機燃料貯蔵庫</td> <td>貯蔵庫</td> <td>1000mmφ</td> <td>鋼</td> <td>約1000kg</td> <td>約10m</td> <td>燃料貯蔵庫内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10. 10号機燃料貯蔵庫</td> <td>貯蔵庫</td> <td>1000mmφ</td> <td>鋼</td> <td>約1000kg</td> <td>約10m</td> <td>燃料貯蔵庫内</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第1図 周辺構造物の抽出検討フロー</p>	設備名	品名	規格	材質	重量	高さ	設置位置	備考	1. 1号機燃料貯蔵庫	貯蔵庫	1000mmφ	鋼	約1000kg	約10m	燃料貯蔵庫内		2. 2号機燃料貯蔵庫	貯蔵庫	1000mmφ	鋼	約1000kg	約10m	燃料貯蔵庫内		3. 3号機燃料貯蔵庫	貯蔵庫	1000mmφ	鋼	約1000kg	約10m	燃料貯蔵庫内		4. 4号機燃料貯蔵庫	貯蔵庫	1000mmφ	鋼	約1000kg	約10m	燃料貯蔵庫内		5. 5号機燃料貯蔵庫	貯蔵庫	1000mmφ	鋼	約1000kg	約10m	燃料貯蔵庫内		6. 6号機燃料貯蔵庫	貯蔵庫	1000mmφ	鋼	約1000kg	約10m	燃料貯蔵庫内		7. 7号機燃料貯蔵庫	貯蔵庫	1000mmφ	鋼	約1000kg	約10m	燃料貯蔵庫内		8. 8号機燃料貯蔵庫	貯蔵庫	1000mmφ	鋼	約1000kg	約10m	燃料貯蔵庫内		9. 9号機燃料貯蔵庫	貯蔵庫	1000mmφ	鋼	約1000kg	約10m	燃料貯蔵庫内		10. 10号機燃料貯蔵庫	貯蔵庫	1000mmφ	鋼	約1000kg	約10m	燃料貯蔵庫内		<p>相違理由</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・プラントの相違による調査対象範囲等の相違</p> <p>【島根】記載箇所の相違 ・島根は本資料の冒頭に記載いる。</p>
設備名	品名	規格	材質	重量	高さ	設置位置	備考																																																																																																																																																																												
1. 1号機燃料貯蔵庫	貯蔵庫	1000mmφ	鋼	約1000kg	約10m	燃料貯蔵庫内																																																																																																																																																																													
2. 2号機燃料貯蔵庫	貯蔵庫	1000mmφ	鋼	約1000kg	約10m	燃料貯蔵庫内																																																																																																																																																																													
3. 3号機燃料貯蔵庫	貯蔵庫	1000mmφ	鋼	約1000kg	約10m	燃料貯蔵庫内																																																																																																																																																																													
4. 4号機燃料貯蔵庫	貯蔵庫	1000mmφ	鋼	約1000kg	約10m	燃料貯蔵庫内																																																																																																																																																																													
5. 5号機燃料貯蔵庫	貯蔵庫	1000mmφ	鋼	約1000kg	約10m	燃料貯蔵庫内																																																																																																																																																																													
6. 6号機燃料貯蔵庫	貯蔵庫	1000mmφ	鋼	約1000kg	約10m	燃料貯蔵庫内																																																																																																																																																																													
7. 7号機燃料貯蔵庫	貯蔵庫	1000mmφ	鋼	約1000kg	約10m	燃料貯蔵庫内																																																																																																																																																																													
8. 8号機燃料貯蔵庫	貯蔵庫	1000mmφ	鋼	約1000kg	約10m	燃料貯蔵庫内																																																																																																																																																																													
9. 9号機燃料貯蔵庫	貯蔵庫	1000mmφ	鋼	約1000kg	約10m	燃料貯蔵庫内																																																																																																																																																																													
10. 10号機燃料貯蔵庫	貯蔵庫	1000mmφ	鋼	約1000kg	約10m	燃料貯蔵庫内																																																																																																																																																																													
設備名	品名	規格	材質	重量	高さ	設置位置	備考																																																																																																																																																																												
1. 1号機燃料貯蔵庫	貯蔵庫	1000mmφ	鋼	約1000kg	約10m	燃料貯蔵庫内																																																																																																																																																																													
2. 2号機燃料貯蔵庫	貯蔵庫	1000mmφ	鋼	約1000kg	約10m	燃料貯蔵庫内																																																																																																																																																																													
3. 3号機燃料貯蔵庫	貯蔵庫	1000mmφ	鋼	約1000kg	約10m	燃料貯蔵庫内																																																																																																																																																																													
4. 4号機燃料貯蔵庫	貯蔵庫	1000mmφ	鋼	約1000kg	約10m	燃料貯蔵庫内																																																																																																																																																																													
5. 5号機燃料貯蔵庫	貯蔵庫	1000mmφ	鋼	約1000kg	約10m	燃料貯蔵庫内																																																																																																																																																																													
6. 6号機燃料貯蔵庫	貯蔵庫	1000mmφ	鋼	約1000kg	約10m	燃料貯蔵庫内																																																																																																																																																																													
7. 7号機燃料貯蔵庫	貯蔵庫	1000mmφ	鋼	約1000kg	約10m	燃料貯蔵庫内																																																																																																																																																																													
8. 8号機燃料貯蔵庫	貯蔵庫	1000mmφ	鋼	約1000kg	約10m	燃料貯蔵庫内																																																																																																																																																																													
9. 9号機燃料貯蔵庫	貯蔵庫	1000mmφ	鋼	約1000kg	約10m	燃料貯蔵庫内																																																																																																																																																																													
10. 10号機燃料貯蔵庫	貯蔵庫	1000mmφ	鋼	約1000kg	約10m	燃料貯蔵庫内																																																																																																																																																																													

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

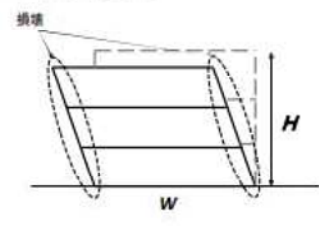
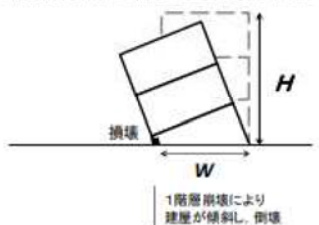
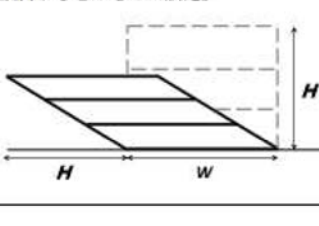
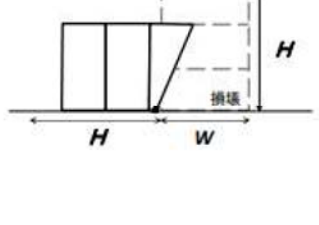
女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. 構造物の損壊による保管場所及び屋外アクセスルートへの影響範囲の評価</p> <p>保管場所及び屋外アクセスルートの障害となり得るとして抽出した構造物のうち、耐震Sクラス（Ss機能維持含む。）以外の構造物については、基準地震動Ssにより損壊するものとしてアクセスルートへの影響評価を実施した。</p> <p>構造物のうち建屋の損壊による影響範囲は、過去の被害事例から建屋の損傷モードを想定し評価した。第1表に示すとおり、建屋の損傷モードを層崩壊、転倒崩壊とし、影響範囲は全層崩壊又は建屋の根元から倒壊するものとして建屋高さ分を設定した。</p> <p>建屋以外の構造物の損壊による影響範囲は、構造物が根元からアクセスルート側に倒壊するものとし、構造物の高さHとして設定した。</p> <p>構造物の損壊による保管場所又はアクセスルートへの影響評価結果を第2表及び第3表、損壊により影響を与える構造物の位置を第3図に示す。保管場所は構造物の損壊による影響範囲にかかった場合、アクセスルートに必要な幅員（3.7m[*]）を確保できないと想定される場合は損壊の影響を受けると評価した。</p> <p>※可搬型設備において最大車幅（2.5m）となる「熱交換器ユニット」に必要な道路幅に余裕をみた道路幅</p>  <p>第2図 個別影響評価要否判断フロー</p>	<p>4. 構造物の損壊によるアクセスルートへの影響範囲の評価</p> <p>アクセスルート近傍の障害となり得るとして抽出した構造物のうち、耐震Sクラス（Ss機能維持含む。）以外の構造物については、基準地震動Ssによりがれきが発生するものとしてアクセスルートへの影響評価を実施した。</p> <p>構造物のうち建物の損壊による影響範囲は、過去の被害事例から建物の損傷モードを想定し評価した。第3表に示すとおり、建物の損傷モードを層崩壊、転倒崩壊とし、影響範囲は全層崩壊、又は建物の根元から転倒するものとして建物高さ分を設定した。</p> <p>建物以外の構造物の損壊による影響範囲は、構造物が根元からアクセスルート側に影響するものとして設定し評価した。</p> <p>構造物の損壊によるアクセスルートへの影響評価方法を第4表、影響評価結果を第5表～第6表に示す。損壊時にアクセスルートに干渉する全ての構造物のうち、必要な幅員（3.0m[*]）を確保できないと想定される場合は損壊の影響を受けると評価した。</p> <p>また、損壊時にアクセスルートに干渉する全ての構造物について、アクセスルートを挟んだ向かい側にアクセスルートに干渉する構造物の有無、ある場合は必要な幅員が確保可能か確認し、確保できないと想定される場合は損壊の影響を受けると評価した。</p> <p>※：可搬型設備のうち最大幅の大型送水ポンプ車の車両幅（約2.5m）及び使用ホース中最大サイズの300Aホース1本敷設の幅（約0.4m）を考慮し設定。なお、その他のサイズのホース使用時も1本敷設で使用する。</p> <p>第2図 個別影響評価要否判断フロー</p>	<p>2. 構造物の損壊による保管場所及び屋外アクセスルートへの影響範囲の評価</p> <p>保管場所及び屋外アクセスルートの障害となり得るとして抽出した構造物のうち、耐震Sクラス（Ss機能維持含む。）以外の構造物については、基準地震動により損壊するものとして保管場所及びアクセスルートへの影響評価を実施した。</p> <p>構造物のうち建屋の損壊による影響範囲は、過去の被害事例から建屋の損傷モードを想定し評価した。第1表に示すとおり、建屋の損傷モードを層崩壊、転倒崩壊とし、影響範囲は全層崩壊又は建屋の根元から倒壊するものとして建屋高さ分を設定した。</p> <p>建屋以外の構造物の損壊による影響範囲は、構造物が根元からアクセスルート側に倒壊するものとし、構造物の高さHとして設定した。</p> <p>構造物の損壊による保管場所及びアクセスルートへの影響評価結果を第2表及び第3表、損壊により影響を与える構造物の位置を第3図に示す。保管場所は構造物の損壊による影響範囲にかかった場合、アクセスルートに必要な幅員（3.5m[*]）を確保できないと想定される場合は損壊の影響を受けると評価した。</p> <p>また、損壊時にアクセスルートに干渉する全ての構造物について、アクセスルートを挟んだ向かい側にアクセスルートに干渉する構造物の有無、ある場合は必要な幅員が確保可能か確認し、確保できないと想定される場合は損壊の影響を受けると評価した。評価結果を第4図に示す。</p> <p>※：可搬型設備において最大車幅（約3.0m）となる「可搬型代替電源車」に必要な道路幅に余裕をみた道路幅</p>  <p>第2図 個別影響評価要否判断フロー</p>	<p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】資料構成の相違 ・泊は島根と同様にアクセスルートを挟んで損壊する構造物がある場合の影響を評価。</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・プラントの相違によるアクセスルートに必要な幅員の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

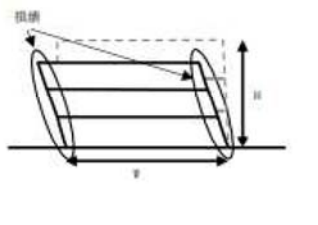
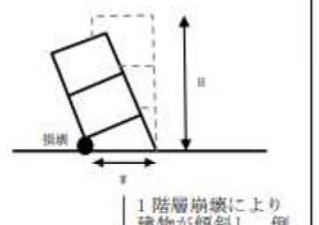
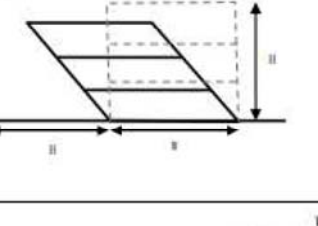
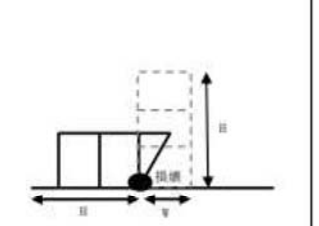
第1表 建屋の損傷モード及び損壊による影響範囲

損傷モード	層崩壊	転倒崩壊
阪神・淡路大震災時の被害の特徴*	<ul style="list-style-type: none"> ○崩壊形状としては、1階層崩壊・中間層崩壊・全層崩壊 ○柱の耐力不足、剛性の偏在や層間での急な剛性、耐力の違い、重量偏在が崩壊の主な原因に挙げられる。 ○1階層崩壊の被害事例はピロティ構造物の被害率が著しく高い。 ○中間層崩壊は、6～12階建ての建築物に確認されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○1階層崩壊後に建築物が大きく傾き転倒に至ったケースが確認されている。
想定される損傷モード	隣接するアクセスルートへの影響範囲が大きくなると想定される全層崩壊を損傷モードに選定した。 	1階層崩壊後に倒壊に至る崩壊を想定。 
想定する建屋の損壊範囲	全層崩壊は地震時に構造物が受けるエネルギーを各層で配分することから、各層の損傷は小さいため、建屋全体の傾斜は過去の被害事例からも小さいが、各層が各層高さ分、アクセスルート側へ大きく傾斜するものとして設定。 	上述の損傷モードに基づき、建屋高さH分には到達しないものHとして設定。 
建屋の損壊による影響範囲	H (建屋高さ分を設定)	

※ 「阪神・淡路大震災調査報告書 共通編-1 総集編、阪神・淡路大震災調査報告編集委員会」参照

島根原子力発電所2号炉

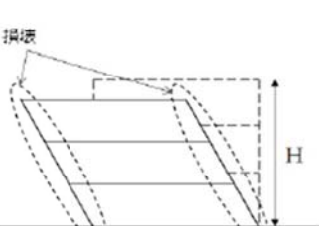
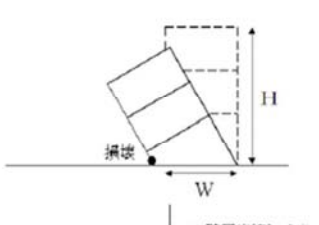
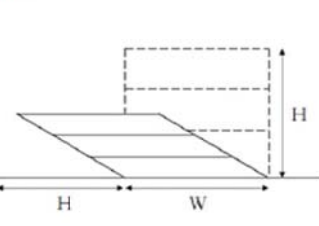

第3表 建物の損傷モード及び損壊による影響範囲

損傷モード	層崩壊	転倒崩壊
阪神・淡路大震災時の被害の特徴*	<ul style="list-style-type: none"> ○崩壊形状としては、1階層崩壊・中間層崩壊・全層崩壊。 ○柱の耐力不足・剛性の偏在や層間での急な剛性・耐力の違い・重量偏在が崩壊の主な原因に挙げられる。 ○1階層崩壊の被害事例はピロティ構造物の被害率が著しく高い。 ○中間層崩壊は、6～12階建ての建築物に確認されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○1階層崩壊後に建築物が大きく傾き転倒に至ったケースが確認されている。
想定される損傷モード	隣接するアクセスルートへの影響範囲が大きくなると想定される全層崩壊を損傷モードに選定した。 	1階層崩壊後に転倒に至る崩壊を想定。 
想定する建物の損壊範囲	全層崩壊は地震時に構造物が受けるエネルギーを各層で配分することから、各層の損傷は小さいため、建物全体の傾斜は過去の被害事例からも小さいが、各層が各層高さ分、アクセスルート側へ大きく傾斜するものとして設定。 	上述の損傷モードに基づき、建物高さH分には到達しないものHとして設定。 
建物の損壊による影響範囲	H (建物高さ分を設定)	

※ 「阪神・淡路大震災調査報告書 共通編-1 総集編、阪神・淡路大震災調査報告編集委員会」参照

泊発電所3号炉

第1表 建屋の損傷モード及び損壊による影響範囲

損傷モード	層崩壊	転倒崩壊
阪神・淡路大震災時の被害の特徴*	<ul style="list-style-type: none"> ○崩壊形状としては、1階層崩壊・中間層崩壊・全層崩壊。 ○柱の耐力不足、剛性の偏在や層間での急な剛性、耐力の違い、重量偏在が崩壊の主な原因に挙げられる。 ○1階層崩壊の被害事例はピロティ構造物の被害率が著しく高い。 ○中間層崩壊は、6～12階建ての建築物に確認されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○1階層崩壊後に建築物が大きく傾き転倒に至ったケースが確認されている。
想定される損傷モード	隣接するアクセスルートへの影響範囲が大きくなると想定される全層崩壊を損傷モードに選定した。 	1階層崩壊後に転倒に至る崩壊を想定。 
想定する建屋の損壊範囲	全層崩壊は地震時に構造物が受けるエネルギーを各層で配分することから、各層の損傷は小さいため、建屋全体の傾斜は過去の被害事例からも小さいが、各層が各層高さ分、アクセスルート側へ大きく傾斜するものとして設定。 	上述の損傷モードに基づき、建屋高さH分には到達しないものHとして設定。 
建屋の損壊による影響範囲	H (建屋高さ分を設定)	

※ 「阪神・淡路大震災調査報告書 共通編-1 総集編、阪神・淡路大震災調査報告編集委員会」参照

相違理由

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

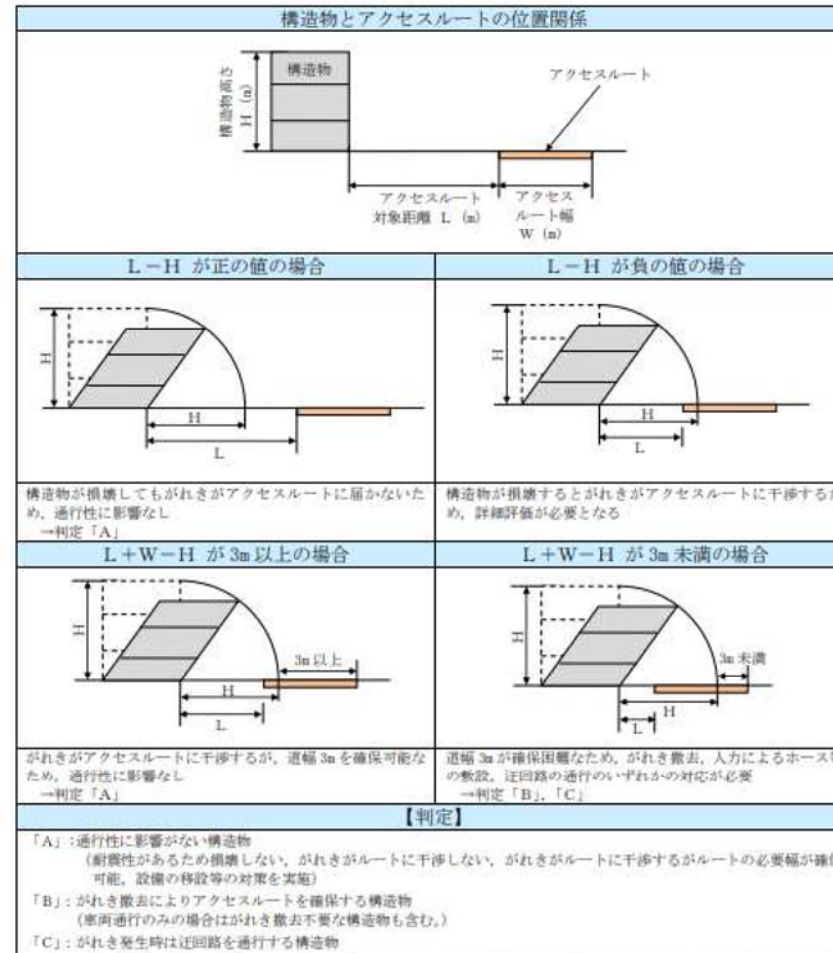
女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第4表 構造物（建物、機器類）損壊時の影響評価方法



アクセスルート対象距離：Lの設定にあたり、全ての構造物の影響範囲を確認（参考資料-1）した上で、アクセスルートに干渉する可能性のある面との距離を算出する。

【島根】記載内容の相違
 ・島根は構造物損壊時の影響評価方法について記載。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

第2表 アクセスルート周辺の周辺構造物

管理番号	構造物名称	評価フロー	寸法〔単位：m〕			個別影響評価			参照図面	備考
			奥行き	幅	高さ	火災	薬品	漏水		
1	出入管理室(1,2号)	③	17.51	18.21	8.62				第3-2図	
2	1,2号連絡通路	③	70.50	50.20	5.25				第3-2図	総延長の表行き、幅の積を記載
3	3号連絡通路	③	158.30	8.27	3.27				第3-2図	総延長の表行き、幅の積を記載
4	1号液体窒素貯槽	③	2.30	2.30	5.89		○		第3-2図	
5	No.2 サプレッションプール水貯蔵タンク	③	13.90	13.90	11.33			○	第3-2図	
6	トレンチ入口(T-11)	③	3.52	3.00	2.80				第3-2図	
7	No.1 サプレッションプール水貯蔵タンク	③	17.80	17.80	12.18			○	第3-2図	
8	1号復水貯蔵タンク	②	18.85	18.85	12.20				第3-2図	
9	1,2号開閉所引留機構	③	2.50	44.50	28.00				第3-2図	
10	1号主変圧器	③	7.50	12.25	8.80	○			第3-2図	
11	1号所内変圧器B	③	4.90	5.00	5.30	○			第3-2図	
12	1号所内変圧器A	③	4.90	5.00	5.30	○			第3-2図	
13	1号軽動変圧器	③	6.55	8.47	6.20	○			第3-2図	
14	開閉所がいし汚損計	③	2.70	3.80	7.80				第3-2図	
15	1号ガスボンベ庫	③	9.91	11.91	4.04	○			第3-2図	
16	新燃料貯蔵庫	③	23.60	25.90	13.27				第3-2図	
17	1号硫酸貯槽	③	3.64	1.50	2.96		○	○	第3-2図	
18	1号苛性ソーダ貯槽	③	5.04	2.50	4.06		○	○	第3-2図	
19	1号プロパンガスボンベ庫	③	1.50	5.30	2.70	○			第3-2図	
20	主復水装置電解鉄イオン注入装置電解槽	③	1.60	1.60	4.59			○	第3-2図	
21	OF 洞道トレンチ入口	③	2.80	3.40	2.50				第3-2図	
22	OF 洞道送風機	③	8.39	4.65	1.60				第3-2図	
23	1号海水ポンプ室門型クレーン	③	14.00	27.80	16.23				第3-2図	
24	1号防塵壁	③	23.50	39.60	2.00				第3-2図	
25	1号除塵装置電源室	③	9.80	15.30	4.30				第3-2図	
26	1号軽油貯蔵タンク	③	8.70	8.70	6.11	○			第3-2図	
27	1,2号Bゲート前検査所	③	5.48	10.88	3.53				第3-2図	
28	再生純水タンク	③	13.60	13.60	10.67			○	第3-2図	
29	ガスボンベ庫(化学分析用)	③	1.50	4.20	2.70	○			第3-2図	
30	洗濯設備チラー	③	1.00	3.00	2.30				第3-2図	
31	1号制御建屋	②	41.05	53.85	18.36			○	第3-2図	
32	1号原子炉建屋	②	43.65	53.35	47.68				第3-2図	
33	1号タービン建屋	③	93.50	61.05	19.53				第3-2図	

島根原子力発電所2号炉

第5表 アクセスルートへの影響評価結果(建物)(1/3)

参照図面	管理番号	アクセスルート周辺構造物	構造物諸元			評価方法	影響評価
			距離	高さ	7/PM10-10対象距離		
第2図	1	緊急時対策所	配造	—	—	—	判断
	2	1号水素還元装置	S造	4.80	13.80	18.80	参照評価に基づき影響がないことを確認
	3	技術訓練棟2号館	S造	8.00	5.30	18.80	参照による影響範囲を日として評価
	4	管理事務所1号館	SRC造	24.90	29.41	12.25	参照による影響範囲を日として評価
	5	管理事務所2号館	配造	—	6.90	15.90	参照による影響範囲を日として評価
第3図	6	ガスタービン発電機建屋	配造	—	—	—	参照評価に基づき影響がないことを確認
	7	協力企業A 社事務所1	S造	4.21	3.00	7.40	参照による影響範囲を日として評価
	8	協力企業A 社事務所2	S造	6.88	5.40	7.40	参照による影響範囲を日として評価
	9	協力企業A 社事務所3	S造	8.78	18.00	9.80	参照による影響範囲を日として評価
	10	協力企業A 社事務所4	S造	11.65	27.70	9.80	参照による影響範囲を日として評価
	11	協力企業B 社事務所1	S造	3.70	2.40	9.80	参照による影響範囲を日として評価
	12	協力企業B 社事務所2	配造	—	8.00	10.00	参照による影響範囲を日として評価
	13	協力企業B 社事務所3	S造	8.55	35.00	8.08	参照による影響範囲を日として評価
	14	協力企業C 社事務所1	S造	12.49	15.92	15.98	参照による影響範囲を日として評価
	15	協力企業D 社売店	S造	4.00	2.00	9.80	参照による影響範囲を日として評価
	16	合併処理施設風車	配造	—	3.40	12.00	参照による影響範囲を日として評価
	17	固体廃棄物貯蔵庫	配造	2	10.00	13.90	参照による影響範囲を日として評価

【判定】
 〇：「A」通行性に影響がない構造物（耐震性が不明なため損壊しない、がれきアクセスルートに干渉しない）
 〇：「B」がれき撤去によりアクセスルートを確認するがルートに干渉するがルートに干渉するがルートに干渉しない、がれき撤去が可能な場合
 〇：「C」がれき発生時は迂回路を通行する構造物（車両通行のみの場合は撤去が不要な構造物も含む。）

泊発電所3号炉

第2表 アクセスルート周辺の周辺構造物(1/7)

管理番号	構造物名称	評価フロー	寸法〔単位:m〕			個別影響評価			参照図面	備考
			奥行き	幅	高さ	火災	薬品	漏水		
1	1号炉原子炉建屋	②	74.00	55.00	63.73				第3-2図	
2	2号炉原子炉建屋	②	74.00	55.00	63.73				第3-2図	
3	1,2号炉原子炉補助建屋	③	63.90	110.00	29.80				第3-2図	
4	1号炉タービン建屋	③	96.79	43.03	28.23				第3-2図	
5	2号炉タービン建屋	③	96.79	43.03	28.23				第3-2図	
6	1,2号炉補助ボイラー建屋	③	27.89	19.33	8.15				第3-2図	
7	管理事務所	③	26.70	46.20	14.70				第3-2図	
8	1,2号炉循環水ポンプ建屋	②	31.10	72.50	24.70				第3-2図	
9	1,2号炉給排水処理建屋	③	27.64	73.44	13.45	○	○		第3-2図	
10	放射性廃棄物処理建屋	③	26.00	34.50	14.30				第3-2図	
11	1号炉燃料取替用水タンク建屋	③	19.00	19.00	10.16				第3-2図	
12	2号炉燃料取替用水タンク建屋	③	19.00	19.00	10.16				第3-2図	
13	屋外電気室	③	9.94	22.49	6.62				第3-2図	
14	放射性廃棄物処理建屋ボンベ庫	③	4.00	12.05	5.75	○			第3-2図	
15	固体廃棄物貯蔵庫	③	44.70	43.75	15.80				第3-3図	
16	防雪小屋(泡消火設備)	③	4.50	3.60	4.35				第3-2図	
17	1号炉タービン建屋前警備所	③	9.75	13.75	7.70				第3-2図	
18	1号炉発電機用ガスボンベ庫	③	12.10	8.50	4.55	○			第3-2図	
19	1,2号炉海水電解装置建屋	③	9.56	8.56	6.50				第3-2図	
20	残留塩素計建屋	③	5.12	6.82	4.10				第3-1図	
21	油倉庫	③	12.19	8.19	4.07	○			第3-2図	
22	2号炉発電機用ガスボンベ庫	③	12.10	8.50	4.55	○			第3-2図	
23	運営管理センター	③	20.10	20.15	18.20				第3-2図	
24	ゴミステーション	③	3.90	2.70	2.80				第3-2図	
25	定検トイレ	③	7.30	9.15	5.10				第3-2図	
26	定検機材倉庫	②	40.90	16.70	30.20				第3-3図	
27	総合管理事務所	②	25.650	58.54	24.20				第3-2図	

相違理由

【女川及び島根】
 記載内容の相違
 ・プラントの相違による周辺構造物の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

管理番号	構造物名称	評価フロー	寸法 [単位: m]			個別影響評価			参照図面	備考
			奥行き	幅	高さ	火災	薬品	溢水		
68	3号炉用ソーダ貯槽	③	4.35	1.90	3.61		○	○	第3-2図	
69	3号炉脱酸槽	③	2.90	1.10	2.71		○	○	第3-2図	
70	3号ガスボンベ庫	③	7.21	16.66	4.70	○			第3-2図	
71	防塵壁(3号放水立坑)	①	34.00	39.00	5.00				第3-2図	
72	3号除塵装置電源室	③	12.22	8.22	4.80				第3-2図	
73	防塵壁(3号海水ポンプ室)	①	37.58	50.90	6.00				第3-2図	
74	3号海水ポンプ室門型クレーン	②	14.55	34.33	18.10				第3-2図	
75	3号海水熱交換器建屋(南側)	③	26.53	4.21	5.65				第3-2図	
76	3号軽油タンクB	②	8.70	8.70	7.60				第3-2図	
77	3号軽油タンクA	②	8.70	8.70	7.60				第3-2図	
78	3号缶消火設備	③	-	-	-		○		第3-2図	現地調査にてアクセスルートに影響ないことを確認
79	3号海水熱交換器建屋(北側)	③	5.61	16.31	5.66				第3-2図	
80	3号PLR-VVVF(B)入力変圧器	③	3.10	4.59	3.27	○			第3-2図	
81	3号PLR-VVVF(A)入力変圧器	③	3.10	4.59	3.27	○			第3-2図	
82	出入管理室(3号)	③	20.66	23.74	6.45		○		第3-2図	
83	3号原子炉建屋	②	77.06	80.56	36.94				第3-2図	
84	3号サービス建屋	②	50.06	52.06	24.16		○		第3-2図	
85	3号タービン建屋	②	60.76	97.66	24.47				第3-2図	
86	3号補助ボイラー建屋	③	20.06	22.06	15.65				第3-2図	
87	事務本館/事務別館	②	23.15	45.80	20.80		○		第3-2図	上段:本館 下段:別館
88	バス待合所	③	19.80	3.60	3.20				第3-2図	
89	屎尿浄化槽機械室	③	7.80	13.10	6.89				第3-2図	
90	屎尿浄化槽機械室(増築)	③	11.60	8.70	4.05				第3-2図	
91	油脂倉庫	③	5.08	10.18	3.50	○			第3-2図	
92	No.1 純水タンク	③	11.77	11.77	10.66			○	第3-2図	
93	1, 2号ろ過水タンク	③	15.50	15.50	12.54			○	第3-2図	
94	純水移送ポンプ室	③	5.84	9.84	4.65				第3-2図	
95	No.2 純水タンク	③	15.50	15.50	12.75			○	第3-2図	
96	1, 2号給排水処理建屋	③	23.65	32.15	11.30		○	○	第3-2図	
97	1, 2号給排水処理薬品タンク	③	1.60	4.27	2.90		○	○	第3-2図	アクセスルートに近い酸性ソーダ貯槽のアーチを記載
98	子備品倉庫	③	18.64	36.34	7.65				第3-2図	
99	総合排水ポンプ	③	-	-	-				第3-2図	現地調査にてアクセスルートに影響ないことを確認
100-1	2号排気筒	①	38.00	38.00	160.00				第3-2図	奥行き、幅は基礎の値を記載
100-2	3号排気筒	①								

島根原子力発電所2号炉

第5表 アクセスルートへの影響評価結果(建物)(3/3)

管理番号	構造物名称	評価フロー	寸法 [単位: m]			個別影響評価	参照図面	備考
			奥行き	幅	高さ			
32	3号炉原子炉建屋	③	9.80	42.40	46.96			
33	3号炉サービス建屋	③	12.40	31.20	19.52			
34	3号炉出入管理棟	③	9.80	2.30	5.83			
35	放水監視モニター建物	③	18.00	0.00	3.70			
36	配水設備建物	③	9.00	18.90	6.55			
37	野外監視カメラ監視倉庫	③	3.00	2.70	2.70			
38	取1高圧物倉庫	③	7.90	26.30	4.36			
39	3号炉補助機水ポンプタンクメンテナンス建物	③	7.90	16.00	16.87			
40	7号倉庫	③	7.90	24.00	11.99			
41	8号倉庫	③	7.90	24.00	11.99			
42	9号倉庫	③	7.90	24.00	11.99			
43	10号倉庫	③	10.49 (東側) 5.70 9.90 (南西側)	5.50 (東側) 9.44 (南西側)	11.99 (東側) 9.44 (南西側)			
44	資料倉庫	③	7.90	9.30	2.50			
45	新2号倉庫	③	7.90	24.00	11.99			
46	恒常物品保管倉庫	③	7.90	25.00	11.99			
47	協力企業A倉庫1	③	7.90	14.70	7.14			
48	協力企業A倉庫2	③	7.90	6.30	4.50			
49	協力企業A倉庫3	③	7.90	9.10	3.40			
50	協力企業C社事務所2	③	9.00	10.30	6.70			

【判定】
 ○ : 「A」通行性に影響がない構造物（新築性があるため損壊しない、がれきがルートに干渉しない、がれきがルートに干渉するがルートの必要幅が確保可能、設備の移設等の対策を要する）
 □ : 「B」がれき撤去によりアクセスルートに干渉するがルートの必要幅が確保可能、設備の移設等の対策を要する
 △ : 「C」がれき発生時は迂回路を通行する構造物

泊発電所3号炉

第2表 アクセスルートの周辺構造物(3/7)

管理番号	構造物名称	評価フロー	寸法 [単位: m]			個別影響評価	参照図面	備考
			奥行き	幅	高さ			
56	Cダクト排気塔	③	2.91	2.76	3.50			第3-2図
57	Dダクト給気塔	③	2.61	3.61	3.65			第3-2図
58	Dダクト排気塔	③	1.71	2.66	3.35			第3-2図
59	Eダクト給気塔	③	3.16	2.96	3.50			第3-2図
60	Eダクト排気塔	③	2.76	2.61	3.50			第3-2図
61	Fダクト給気塔	③	2.96	3.16	3.50			第3-2図
62	Fダクト排気塔	③	0.96	0.96	3.35			第3-2図
63	Gダクト給気塔	③	3.56	3.41	3.65			第3-2図
64	Gダクト排気塔	③	1.16	1.16	3.35			第3-2図
65	Hダクト給気塔	③	1.93	1.43	3.35			第3-2図
66	Iダクト給気塔	③	3.36	5.63	3.77			第3-2図
67	中央警備所	③	20.07	12.75	7.50			第3-2図
68	中央警備所警備ボックス	③	7.91	3.41	3.50			第3-2図
69	3号炉放水モニター建屋	③	8.30	5.10	4.46			第3-1図
70	3号炉油庫	③	8.18	11.18	3.85	○		第3-2図
71	3号炉補助ボイラー燃料タンク消火設備建屋	③	3.58	5.03	4.84			第3-2図
72	3号炉発電機ガスボンベ庫	③	9.18	18.18	5.15	○		第3-2図
73	1号炉T/B前警備所警備BOX	③	4.00	3.00	2.91			第3-2図
74	原子炉容器上部ふた保管庫	③	13.20	31.00	8.90			第3-3図
75	3号炉出入管理棟前警備所	③	16.18	5.94	4.00			第3-2図
76	3号炉T/B前警備所	③	13.18	9.68	4.15			第3-2図
77	警備拠点建屋	③	16.85	8.18	6.58			第3-2図
78	展望台門扉警備ボックス	③	2.78	5.48	3.47			第3-1図
79	DGメンテナンス建屋	③	10.39	20.55	7.08			第3-2図
80	空ドラム缶置場上屋	③	3.60	5.27	2.78			第3-2図
81	展望台	③	6.30	31.00	4.25			第3-1図 減築又は撤去予定
82	総合管理事務所排水処理装置上屋	③	16.45	6.48	6.83			第3-2図

相違理由

【女川及び島根】
 記載内容の相違
 ・プラントの相違による
 周辺構造物の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

管理番号	構造物名称	評価フロー	寸法 [単位: m]			個別影響評価			参照図面	備考
			奥行き	幅	高さ	火災	薬品	溢水		
101	2号スタック放射線モニタ建屋	③	13.15	9.48	4.30				第3-2図	
102	3号スタック放射線モニタ建屋	③	9.90	9.38	4.67				第3-2図	
103	体育館	③	36.16	53.51	17.93			○	第3-2図	
104	体育館用空調機械室	③	3.51	3.51	3.57				第3-2図	
105	3号開閉所引留鉄構	③	2.50	42.00	25.20				第3-2図	
106	3号起動変圧器A	③	6.11	8.80	6.90	○			第3-2図	
107	3号起動変圧器B	③	6.11	8.80	6.90	○			第3-2図	
108	3号開閉所がいし汚損計	③	2.30	3.60	6.70				第3-2図	
109	松島幹線 No.1送電鉄塔	②	10.76	10.76	58.60				第3-2図	
110	3号給排水処理建屋	③	20.85	50.55	15.85		○	○	第3-2図	
111	3号純水タンク	③	11.60	11.60	10.69			○	第3-2図	
112	3号ろ過水タンク	③	15.50	15.50	12.09			○	第3-2図	
113	事務建屋	②	31.72	56.82	36.70			○	第3-2図	
114	指定可燃物倉庫	③	13.39	8.48	4.21		○		第3-3図	
115	第2油断倉庫	③	6.34	8.44	4.16		○		第3-3図	
116	撤去物保管倉庫	③	23.68	17.94	9.54				第3-3図	
117	撤去物保管倉庫	③	23.68	17.94	9.54				第3-3図	
118	撤去物保管倉庫	③	23.68	17.94	9.54				第3-3図	
119	資機材倉庫	③	33.68	10.89	9.17				第3-3図	
120	資機材倉庫	③	25.68	10.89	9.17				第3-3図	
121	資機材倉庫	③	25.68	10.89	9.17				第3-3図	
122	予備品・貯蔵品倉庫	③	25.68	10.89	9.17				第3-3図	
123	配水池	③	11.00	11.00	3.50			○	第3-3図	
124	ろ過タンク(浄水)	③	1.75	1.75	4.50			○	第3-3図	
125	浄化ポンプ室	③	4.40	10.30	3.20				第3-3図	
126	原水タンク	③	19.80	19.80	14.60			○	第3-3図	
127	原水タンク	③	19.80	19.80	14.60			○	第3-3図	
128	倉庫	③	6.50	5.58	3.55				第3-3図	
129	環境放射能測定センターボンベ室	③	2.95	1.55	2.33		○		第3-3図	
130	排水処理装置上屋	③	4.22	4.92	5.30		○		第3-3図	
131	環境放射能測定センター倉庫	③	6.18	5.25	3.38				第3-3図	
132	原子力技術訓練センター倉庫	③	7.40	5.60	3.30				第3-3図	
133	原子力技術訓練センター機械室	③	8.34	7.42	3.70				第3-3図	
134	資材倉庫	③	2.30	7.20	2.60				第3-3図	

島根原子力発電所2号炉

第6表 アクセスルートへの影響評価結果(建物以外)(1/3)

参照図面	管理番号	アクセスルート周辺構造物	構造物諸元			評価方法	影響評価
			高さ (m)	幅 (m)	7/PM5+1 対象距離 (m)		
第2図	A	頭上無線機塔	-	-	-	距離評価を基礎のうえに必要な対策を要する	A
第2図	B	統合原子力防災NW用屋外アンテナ	-	-	-	距離評価に基づき影響がないことを確認	A
第2図	C	線路くくり設備	6.90	15.00	18.80	距離による影響範囲を日として評価	A
第3図	D	1号ろ過水タンク	11.60	33.30	18.80	距離による影響範囲を日として評価	A
第3図	E	2号開閉所風庫	12.00	0.00	9.80	陸地的にアクセスルート側に傾斜しない	A
第3図	F	2号開閉所引留鉄構	-	-	-	距離評価に基づき影響がないことを確認	A
第3図	G	輪谷貯水構(西1)	-	-	-	距離評価に基づき影響がないことを確認	A
第3図	H	輪谷貯水構(西2)	-	-	-	距離評価に基づき影響がないことを確認	A
第3図	I	輪谷貯水構(東1)	-	-	-	距離評価に基づき影響がないことを確認	A
第3図	J	輪谷貯水構(東2)	-	-	-	距離評価に基づき影響がないことを確認	A
第3図	K	60kV 駆動支線 No.2-1 鉄塔	-	-	-	距離評価を基礎のうえに必要な対策を要する	A
第3図	L	60kV 駆動支線 No.3 鉄塔	29.4	111.10	9.80	距離による影響範囲を日として評価	A
第3図	M	220kV 第二島根原子力幹線 No.1 鉄塔	-	-	-	距離評価を基礎のうえに必要な対策を要する	A
第3図	N	220kV 第二島根原子力幹線 No.2 鉄塔	-	-	-	距離評価を基礎のうえに必要な対策を要する	A
第3図	O	第2-60kV 開閉所屋外架橋	-	-	-	距離評価を基礎のうえに必要な対策を要する	A
第3図	P	ガスタービン発電機用油タンク	-	-	-	距離評価に基づき影響がないことを確認	A
第3図	Q	ガスタービン発電機用油タンク用消火タンク	3.60	10.61	18.03	距離による影響範囲を日として評価	A
第3図	R	硝子水洗タンク	6.10	6.00	9.80	距離による影響範囲を日として評価	A
第3図	S	協力企業B社設備1	2.40	3.10	9.80	距離による影響範囲を日として評価	A
第3図	T	協力企業B社設備2	1.90	8.50	9.80	距離による影響範囲を日として評価	A
第3図	U	協力企業B社設備3	1.00	1.00	9.80	距離による影響範囲を日として評価	A
第3図	V	協力企業B社倉庫1	2.70	2.10	9.80	距離による影響範囲を日として評価	A
第3図	W	協力企業B社倉庫2	2.45	5.10	9.80	距離による影響範囲を日として評価	A

【判定】
 □ : 「A」通行性に影響がない構造物（頑固性があるため損壊しない、がれきが生じることがない）
 □ : 「B」がれき撤去によりアクセスルートに干渉するが、ルートに必要な確保が確保可能、設備の移設等の対策を要する
 □ : 「C」がれき撤去によりアクセスルートに干渉するが、ルートに必要な確保が確保可能、撤去可能な構造物も含む。

泊発電所3号炉

第2表 アクセスルートの周辺構造物(4/7)

管理番号	構造物名称	評価フロー	寸法 [単位: m]			個別影響評価			参照図面	備考
			奥行き	幅	高さ	火災	薬品	溢水		
83	産業廃棄物保管庫C	③	4.88	6.14	2.61				第3-2図	
84	1号炉 T/B 風除室前待機所	③	5.48	3.68	3.63				第3-2図	
85	2号炉 T/B 風除室前待機所	③	5.48	3.68	3.63				第3-2図	
86	歩道用アーケードA	③	14.40	2.00	2.64				第3-2図	
87	歩道用アーケードB	③	4.80	2.00	2.64				第3-2図	
88	歩道用アーケードC	③	2.00	9.60	2.64				第3-2図	
89	歩道用アーケードD	③	26.40	2.00	2.64				第3-2図	
90	歩道用アーケードE	③	38.40	2.00	2.64				第3-2図	
91	No.2アーケード	③	52.40	2.00	2.64				第3-2図	
92	No.3アーケード	③	1.60		A:2.40 B:48.70 C:31.20 D:4.80 E:4.30 F:3.80				第3-2図	6連棟のうち、Aが最も西側
93	No.4アーケード	③	A:16.80 B:12.00	2.00	2.64				第3-2図	2連棟のうち、Aが北側
94	No.5アーケード	③	16.40	2.00	2.64				第3-2図	
95	No.9アーケード	③	A:2.00 B:1.50 C:2.00	A:28.20 B:9.40 C:16.40	2.64				第3-2図	3連棟のうち、Aが最も西側
96	労務安全課ハイユース発電室当直用パトロール(1/2号分)車庫	③	7.38	6.48	3.68				第3-2図	
97	固体廃棄物運搬車庫	③	4.48	9.18	4.65				第3-3図	
98	カーポート	③	4.30	5.40	3.53				第3-2図	
99	緊急時対策所(待機所)	①	14.85	16.70	4.35				第3-3図	
100	空調上屋(待機所用)	②	14.65	14.65	4.35				第3-3図	
101	緊急時対策所(指揮所)	①	14.85	16.70	4.35				第3-3図	
102	空調上屋(指揮所用)	②	14.65	14.65	4.35				第3-3図	
103	46m車庫 A1棟	③	20.70	24.00	7.16				第3-1図	
104	46m車庫 A2棟	③	15.70	24.00	7.16				第3-1図	
105	46m車庫 A3棟	③	22.70	24.00	7.16				第3-1図	
106	3号炉循環水ポンプ建屋風除室	③	1.40	3.30	2.91				第3-2図	

相違理由

【女川及び島根】
 記載内容の相違
 ・プラントの相違による周辺構造物の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

管理番号	構造物名称	評価フロー	寸法〔単位：m〕			個別影響評価			参照図面	備考
			奥行き	幅	高さ	火災	薬品	溢水		
135	資材倉庫	①	2.30	7.20	2.60				第3-3図	
136	環境放射能測定センター	①	23.45	30.60	8.65		○		第3-3図	
137	原子力技術訓練センター	①	18.20 26.18	31.20 32.68	8.50 14.30				第3-3図	上段：事務所 下段：実習棟
138	環境放射能測定センター前 バス待合所	①	2.50	3.00	2.52				第3-3図	
139	気象観測棟（南棟）	③	4.09	4.09	3.13				第3-3図	
140	トップソーダ	③	4.15	8.40	3.50				第3-3図	
141	気象観測棟	③	4.09	3.79	3.13				第3-3図	
142	緊急用電気品庫	①	20.00	30.00	6.60				第3-4図	建設中
143	保修センター	②	39.70	79.30	21.75		○		第3-4図	
144	上水受水槽	③	5.00	5.00	3.00		○		第3-4図	
145	雑用水受水槽	③	6.50	5.00	3.00		○		第3-4図	
146	保修センター機械室	③	4.90	3.70	3.45				第3-4図	
147	保修センター浄化槽用プロア ポンプ室	③	5.50	3.80	2.45				第3-4図	
148	緊急時対策建屋	①	35.00	35.00	5.00				第3-4図	建設中
149	大容量電源装置	③	4.00	21.80	4.93	○	○		第3-4図	一層大きいコンテナ ローリーの積載設備
150	消火水タンク	③	-	-	-		○		-	建設予定（設計中）
151	2号ガスボンベ庫	③	-	-	-	○			-	建設中（再建設予定）
152	防潮堤	①	総延長約800m 高さ0.P.+30.0m						第3-2図	
153	防潮壁（3号炉海水熱交換器建 屋取水立坑）	①	-	-	-				第3-2図	建設予定（設計中）
154	浸水防止壁	①	32.50	26.00	0.80				第3-2図	建設予定
155	1号排気筒	②	32.00	32.00	125.00				第3-2図	奥行き、幅は基礎の 壁を参照
156	1号スタック放射線モニタ建 屋	③	-	-	-				第3-2図	現地調査にてア クセスルートに影響 ないことを確認
157	電源装置用局舎	③	-	-	-				第3-2図	現地調査にてア クセスルートに影響 ないことを確認

第6表 アクセスルートへの影響評価結果（建物以外）（2/3）

島根 図面	管理 番号	アクセスルート周辺構造物	構造物次元			7/10以上 割合距離 (m)	7/10以上 割合距離 (m)	7/10以上 割合距離 (m)	評価方法	判定値： L+H 以上の 正の数： 干渉なし 判定値： L+H 以上の 負の数： 干渉なし	判定
			高さ (m)	幅 (m)	距離 (m)						
	X	宇中系中継水塔（西山水塔）	2.00	6.80	9.80	抽満による影響範囲を日として評価	抽満による影響範囲を日として評価	抽満による影響範囲を日として評価	抽満による影響範囲を日として評価	抽満による影響範囲を日として評価	A
	Y	雑用水タンク	2.50	6.80	9.80	抽満による影響範囲を日として評価	抽満による影響範囲を日として評価	抽満による影響範囲を日として評価	抽満による影響範囲を日として評価	抽満による影響範囲を日として評価	A
	Z	2号炉NO.2液体蒸発器貯蔵タンク	6.01	3.80	8.30	抽満による影響範囲を日として評価	抽満による影響範囲を日として評価	抽満による影響範囲を日として評価	抽満による影響範囲を日として評価	抽満による影響範囲を日として評価	A
	a	2号炉NO.2液体蒸発器貯蔵タンク	4.41	2.90	8.30	抽満による影響範囲を日として評価	抽満による影響範囲を日として評価	抽満による影響範囲を日として評価	抽満による影響範囲を日として評価	抽満による影響範囲を日として評価	A
	b	1号炉海水貯蔵タンク	-	-	-	抽満による影響範囲を日として評価	抽満による影響範囲を日として評価	抽満による影響範囲を日として評価	抽満による影響範囲を日として評価	抽満による影響範囲を日として評価	A
	c	固形材タンク	5.71	3.40	7.00	抽満による影響範囲を日として評価	抽満による影響範囲を日として評価	抽満による影響範囲を日として評価	抽満による影響範囲を日として評価	抽満による影響範囲を日として評価	A
	d	動火庫	-	-	-	抽満による影響範囲を日として評価	抽満による影響範囲を日として評価	抽満による影響範囲を日として評価	抽満による影響範囲を日として評価	抽満による影響範囲を日として評価	A
	e	原子炉建屋空気冷却系冷媒貯蔵タンク	4.84	6.30	8.30	抽満による影響範囲を日として評価	抽満による影響範囲を日として評価	抽満による影響範囲を日として評価	抽満による影響範囲を日として評価	抽満による影響範囲を日として評価	A
	f	原子炉建屋空気冷却系冷媒貯蔵タンク	2.10	2.20	8.30	抽満による影響範囲を日として評価	抽満による影響範囲を日として評価	抽満による影響範囲を日として評価	抽満による影響範囲を日として評価	抽満による影響範囲を日として評価	A
	g	1.2号炉内周所内周所貯蔵タンク	2.30	0.00	8.30	抽満による影響範囲を日として評価	抽満による影響範囲を日として評価	抽満による影響範囲を日として評価	抽満による影響範囲を日として評価	抽満による影響範囲を日として評価	A
	h	低圧原子炉代替注水ポンプ格納庫	-	-	-	抽満による影響範囲を日として評価	抽満による影響範囲を日として評価	抽満による影響範囲を日として評価	抽満による影響範囲を日として評価	抽満による影響範囲を日として評価	A
	i	第1ペンタフルタンク格納庫	-	-	-	抽満による影響範囲を日として評価	抽満による影響範囲を日として評価	抽満による影響範囲を日として評価	抽満による影響範囲を日として評価	抽満による影響範囲を日として評価	A
	j	補助水タンク	-	-	-	抽満による影響範囲を日として評価	抽満による影響範囲を日として評価	抽満による影響範囲を日として評価	抽満による影響範囲を日として評価	抽満による影響範囲を日として評価	A
	k	B-ディ-セル燃料貯蔵タンク	-	-	-	抽満による影響範囲を日として評価	抽満による影響範囲を日として評価	抽満による影響範囲を日として評価	抽満による影響範囲を日として評価	抽満による影響範囲を日として評価	A
	l	2号炉海水貯蔵タンク	-	-	-	抽満による影響範囲を日として評価	抽満による影響範囲を日として評価	抽満による影響範囲を日として評価	抽満による影響範囲を日として評価	抽満による影響範囲を日として評価	A
	m	2号炉補助海水貯蔵タンク	-	-	-	抽満による影響範囲を日として評価	抽満による影響範囲を日として評価	抽満による影響範囲を日として評価	抽満による影響範囲を日として評価	抽満による影響範囲を日として評価	A
	n	2号炉海水貯蔵タンク	-	-	-	抽満による影響範囲を日として評価	抽満による影響範囲を日として評価	抽満による影響範囲を日として評価	抽満による影響範囲を日として評価	抽満による影響範囲を日として評価	A
	o	2号炉排気筒	-	-	-	抽満による影響範囲を日として評価	抽満による影響範囲を日として評価	抽満による影響範囲を日として評価	抽満による影響範囲を日として評価	抽満による影響範囲を日として評価	A
	p	燃料移送ポンプエリア電源制御装置	-	-	-	抽満による影響範囲を日として評価	抽満による影響範囲を日として評価	抽満による影響範囲を日として評価	抽満による影響範囲を日として評価	抽満による影響範囲を日として評価	A
	q	2号炉排気筒	4.80	1.50	9.00	抽満による影響範囲を日として評価	抽満による影響範囲を日として評価	抽満による影響範囲を日として評価	抽満による影響範囲を日として評価	抽満による影響範囲を日として評価	A
	r	取水槽給水ポンプエリア取水塔	-	-	-	抽満による影響範囲を日として評価	抽満による影響範囲を日として評価	抽満による影響範囲を日として評価	抽満による影響範囲を日として評価	抽満による影響範囲を日として評価	A
	s	取水槽給水ポンプエリア取水塔	-	-	-	抽満による影響範囲を日として評価	抽満による影響範囲を日として評価	抽満による影響範囲を日として評価	抽満による影響範囲を日として評価	抽満による影響範囲を日として評価	A
	t	取水槽給水ポンプエリア取水塔	-	-	-	抽満による影響範囲を日として評価	抽満による影響範囲を日として評価	抽満による影響範囲を日として評価	抽満による影響範囲を日として評価	抽満による影響範囲を日として評価	A
	u	2号炉格納庫	6.80	37.20	8.00	抽満による影響範囲を日として評価	抽満による影響範囲を日として評価	抽満による影響範囲を日として評価	抽満による影響範囲を日として評価	抽満による影響範囲を日として評価	A

【判定】
 ○：「A」通行性に影響がない構造物（耐震性があるため崩壊しない、がれきがアクセスルートに干渉しない、
 がれきがアクセスルートに干渉するが、アクセスルートの必要幅が確保可能、設備の修設等の対策を実施）
 □：「B」がれき撤去によりアクセスルートを確認する構造物（前面通行のための撤去が可能な構造物も含む）
 △：「C」がれき発生時は迂回路を通行する構造物
 ※：地上入口前を示す。

泊発電所3号炉

第2表 アクセスルートの周辺構造物（5/7）

管理番号	構造物名称	評価フロー	寸法〔単位：m〕			個別影響評価			参照図面	備考
			奥行き	幅	高さ	火災	薬品	溢水		
107	51m倉庫・車庫	②	21.00	71.80	11.95				第3-3図	
108	中継建屋A棟	③	7.75	5.75	4.85				第3-2図	
109	中継建屋B棟	③	4.30	10.85	4.85				第3-2図	
110	北西防雪小屋	③	7.72	7.92	4.83				第3-2図	
111	北東防雪小屋	③	8.14	13.72	5.17				第3-2図	
112	南西防雪小屋	③	12.94	6.77	4.89				第3-2図	
113	南東防雪小屋	③	8.14	13.62	6.31				第3-2図	
114	電気盤小屋	③	4.69	3.69	3.86				第3-2図	
115	中継ポンプ室	③	6.20	15.75	4.38				第3-3図	
116	モニタリング局舎 (EPO-1)	③	2.60	2.80	3.00				第3-3図	
117	茶津守衛所本館	③	4.50	12.60	4.15				第3-3図	
118	茶津守衛所A立哨 ボックス	③	1.48	1.94	2.50				第3-3図	
119	茶津守衛所C立哨 ボックス	③	1.21	1.21	2.52				第3-3図	
120	茶津守衛所待機所	③	3.00	10.00	2.62				第3-3図	
121	茶津守衛所休憩所	③	6.37	4.55	3.81				第3-3図	
122	R/B栈橋	②	12.75	15.46	-				第3-2図	
123	A/B栈橋	②	20.94	8.80	-				第3-2図	
124	1号炉海水管ダクト	③	6.10	13.30	2.60				第3-2図	
125	2号炉海水管ダクト	③	6.10	13.30	2.60				第3-2図	
126	手動門1立哨ボックス	③	1.90	1.90	2.15				第3-2図	
127	手動門1トイレ	③	3.10	2.20	2.65				第3-2図	
a	防潮堤	①	総延長約1200m 高さI.P.+16.5m						第3-2図	
b	アクセスルートトンネル	②	10.22	244.9m	8.55				第3-3図	
c	泊支線No.5鉄塔	③	3.38	3.38	20.90				第3-3図	
d	泊支線No.6鉄塔	②	6.10	6.10	34.90				第3-3図	
e	泊支線No.7鉄塔	②	5.42	5.42	28.40				第3-2図	
f	泊電源1号支線 No.1鉄塔	③	4.50	4.50	28.00				第3-3図	
g	泊電源2号支線 No.1鉄塔	③	4.50	4.50	28.00				第3-3図	

相違理由

【女川及び島根】
 記載内容の相違
 ・プラントの相違による
 周辺構造物の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第6表 アクセスルートへの影響評価結果（建物以外）（3/3）

参照 図面	管理 番号	アクセスルート周辺構造物	構造物諸元			評価方法	影響評価			
			耐震 等級	高さ (m)	7/10m 対称距離 (m)		7/10m 幅(m)	判定値： L+H の値と 干渉なし	判定値： L+H の値と 3m以上 影響なし	
第4図 第5図 第4図 第5図 第5図 第1図 第1図 第3図 第4図	u	2号炉所内変圧器	C	5.39	37.20	8.00	相違による影響範囲を日として評価	31.81	39.81	A
	v	2号炉主変圧器	C	8.45	37.20	8.00	相違による影響範囲を日として評価	28.75	36.75	A
	w	取水槽ガントリクレーン ^{※1}	C	20.79	20.20	8.00	相違による影響範囲を日として評価	-0.59	7.41	A
	x	1号炉排気筒	-	-	-	-	耐震評価に基づき影響がないことを確認	-	-	A
	y	防波壁	B	-	-	-	耐震評価に基づき影響がないことを確認	-	-	A
	z	配管ダクト出入口建物	-	3.75	1.20	9.80	相違による影響範囲を日として評価	-2.55	7.25	A
	aa	配管・ケーブル架台	-	2.85	2.90	9.80	相違による影響範囲を日として評価	0.05	9.85	A
	ab	評価用橋脚本橋	-	1.93	3.50	9.00	相違による影響範囲を日として評価	1.57	10.57	A
	ac	非常用ディーゼル発電機設置用タンク(旧)	-	11.51	46.00	8.00	相違による影響範囲を日として評価	34.49	42.49	A
	ad	500kV 島根原子力幹線 No.1 鉄塔	-	70.3	310.21	13.00	相違による影響範囲を日として評価	230.91	238.91	A
	ae	500kV 島根原子力幹線 No.2 鉄塔	-	70.7	265.26	13.10	相違による影響範囲を日として評価	195.16	203.16	A
	af	500kV 島根原子力幹線 No.3 鉄塔	-	70.7	225.64	15.30	相違による影響範囲を日として評価	154.34	170.34	A
	ag	第二輸送トンネル	-	-	-	-	耐震評価に基づき影響がないことを確認	-	-	A
	ah	連絡通路	-	-	-	-	耐震評価に基づき影響がないことを確認	-	-	A

【判定】
 〇：「A」通行性に影響がない構造物（耐震性があるため損壊しない、がれきかルートに干渉しない、がれきがルートに干渉するがルートの必要幅が確保可能、設備の移設等の対策を実施）
 △：「B」がれき撤去によりアクセスルートを通行する構造物
 □：「C」がれき発生時は迂回所における影響評価結果を示す。なお、2号炉取水槽上においては、耐震評価に基づき影響がないことを確認している。
 ※1：2号炉取水槽東側に位置する係留場所における影響評価結果を示す。
 ※2：土石流及び送電線の垂れ下りによる影響を受けないアクセスルート。

第2表 アクセスルートの周辺構造物（6/7）

管理 番号	構造物名称	評価 フロー	寸法 [単位:m]			個別影響評価			参照 図面	備考
			奥行き	幅	高さ	火 災	薬 品	溢 水		
h	66KV 引留鉄橋	③	14.00	1.00	14.50				第3-2図	
i	1号炉油計量タンク	③	4.72	4.72	6.84	○			第3-2図	
j	1,2号炉予備変圧器	③	4.05	7.55	5.02	○			第3-2図	
k	1号炉主変圧器	④	7.79	12.35	8.10	○			第3-2図	
l	1号炉起動変圧器	③	6.97	8.65	7.25	○			第3-2図	
m	1号炉所内変圧器	③	4.95	6.80	5.90	○			第3-2図	
n	1号炉変圧器ヤード 遮風壁	③	14.50	23.50	8.30				第3-2図	
o	1号炉変圧器防火壁	③	27.50	23.70	8.30				第3-2図	
p	1,2号炉補助ボイラー 燃料タンク	③	9.67	9.67	15.27	○			第3-2図	
q	1,2号炉補助ボイラー 煙突	②	3.70	3.70	37.50				第3-2図	
r	1号及び2号炉取水ピット スクリーン室防水壁	①	19.90	49.40	3.00				第3-2図	
s	2号炉主変圧器	③	7.05	11.20	9.20	○			第3-2図	
t	2号炉所内変圧器	③	4.95	6.80	5.90	○			第3-2図	
u	2号炉起動変圧器	③	6.97	8.65	7.25	○			第3-2図	
v	2号炉変圧器ヤード 遮風壁	③	3.05	12.50	8.30				第3-2図	
w	2号炉変圧器防火壁	③	27.50	23.73	8.30				第3-2図	
x	A-2次系純水タンク	②	13.00	13.00	17.16		○		第3-2図	
y	A-ろ過水タンク	②	13.00	13.00	17.16		○		第3-2図	
z	3A-ろ過水タンク	②	13.00	13.00	17.16		○		第3-2図	
aa	B-ろ過水タンク	②	13.00	13.00	17.16		○		第3-2図	
ab	3B-ろ過水タンク	②	13.00	13.00	17.16		○		第3-2図	
ac	B-2次系純水タンク	②	13.00	13.00	17.16		○		第3-2図	
ad	3号炉主/所内変圧器	③	8.25	14.35	8.70	○			第3-2図	
ae	3号炉取水ピット スクリーン室防水壁	①	-	-	-				第3-2図	建設予定 (設計中)
af	3号炉油計量タンク	③	5.50	5.50	7.45	○			第3-2図	
ag	3号炉補助ボイラー煙突	③	3.92	3.92	37.50				第3-2図	
ah	3号炉補助ボイラー 燃料タンク	③	10.50	10.50	15.25	○			第3-2図	

第2表 アクセスルートの周辺構造物（7/7）

管理 番号	構造物名称	評価 フロー	寸法 [単位:m]			個別影響評価			参照 図面	備考
			奥行き	幅	高さ	火 災	薬 品	溢 水		
ai	3号炉非常用変圧器	③	2.52	11.05	3.42	○			第3-1図	
aj	茶津第二トンネル	③	13.00	110.50	10.00				第3-3図	
ak	茶津入構トンネル	③	-	-	-				第3-3図	建設予定 (設計中)
al	淡水取水設備受排水槽 屋根	③	9.00	11.00	2.00				第3-3図	
am	港湾ジブクレーン	③	8.30	8.30	33.50				第3-1図	
an	大地電位上昇用保安装置 (茶津)	③	1.40	3.50	2.50				第3-2図	
ao	代替給電用資機材 コンテナ (A-5)	③	1.80	3.21	2.03				第3-2図	
ap	代替給電用資機材 コンテナ (A-6)	③	1.80	3.21	2.03				第3-2図	

【女川及び島根】
 記載内容の相違
 ・プラントの相違による
 周辺構造物の相違

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																										
	<p>第5表及び第6表において、損壊時にアクセスルートに干渉する構造物（L（アクセスルート対象距離）－H（構造物高さ）の値が負の数の構造物）について、構造物の影響範囲を確認（参考資料-1）した上で、確保可能なアクセスルートの幅員が構造物の単独損壊評価よりも狭くなるおそれがある構造物について、損壊時に確保可能なアクセスルートの幅員を確認した。評価結果を第7表、詳細確認結果を第6、7図に示す。</p> <p>第7表 損壊時にアクセスルートに干渉する構造物の評価結果</p> <table border="1" data-bbox="952 558 1748 821"> <thead> <tr> <th>管理番号</th> <th>損壊時に単独損壊評価よりも幅員が狭くなるおそれのある構造物の組合せ</th> <th>損壊時に確保可能な幅員</th> <th>対応方針</th> <th>参照図面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td>2号炉MGC液体窒素貯蔵タンク</td> <td rowspan="3">3.79m</td> <td rowspan="3">車両の通行に影響がないことを確認した。</td> <td rowspan="3">第6図</td> </tr> <tr> <td>a</td> <td>2号炉MGC液体窒素蒸発装置</td> </tr> <tr> <td>α</td> <td>1、2号炉開閉所間電路接続用洞道</td> </tr> <tr> <td>z</td> <td>配管ダクト出入口建物</td> <td rowspan="2">6.27m</td> <td rowspan="2">車両の通行に影響がないことを確認した。</td> <td rowspan="2">第7図</td> </tr> <tr> <td>aa</td> <td>配管・ケーブル架台</td> </tr> <tr> <td>34</td> <td>3号炉出入管理棟</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	管理番号	損壊時に単独損壊評価よりも幅員が狭くなるおそれのある構造物の組合せ	損壊時に確保可能な幅員	対応方針	参照図面	2	2号炉MGC液体窒素貯蔵タンク	3.79m	車両の通行に影響がないことを確認した。	第6図	a	2号炉MGC液体窒素蒸発装置	α	1、2号炉開閉所間電路接続用洞道	z	配管ダクト出入口建物	6.27m	車両の通行に影響がないことを確認した。	第7図	aa	配管・ケーブル架台	34	3号炉出入管理棟					<p>【島根】記載内容の相違 ・島根は構造物影響範囲の詳細確認結果を記載。</p>
管理番号	損壊時に単独損壊評価よりも幅員が狭くなるおそれのある構造物の組合せ	損壊時に確保可能な幅員	対応方針	参照図面																									
2	2号炉MGC液体窒素貯蔵タンク	3.79m	車両の通行に影響がないことを確認した。	第6図																									
a	2号炉MGC液体窒素蒸発装置																												
α	1、2号炉開閉所間電路接続用洞道																												
z	配管ダクト出入口建物	6.27m	車両の通行に影響がないことを確認した。	第7図																									
aa	配管・ケーブル架台																												
34	3号炉出入管理棟																												

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

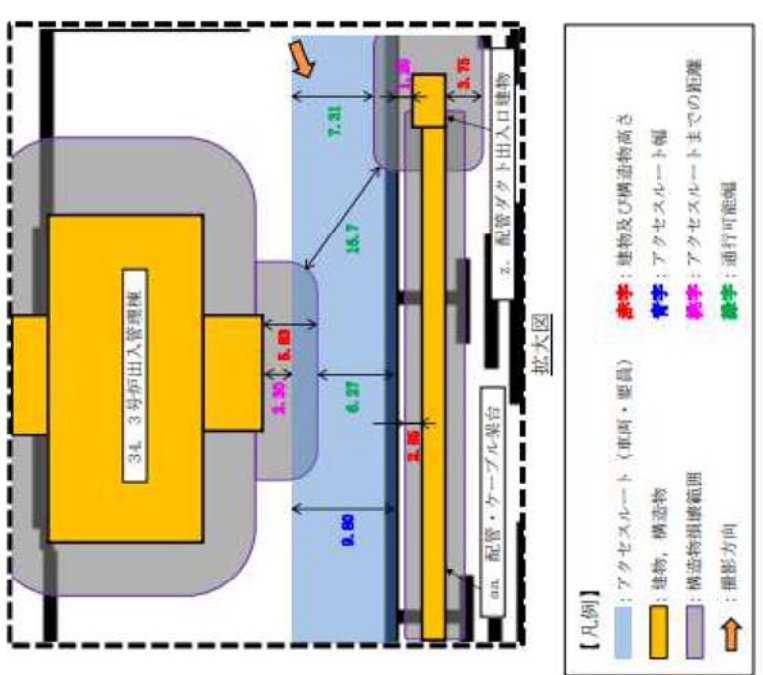
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="976 279 1685 1465" style="border: 1px solid black; height: 565px; width: 239px; margin: 0 auto;"></div> <div data-bbox="1694 485 1730 1276" style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; right: 0; top: 50%; transform: translateY(-50%);"> 第6図 2号炉 NGC 液体窒素貯蔵タンク等の構造物とアクセスルートの位置関係及び外観 </div> <div data-bbox="1199 1486 1694 1524" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> 本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。 </div>		<p>【島根】記載内容の相違 ・島根は構造物影響範囲の詳細確認結果を記載。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 青字：アクセスルート（車両・要員） 赤字：建物及び構造物高さ 黄色：建物、構造物 青字：アクセスルート幅 紫色：構造物影響範囲 緑字：アクセスルートまでの距離 オレンジ：通行可能幅 ↑：進捗方向 <p>第7図 3号炉出入管理棟等の建物及び構造物とアクセスルートの位置関係及び外観</p>		<p>【島根】記載内容の相違 ・島根は構造物影響範囲の詳細確認結果を記載。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

第3表 アクセスルート周辺構造物の耐震評価の一覧表について(1/2)

No.	名称	評価フロー	耐震設計・評価方針分類	条文要求	評価結果	外装材被害の有無
8	1号復水貯蔵タンク	②	耐震評価	-	工事認可	-
31	1号制御建屋	②	波及的影響評価	○	工事認可	無
32	1号原子炉建屋	②	耐震評価	-	※1	無
34	1号廃棄物処理建屋	②	耐震評価	-	※1	無
46	防潮壁(2号放水立坑)	①	Sクラス	○	工事認可	-
47	2号海水ポンプ室門型クレーン	②	波及的影響評価	○	工事認可	-
49	防潮壁(2号海水ポンプ室)	①	Sクラス	○	工事認可	-
50	2号復水貯蔵タンク	①	Ss機能維持	○	工事認可	-
57	2号原子炉建屋	①	Sクラス	○	工事認可	無
58	2号制御建屋	①	Sクラス	○	工事認可	無
59	2号タービン建屋	②	波及的影響評価	○	工事認可	無
60	2号補助ボイラー建屋	②	波及的影響評価	○	工事認可	無
71	防潮壁(3号放水立坑)	①	Sクラス	○	工事認可	-
73	防潮壁(3号海水ポンプ室)	①	Sクラス	○	工事認可	-
74	3号海水ポンプ室門型クレーン	②	波及的影響評価	○	工事認可	-
76	3号軽油タンクB	②	耐震評価	-	工事認可	-
77	3号軽油タンクA	②	耐震評価	-	工事認可	-
83	3号原子炉建屋	②	耐震評価	-	※1	無
84	3号サービス建屋	②	耐震評価	-	※1	無
85	3号タービン建屋	②	耐震評価	-	※1	無
87	事務本館/事務別館	②	耐震評価	-	※1	無
100-1,2	2号排気筒, 3号排気筒	①	Sクラス	○	工事認可	-
109	松島幹線 No.1 送電鉄塔	②	耐震評価	-	※2	-
113	事務建屋	②	耐震評価	-	※1	無
142	緊急用電気品建屋	①	Ss機能維持	○	工事認可	無
143	保修センター	②	耐震評価	-	※1	有
148	緊急時対策建屋	①	Ss機能維持	○	工事認可	無

島根原子力発電所2号炉

5. 保管場所及びアクセスルート周辺構造物の耐震評価
 保管場所及びアクセスルート周辺の構造物のうち①周辺構造物の損壊(建物、鉄塔等)及び②周辺タンク等の損壊について、基準地震動Ssによる影響確認が必要な構造物を第8, 9表のとおり抽出した。

第8表 保管場所及びアクセスルート周辺構造物の耐震評価の一覧表(1/2)

No.	名称	耐震設計・評価方針分類	条文要求	評価区分	外装材被害の有無	外装材以外の被害の有無
1 ⁹⁰²	緊急時対策所	Ss機能維持	○	工事認可	無	無
6	ガスタービン発電機建物	Ss機能維持	○	工事認可	無	無
18	1号炉原子炉建物	波及的影響評価	○	工事認可	無	-
19	1号炉廃棄物処理建物	波及的影響評価	○	工事認可	無	-
20	2号炉原子炉建物	Sクラス	○	工事認可	無	無
21	2号炉廃棄物処理建物	Ss機能維持	○	工事認可	無	-
22	2号炉タービン建物	Ss機能維持	○	工事認可	無	-
30	2号炉排気筒モニタ室	波及的影響評価	○	工事認可	無	-
A ⁹⁰²	通信用無線鉄塔	耐震評価	-	工事認可	-	-
B ⁹⁰²	統合原子力防災NW用屋外アンテナ	Ss機能維持	○	工事認可	-	-
F	2号炉開閉所防護壁	耐震評価	-	工事認可	-	-
G ^{902,3}	輪谷貯水槽(西1)	耐震評価	-	工事認可 ⁹⁰⁴	-	-
H ^{902,3}	輪谷貯水槽(西2)	耐震評価	-	工事認可 ⁹⁰⁴	-	-
I ⁹⁰²	輪谷貯水槽(東1)	耐震評価	-	工事認可 ⁹⁰⁴	-	-
J ⁹⁰²	輪谷貯水槽(東2)	耐震評価	-	工事認可 ⁹⁰⁴	-	-
K	66kV 鹿島支線 No.2-1 鉄塔	耐震評価	-	工事認可	-	-
M ⁹⁰²	220kV 第二島根原子力幹線 No.1 鉄塔	耐震評価	-	工事認可	-	-
N ⁹⁰²	220kV 第二島根原子力幹線 No.2 鉄塔	耐震評価	-	工事認可	-	-
O	第二-66kV 開閉所屋外鉄構	耐震評価	-	工事認可	-	-
P ^{902,3,4}	ガスタービン発電機用軽油タンク	Ss機能維持	○	工事認可	-	-
b ⁹⁰²	1号炉復水貯蔵タンク	耐震評価	-	工事認可 ⁹⁰⁴	-	-
d	防火壁	耐震評価	-	工事認可	-	-
h	低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽 ⁹⁰³	Ss機能維持	○	工事認可	-	-
i	第1ペントフィルタ格納槽 ⁹⁰³	Ss機能維持	○	工事認可	-	-
j	補助消火水槽 ⁹⁰³	耐震評価	-	工事認可	-	-
k	B-ディーゼル燃料貯蔵タンク ⁹⁰³	Ss機能維持	○	工事認可	-	-
l ⁹⁰²	2号炉復水貯蔵タンク	耐震評価	-	工事認可 ⁹⁰⁴	-	-
m ⁹⁰²	2号炉補助復水貯蔵タンク	耐震評価	-	工事認可 ⁹⁰⁴	-	-
n ⁹⁰²	2号炉トラス水受入タンク	耐震評価	-	工事認可 ⁹⁰⁴	-	-
o	2号炉排気筒	Ss機能維持	○	工事認可	-	-
p	燃料移送ポンプエリア電圧防護対策設備	波及的影響評価	○	工事認可	-	-

泊発電所3号炉

第3表 アクセスルート周辺構造物の耐震評価の一覧表について

管理番号	構造物名称	評価フロー	耐震設計・評価方針分類	条文要求	評価結果	外装材被害の有無	備考
1	1号炉原子炉建屋	②	耐震評価	-	※1	-	
2	2号炉原子炉建屋	②	耐震評価	-	※1	-	
8	1・2号炉循環水ポンプ建屋	②	波及的影響評価	○	設工認	-	
26	定検機材倉庫	②	耐震評価	-	※1	-	
27	総合管理事務所	②	耐震評価	-	※1	-	
28	3号炉原子炉建屋	①	Sクラス	○	設工認	-	
29	3号炉原子炉補助建屋	①	Sクラス	○	設工認	-	
30	3号炉電気建屋	②	波及的影響評価	○	設工認	-	
31	3号炉出入管理建屋	②	波及的影響評価	○	設工認	-	
33	3号炉ディーゼル発電機建屋	①	Sクラス	○	設工認	-	
34	3号炉タービン建屋	②	波及的影響評価	○	設工認	-	
37	1・2号炉連絡通路	②	耐震評価	-	※1	-	
38	3号炉循環水ポンプ建屋	②	波及的影響評価	○	設工認	-	
99	緊急時対策所(待機所)	①	Ss機能維持	○	設工認	-	【地震津波側面審査の反映】(外装材の評価については、基準地震動の審査結果を受けて反映する)
100	空調上屋(待機所用)	②	波及的影響評価	○	設工認	-	
101	緊急時対策所(指揮所)	①	Ss機能維持	○	設工認	-	
102	空調上屋(指揮所用)	②	波及的影響評価	○	設工認	-	
107	51a倉庫・車庫	②	耐震評価	-	※1	-	
122	R/B棧橋	②	耐震評価	-	※1	-	
123	A/B棧橋	②	耐震評価	-	※1	-	
a	防潮堤	①	Sクラス	○	設工認	-	
b	アクセスルートトンネル	②	耐震評価	-	設工認	-	
d	泊支線 No.6 鉄塔	②	耐震評価	-	設工認	-	
e	泊支線 No.7 鉄塔	②	耐震評価	-	設工認	-	
r	1号及び2号炉取水ピットスクリーン室防水壁	①	Sクラス	○	設工認	-	
x	A-2次系純水タンク	②	耐震評価	-	設工認	-	※2
y	A-ろ過水タンク	②	耐震評価	-	設工認	-	※2
z	3A-ろ過水タンク	②	耐震評価	-	設工認	-	※2
aa	B-ろ過水タンク	②	耐震評価	-	設工認	-	※2
ab	3B-ろ過水タンク	②	耐震評価	-	設工認	-	※2
ac	B-2次系純水タンク	②	耐震評価	-	設工認	-	※2
ae	3号炉取水ピットスクリーン室防水壁	①	Sクラス	○	設工認	-	

注：対象は第2表の評価フロー①及び②の構造物を抽出。

耐震設計・評価方針分類ごとの耐震設計方針、耐震評価方針については第4表に示す。条文要求の「○」は「設置許可基準規則」第四条及び第三十九条並びに「技術基準規則」第五条及び第五十条で適合性を説明するもの。

「-」は「工事計画-添付資料-安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する補足説明資料」若しくは「設置許可基準規則」第九条及び「技術基準規則」第十二条に評価結果を記載する。

外装材の被害想定の詳細については別紙(10)に示す。

※1：別紙(10)にて耐震性を確認する。

※2：「設置許可基準規則」第九条及び「技術基準規則」第十二条において基準地震動による地震力に対し、耐震性を説明するもの。

相違理由

【島根】記載箇所の相違
 ・泊は女川と同様に「2. 構造物の損壊による保管場所及び屋外アクセスルートへの影響範囲の評価」に記載。

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・プラントの相違による保管場所及びアクセスルート周辺の耐震評価対象の構造物の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

第3表 アクセスルート周辺構造物の耐震評価の一覧表について(2/2)

No.	名称	評価フロー	耐震設計・評価方針分類	条文要求	評価結果	外装材被害の有無
152	防潮堤	①	Sクラス	○	工事認可	-
153	防潮壁（3号炉海水熱交換器建屋取水立坑）	①	Sクラス	○	工事認可	-
154	浸水防止壁	①	Sクラス	○	工事認可	-
155	1号排気筒	②	波及的影響評価	○	工事認可	-

注：対象は1.0.2-別紙10-4～8の評価フロー①及び②の構造物を抽出。
 耐震設計・評価方針分類ごとの耐震設計方針、耐震評価方針については第4表に示す。
 条文要求の「○」は設置許可基準規則第4条及び39条並びに技術基準規則第5条及び50条で適合性を説明するもの。「-」は「工事計画-添付書類-安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書-別添1-補足」に評価結果を記載する。
 外装材の被害想定の詳細については1.0.2-別紙11-4～6に示す。
 ※1については、別紙(11)にて耐震性を確認する。
 ※2については、別紙(12)にて耐震性を確認する。

島根原子力発電所2号炉

第8表 保管場所及びアクセスルート周辺構造物の耐震評価の一覧表(2/2)

No.	名称	耐震設計・評価方針分類	条文要求	評価区分	外装材被害の有無	外装材以外の被害の有無
r	取水槽除じん機エリア防水壁	Sクラス	○	工事認可	-	-
s	取水槽海水ポンプエリア防水壁	波及的影響評価	○	工事認可	-	-
w	取水槽ガントリクレーン ^{※9}	波及的影響評価	○	工事認可	-	-
x	1号炉排気筒	波及的影響評価	○	工事認可	-	-
y	防波壁	Sクラス	○	工事認可	-	-
gg	第二輪谷トンネル	耐震評価	-	工事認可	-	-
hh ^{※12}	連絡通路	耐震評価	-	工事認可	-	-
- ^{※2}	免震重要棟	耐震評価	- ^{※10}	工事認可 ^{※7}	無	無
- ^{※2}	免震重要棟遮断壁	波及的影響評価	○	工事認可	-	-
- ^{※2,3}	非常用ろ過水タンク	耐震評価	-	工事認可 ^{※8}	-	-
- ^{※4}	第2予備変圧器	耐震評価	-	工事認可	-	-
- ^{※4}	重油移送配管	耐震評価	-	工事認可	-	-
- ^{※3,4}	重油タンク (No.1,2,3) ^{※11}	耐震評価	-	工事認可	-	-
- ^{※3}	3号炉復水貯蔵タンク	耐震評価	-	工事認可 ^{※8}	-	-
- ^{※3}	3号炉補助復水貯蔵タンク	耐震評価	-	工事認可 ^{※8}	-	-

注：対象は地震による保管場所及びアクセスルートへの影響評価のうち①周辺構造物の損壊（建物、鉄塔等）及び②周辺タンク等の損壊において、耐震Sクラス及び基準地震動Ssにより倒壊に至らない事を確認する必要があるものを抽出。
 耐震設計・評価方針分類ごとの耐震設計方針、耐震評価方針については第9表に示す。
 条文要求の「○」は「設置許可基準規則」第4条及び第三十九条並びに「技術基準規則」第5条及び第五十条で適合性を説明するもの。「-」は「工事計画-添付資料-安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する補足説明資料」若しくは「設置許可基準規則」第9条及び「技術基準規則」第十二条に評価結果を記載する。外装材及び外装材以外の被害想定の詳細は別紙(37)に示す。
 ※1：第1表、第2表による管理番号を示す。
 ※2：3.(3)a.①周辺構造物の損壊（建物、鉄塔等）において、耐震Sクラス及び基準地震動Ssにより倒壊に至らない事を確認する必要があるものを示す。
 ※3：4.(4)②e.タンクからの溢水及び別紙(33)に示す溢水伝播挙動評価において、耐震Sクラス及び基準地震動Ssにより倒壊に至らない事を確認する必要があるものを示す。
 ※4：4.(4)②b.可燃物施設の損壊において、耐震Sクラス及び基準地震動Ssにより倒壊に至らない事を確認する必要があるものを示す。
 ※5：3.(3)a.②(a)可燃物施設の損壊において、耐震Sクラス及び基準地震動Ssにより倒壊に至らない事を確認する必要があるものを示す。
 ※6：「設置許可基準規則」第9条及び「技術基準規則」第十二条において基準地震動Ssによる地震力に対し、耐震性を説明するもの。
 ※7：別紙(37)にて耐震性を確認する。
 ※8：地上入り部を示す。
 ※9：2号炉取水槽上における影響評価結果を示す。
 ※10：免震重要棟は、「設置許可基準規則」に基づく発電用原子炉施設（設計基準対象施設又は重大事故等対処設備）には該当しない。免震重要棟は、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）における初動対応要員の待機場所として、並びに重大事故等発生時においては、緊急時対策要員のうち交替・待機要員の待機場所として使用する。
 ※11：溢水防止壁を示す。
 ※12：土石流及び送電線の垂れ下がりによる影響を受けないアクセスルート。

泊発電所3号炉

相違理由

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																						
<p>第4表 耐震設計・評価方針</p>	<p>第9表 耐震設計・評価方針</p>	<p>第4表 耐震設計・評価方針</p>	<p>【女川】記載内容の相違・プラントの相違による評価方針の相違</p>																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>設計方針</th> <th>評価方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Sクラス</td> <td>耐震Sクラスとして設計する。</td> <td rowspan="4">設置許可基準規則第4条及び39条並びに技術基準規則第5条及び50条の適合性説明資料に基づき評価を実施する。</td> </tr> <tr> <td>Ss機能維持</td> <td>基準地震動 Ss による地震力に対して、安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。</td> </tr> <tr> <td>波及的影響評価</td> <td>耐震重要度分類の上位のクラスに属する施設に波及的影響によって、安全機能を損なわせることのないように設計する。</td> </tr> <tr> <td>耐震評価</td> <td>基準地震動 Ss による地震力によって、倒壊しない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>【構造物】* 構造物ごとの損傷モードに応じて評価部位を選定し、地震応答解析を実施する。評価部位の許容限界は破断延性限界に設定し、発生する応力が許容限界未満であることを確認する。</p>	分類	設計方針	評価方針	Sクラス	耐震Sクラスとして設計する。	設置許可基準規則第4条及び39条並びに技術基準規則第5条及び50条の適合性説明資料に基づき評価を実施する。	Ss機能維持	基準地震動 Ss による地震力に対して、安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。	波及的影響評価	耐震重要度分類の上位のクラスに属する施設に波及的影響によって、安全機能を損なわせることのないように設計する。	耐震評価	基準地震動 Ss による地震力によって、倒壊しない設計とする。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>設計方針</th> <th>評価方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Sクラス</td> <td>耐震Sクラスとして設計する。</td> <td rowspan="4">「設置許可基準規則」第四条及び第三十九条並びに「技術基準規則」第五条及び第五十条の適合性説明資料に基づき評価を実施する。</td> </tr> <tr> <td>Ss機能維持</td> <td>基準地震動 Ss による地震力に対して、安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。</td> </tr> <tr> <td>波及的影響評価</td> <td>耐震重要度分類の上位のクラスに属する施設に波及的影響によって、安全機能を損なわせることのないように設計する。</td> </tr> <tr> <td>耐震評価</td> <td>基準地震動 Ss による地震力によって、倒壊しない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>【建物^①、鉄塔^②、構造物^③】 第10表に示す。 【構造物^④】 「設置許可基準規則」第九条及び「技術基準規則」第十二条において説明する。</p> <p>※1：免震重要棟 ※2：通信用無線鉄塔、66kV 鹿島支線 No. 2-1 鉄塔、220kV 第二島根原子力幹線 No. 1 鉄塔、220kV 第二島根原子力幹線 No. 2 鉄塔、第2-66kV 開閉所屋外鉄構 ※3：2号炉開閉所防護壁、防火壁、補助消火水槽、第二輪谷トンネル、第2予備変圧器、重油移送配管、重油タンク（No. 1, 2, 3）、連絡通路 ※4：輪谷貯水槽（西1）、輪谷貯水槽（西2）、輪谷貯水槽（東1）、輪谷貯水槽（東2）、1号炉復水貯蔵タンク、2号炉復水貯蔵タンク、2号炉補助復水貯蔵タンク、2号炉トラス水受入タンク、非常用ろ過水タンク、3号炉復水貯蔵タンク、3号炉補助復水貯蔵タンク</p>	分類	設計方針	評価方針	Sクラス	耐震Sクラスとして設計する。	「設置許可基準規則」第四条及び第三十九条並びに「技術基準規則」第五条及び第五十条の適合性説明資料に基づき評価を実施する。	Ss機能維持	基準地震動 Ss による地震力に対して、安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。	波及的影響評価	耐震重要度分類の上位のクラスに属する施設に波及的影響によって、安全機能を損なわせることのないように設計する。	耐震評価	基準地震動 Ss による地震力によって、倒壊しない設計とする。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>設計方針</th> <th>評価方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Sクラス</td> <td>耐震Sクラス又は耐震Sクラスの間接支持構造物として設計する。</td> <td rowspan="2">基準地震動を用いた地震応答解析に基づき、せん断ひずみ、発生応力度等が許容値を超えないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>Ss機能維持</td> <td>基準地震動による地震力に対して、安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。</td> </tr> <tr> <td>波及的影響評価</td> <td>耐震重要度分類の上位のクラスに属する施設に波及的影響によって、安全機能を損なわせることのないように設計する。</td> <td>基準地震動を用いた地震応答解析に基づき、せん断ひずみ等が許容値を超えないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>耐震評価</td> <td>基準地震動による地震力によって、倒壊しない設計とする。</td> <td>【建屋及び構築物^①】 基準地震動を用いた地震応答解析に基づき、せん断ひずみ、発生応力度等が許容限界を超えないことを確認する。 【鉄塔^②、構築物^③】 第5表に示す。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：A-2次系純水タンク、B-2次系純水タンク、3A-ろ過水タンク、3B-ろ過水タンク、A-ろ過水タンク、B-ろ過水タンク ※2：泊支線 No. 6 鉄塔、泊支線 No. 7 鉄塔 ※3：アクセスルートトンネル</p>	分類	設計方針	評価方針	Sクラス	耐震Sクラス又は耐震Sクラスの間接支持構造物として設計する。	基準地震動を用いた地震応答解析に基づき、せん断ひずみ、発生応力度等が許容値を超えないことを確認する。	Ss機能維持	基準地震動による地震力に対して、安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。	波及的影響評価	耐震重要度分類の上位のクラスに属する施設に波及的影響によって、安全機能を損なわせることのないように設計する。	基準地震動を用いた地震応答解析に基づき、せん断ひずみ等が許容値を超えないことを確認する。	耐震評価	基準地震動による地震力によって、倒壊しない設計とする。	【建屋及び構築物 ^① 】 基準地震動を用いた地震応答解析に基づき、せん断ひずみ、発生応力度等が許容限界を超えないことを確認する。 【鉄塔 ^② 、構築物 ^③ 】 第5表に示す。	
分類	設計方針	評価方針																																							
Sクラス	耐震Sクラスとして設計する。	設置許可基準規則第4条及び39条並びに技術基準規則第5条及び50条の適合性説明資料に基づき評価を実施する。																																							
Ss機能維持	基準地震動 Ss による地震力に対して、安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。																																								
波及的影響評価	耐震重要度分類の上位のクラスに属する施設に波及的影響によって、安全機能を損なわせることのないように設計する。																																								
耐震評価	基準地震動 Ss による地震力によって、倒壊しない設計とする。																																								
分類	設計方針	評価方針																																							
Sクラス	耐震Sクラスとして設計する。	「設置許可基準規則」第四条及び第三十九条並びに「技術基準規則」第五条及び第五十条の適合性説明資料に基づき評価を実施する。																																							
Ss機能維持	基準地震動 Ss による地震力に対して、安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。																																								
波及的影響評価	耐震重要度分類の上位のクラスに属する施設に波及的影響によって、安全機能を損なわせることのないように設計する。																																								
耐震評価	基準地震動 Ss による地震力によって、倒壊しない設計とする。																																								
分類	設計方針	評価方針																																							
Sクラス	耐震Sクラス又は耐震Sクラスの間接支持構造物として設計する。	基準地震動を用いた地震応答解析に基づき、せん断ひずみ、発生応力度等が許容値を超えないことを確認する。																																							
Ss機能維持	基準地震動による地震力に対して、安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。																																								
波及的影響評価	耐震重要度分類の上位のクラスに属する施設に波及的影響によって、安全機能を損なわせることのないように設計する。	基準地震動を用いた地震応答解析に基づき、せん断ひずみ等が許容値を超えないことを確認する。																																							
耐震評価	基準地震動による地震力によって、倒壊しない設計とする。	【建屋及び構築物 ^① 】 基準地震動を用いた地震応答解析に基づき、せん断ひずみ、発生応力度等が許容限界を超えないことを確認する。 【鉄塔 ^② 、構築物 ^③ 】 第5表に示す。																																							
<p>※ 1号復水貯蔵タンク、3号軽油タンクA/B</p>																																									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第8,9表で抽出した構造物のうち、耐震設計・評価方針分類が「耐震評価」の構造物（「設置許可基準規則」第九条及び「技術基準規則」第十二条において耐震性を説明するものを除く。）の耐震評価方針を第10表に示す。

このうち、免震重要棟の評価方針、評価結果を別紙（37）で示す。その他の構造物の評価結果については詳細設計段階で示す。

第3,4表で抽出した構造物のうち、耐震設計・評価方針分類が「耐震評価」の構造物（別紙(10)「建屋関係の耐震評価について」において設置許可段階で耐震性を説明するもの及び「設置許可基準規則」第九条及び「技術基準規則」第十二条において耐震性を説明するものを除く。）の耐震評価方針を第5表に示す。

これらの構造物の評価結果については詳細設計段階で示す。

第5表 保管場所及びアクセスルート周辺構造物の耐震評価方針

名称	評価方法	評価基準
アクセスルートトンネル	・基準地震動を用いた地震応答解析に基づき、RC構造の照査を実施する。	・層間変形角、発生せん断力又は発生応力度が許容限界を超えないことを確認する。 ^{※1}
泊支線 No. 6 鉄塔	・基準地震動を用いた地震応答解析に基づき、上部構造及び基礎の応力評価を実施する。 ・送電鉄塔が設置されている敷地下斜面について、基準地震動による安定性評価を実施する。	・上部構造及び基礎の発生応力が、許容応力以下であることを確認する。 ^{※2} ・評価対象断面の最小すべり安全率（平均強度）が評価基準値1.0を上回っていることを確認する。
泊支線 No. 7 鉄塔	・基準地震動を用いた地震応答解析に基づき、上部構造物及び基礎の応力評価を実施する。	・上部構造物及び基礎の発生応力が、許容応力以下であることを確認する。 ^{※2}

※1：原子力発電所屋外重要土木構造物の耐震性能照査指針・マニュアル（土木学会，2005）に準拠して評価する。

※2：JSME S NC1-2005/2007，電気設備の技術基準(1997)，JEAG4601-1987 他に準拠して評価する。

第10表 保管場所及びアクセスルート周辺構造物の耐震評価方針（1/2）

名称	評価方法	評価基準
通信用無線鉄塔	基準地震動 S s を用いた地震応答解析に基づき、上部構造及び基礎の応力評価を実施する。	上部構造及び基礎の発生応力が、許容応力以下であることを確認する。 ^{※2}
66kV 島根支線 No. 2-1 鉄塔	基準地震動 S s を用いた地震応答解析に基づき、防凍壁（鋼構造）の照査を実施する。	曲げ及びせん断照査において、許容応力以下であることを確認する。 ^{※3}
220kV 第二島根原子力発電所 No. 1 鉄塔	基準地震動 S s を用いた地震応答解析に基づき、防凍壁（鋼構造）の照査を実施する。	曲げ及びせん断照査において、許容応力以下であることを確認する。 ^{※3}
220kV 第二島根原子力発電所 No. 2 鉄塔	基準地震動 S s を用いた地震応答解析に基づき、防凍壁（鋼構造）の照査を実施する。	曲げ及びせん断照査において、許容応力以下であることを確認する。 ^{※3}
第2-66kV 開閉所屋外鉄構	基準地震動 S s を用いた地震応答解析に基づき、入口部（RC構造）の照査を実施する。	曲げ照査においては曲げ耐力、限界層間変形角又は圧縮縁コンクリート限界ひずみに対して、せん断照査においてはせん断耐力に対して許容値以下であることを確認する。 ^{※4}
2号炉開閉所防護壁	基準地震動 S s を用いた地震応答解析に基づき、RC構造の照査を実施する。	曲げ照査においては曲げ耐力、限界層間変形角又は圧縮縁コンクリート限界ひずみに対して、せん断照査においてはせん断耐力に対して許容値以下であることを確認する。 ^{※4}
防火壁	基準地震動 S s を用いた地震応答解析に基づき、RC構造の照査を実施する。	曲げ照査においては曲げ耐力、限界層間変形角又は圧縮縁コンクリート限界ひずみに対して、せん断照査においてはせん断耐力に対して許容値以下であることを確認する。 ^{※4}
補助消火水槽 ^{※1}	基準地震動 S s を用いた地震応答解析に基づき、RC構造の照査を実施する。	曲げ照査においては曲げ耐力、限界層間変形角又は圧縮縁コンクリート限界ひずみに対して、せん断照査においてはせん断耐力に対して許容値以下であることを確認する。 ^{※4}
第二輪谷トンネル	基準地震動 S s を用いた地震応答解析に基づき、RC構造の照査を実施する。	曲げ照査においては曲げ耐力、限界層間変形角又は圧縮縁コンクリート限界ひずみに対して、せん断照査においてはせん断耐力に対して許容値以下であることを確認する。 ^{※4}
連絡通路 ^{※5}	基準地震動 S s を用いた地震応答解析に基づき、RC構造の照査を実施する。	曲げ照査においては曲げ耐力、限界層間変形角又は圧縮縁コンクリート限界ひずみに対して、せん断照査においてはせん断耐力に対して許容値以下であることを確認する。 ^{※4}

※1：地上入口部を示す。

※2：JSME S NC1-2005/2007，「電気設備の技術基準」(1997)，JEAG4601-1987 他に準拠して評価する。

※3：「鋼構造設計規準 - 許容応力度設計法 -」(日本建築学会，2005) に準拠して評価する。

※4：「原子力発電所屋外重要土木構造物の耐震性能照査指針・マニュアル」(土木学会，2005) に準拠して評価する。

※5：土石流及び送電線の垂れ下がりによる影響を受けないアクセスルート。

【女川】記載内容の相違
 ・泊は島根と同様に詳細設計段階で耐震性を示す構造物の評価方法・評価基準を示している。

【島根】記載表現の相違

【島根】記載内容の相違
 ・プラントの相違による評価方針の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

【島根】記載内容の相違
 ・プラントの相違による
 評価方針の相違

第10表 保管場所及びアクセスルート周辺構造物の耐震評価方針（2/2）

名称	評価方法	評価基準
免震重要棟	基準地震動Ssを用いた地震応答解析に基づき、上部構造及び免震装置の応答について評価を実施する。	上部構造の層間変形角及び免震装置のせん断ひずみが評価基準値 ^{※1,2} 以下であることを確認する。
第2予備変圧器	基準地震動Ssを用いた地震応答解析に基づき、基礎金具について応力評価を実施する。	基礎金具の発生応力が、基礎金具の許容応力以下であることを確認する。 ^{※1}
重油移送配管	基準地震動Ssを用いた地震応答解析に基づき、配管及び支持構造物の応力評価を実施する。	配管及び支持構造物の発生応力が、許容応力以下であることを確認する。 ^{※1}
重油タンク (No.1,2,3) ^{※3}	基準地震動Ssを用いた地震応答解析に基づき、溢水防止壁 (RC構造) に対する照査を実施する。	曲げ及びせん断照査において、許容応力以下であることを確認する。 ^{※1}

※1：「鉄筋コンクリート造建物の耐震性能評価指針（案）・同解説」（社）日本建築学会）において、壁フレーム構造の安全限界状態とされる層間変形角の値。

※2：「免震構造の試評価例及び試設計例」（独）JNES, 2014）における設計目標値。

※3：溢水防止壁を示す。

※4：JEAC 4601-2008, JEAC 5003-2010, JSME S NJI-2011 に準拠して評価する。

※5：JEAC4601-1987, JEAC4601・補-1984, JEAC4601-1991 追補版, JSME S NJI-2005/2007 に準拠して評価する。

※6：「コンクリート標準示方書【構造性能照査編】」（土木学会, 2002）に準拠して評価する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

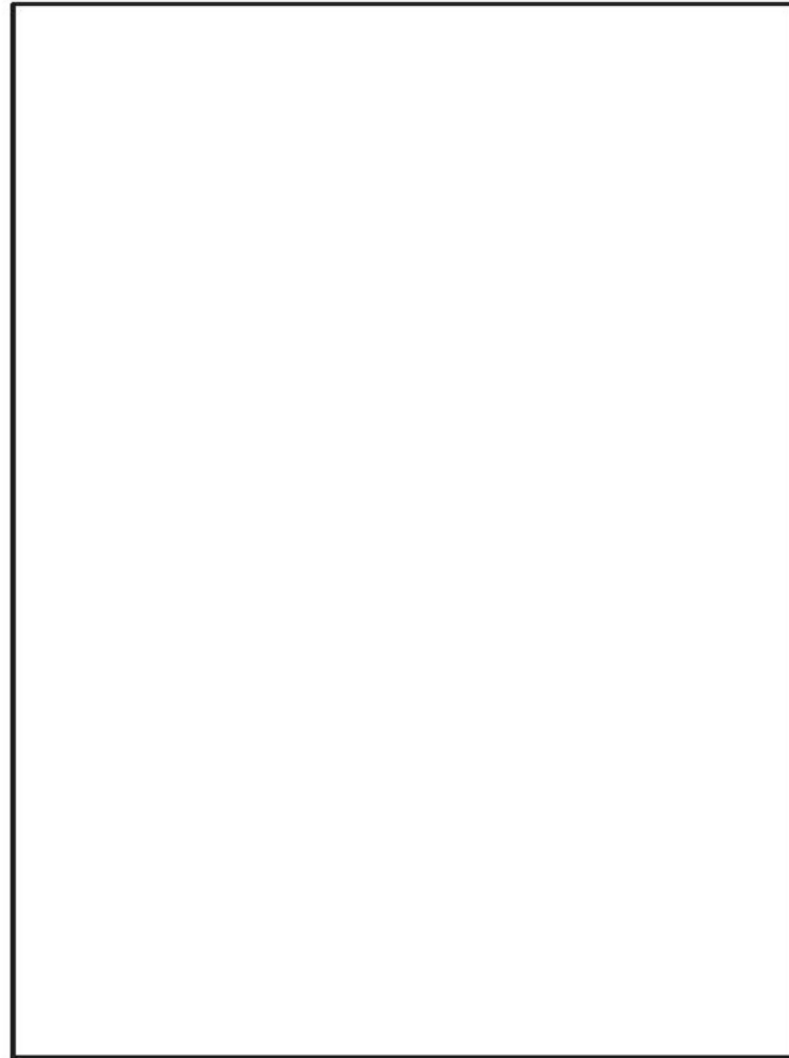
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

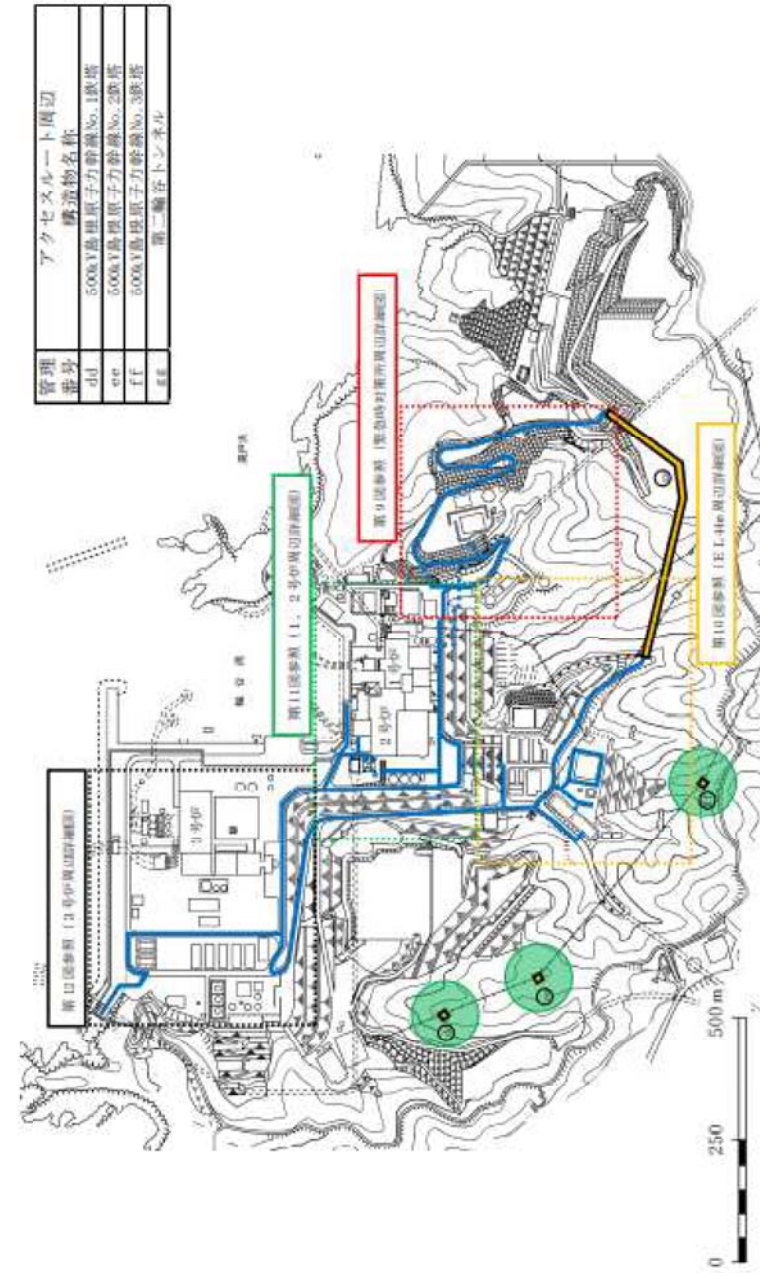


第3-1図 アクセスルート周辺の周辺構造物（発電所全体図）

枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。

参考資料-1
 敷地内構造物等の損壊時の影響範囲

敷地内構造物等の損壊時の影響範囲を第8図～第12図に示す。



第8図 構造物等の損壊時の影響範囲（発電所全体）



第3-1図 アクセスルート周辺の周辺構造物（発電所全体図）

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

【女川及び島根】
 記載表現の相違
 ・プラントの相違による
 周辺構造物の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

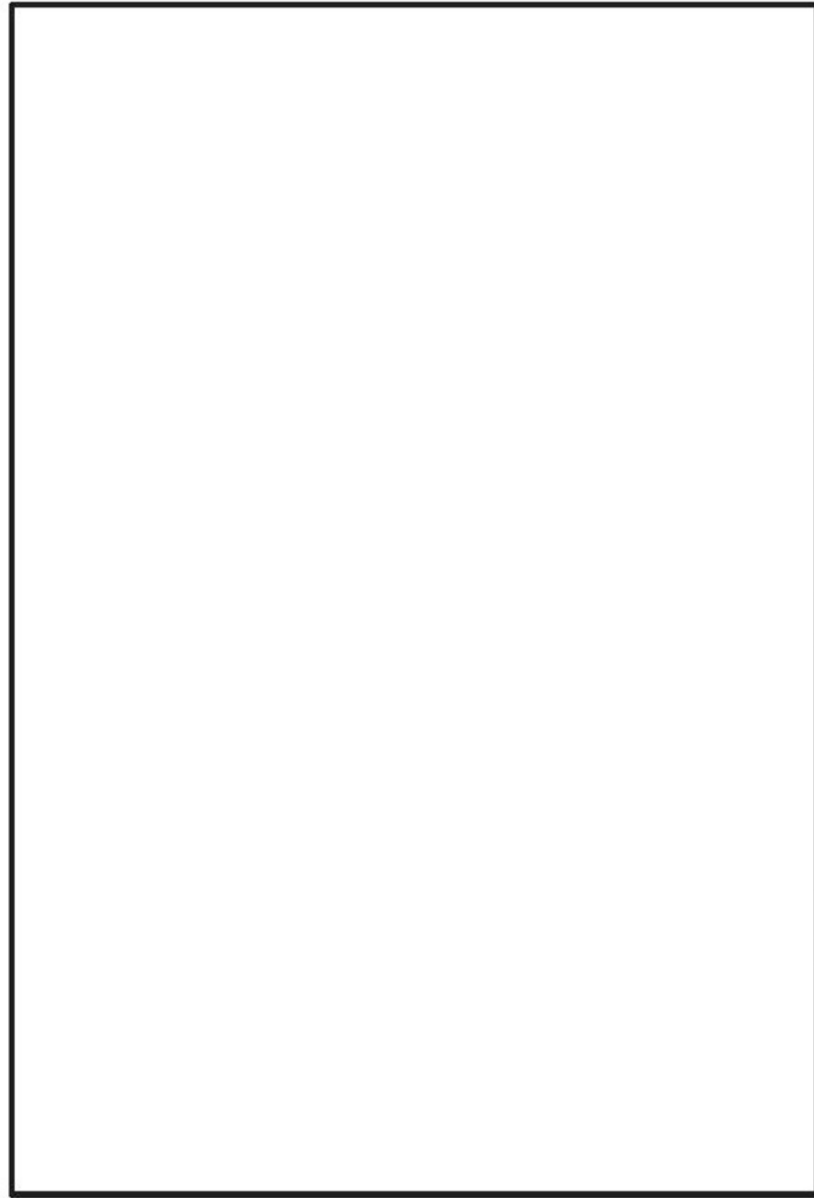
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

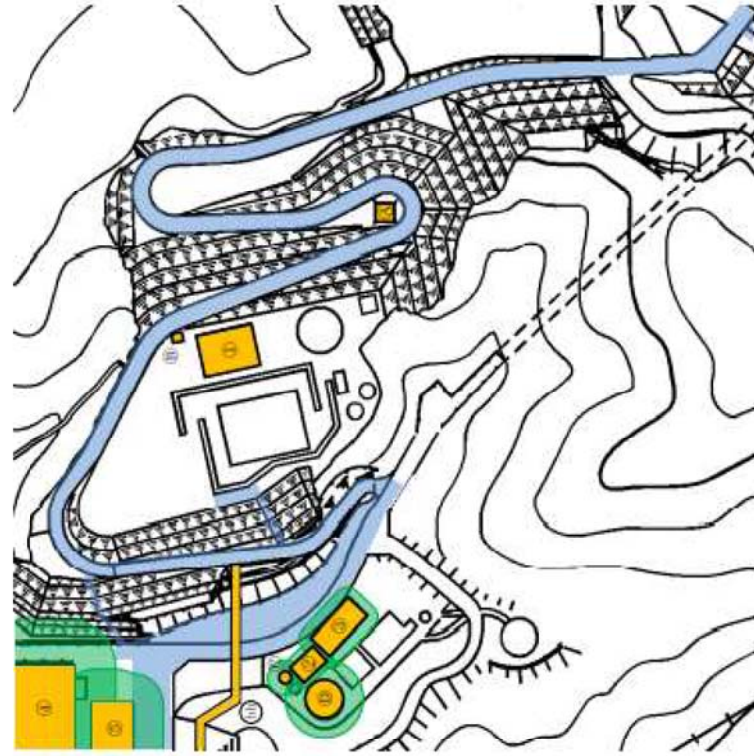
泊発電所3号炉

相違理由



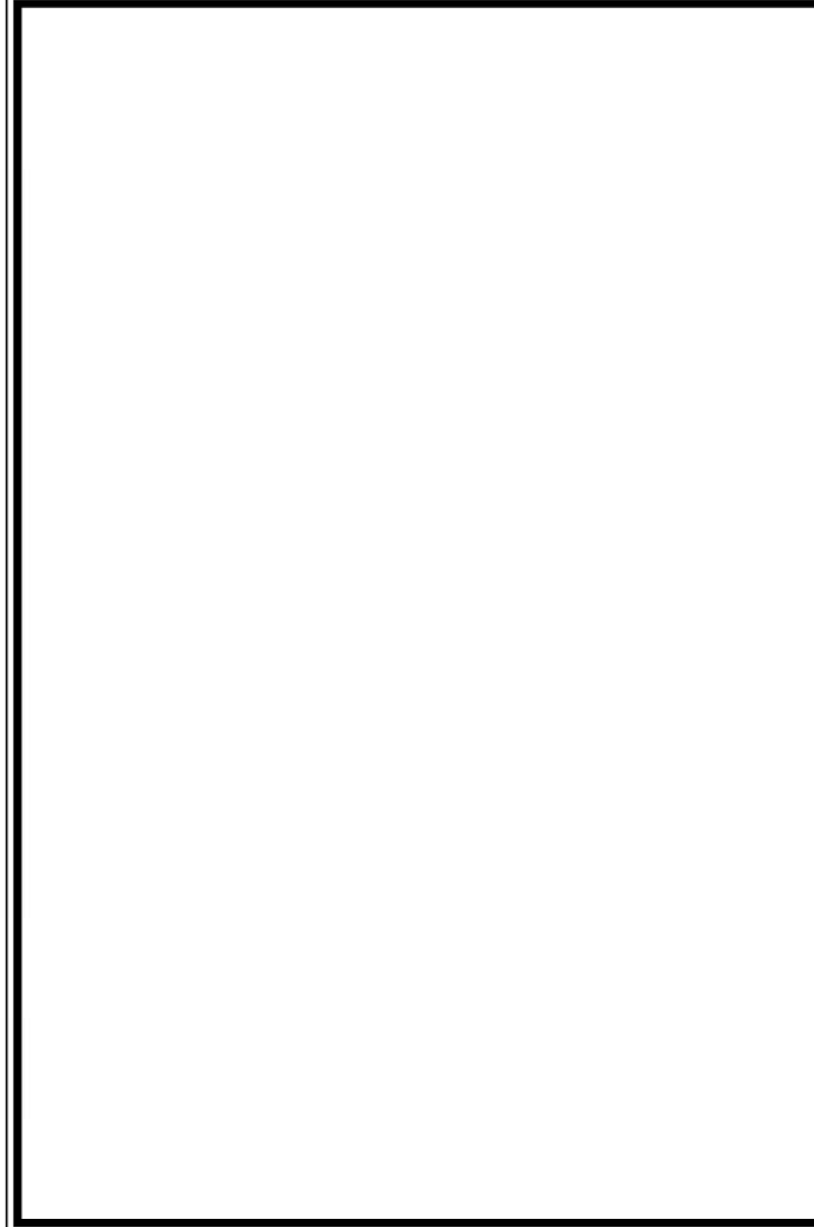
枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。

第3-2 図 アクセスルート周辺の周辺構造物（主要建屋周辺詳細図）



第9 図 構造物等の損壊時の影響範囲（緊急時対策所周辺詳細図）

管理番号	アクセスルート周辺構造物名称
1	緊急時避難所
2	1号水ろ過装置
3	技術員建屋2号館
4	管理事務所1号館
5	管理事務所2号館
A	通信用無線機塔
B	統合原子力防災NW用屋外アンテナ
C	給排水構築物
D	1号ろ過水タンク
hh	連絡道路




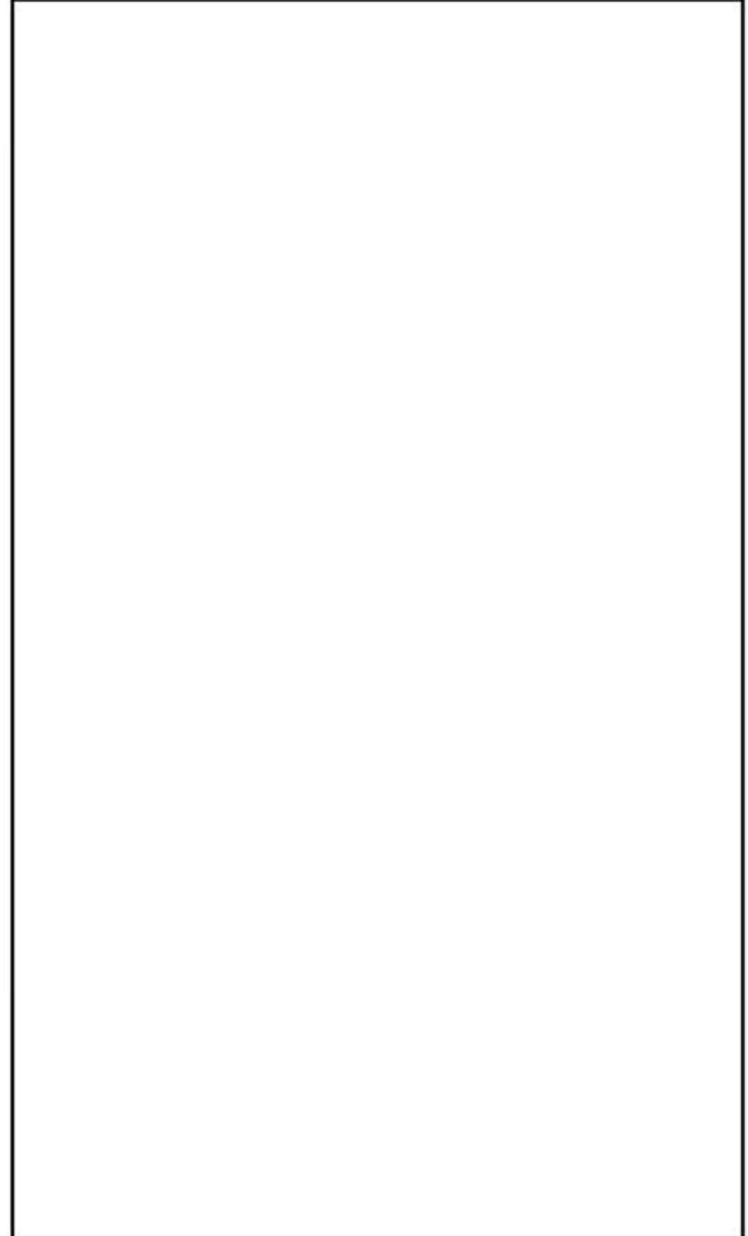
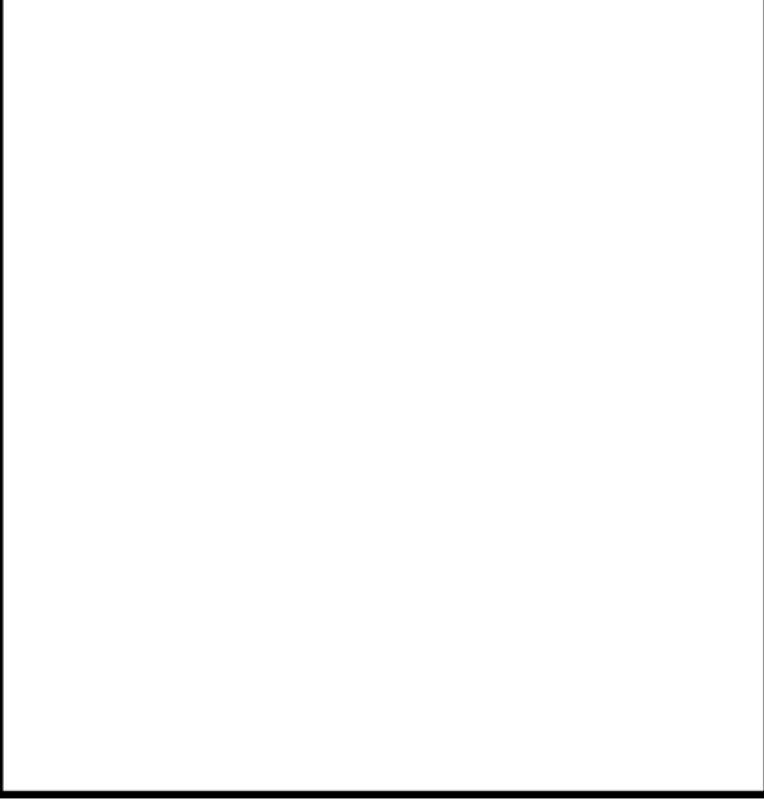
枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

第3-2 図 アクセスルート周辺の周辺構造物（主要建屋周辺詳細図）

【女川及び島根】
 記載表現の相違
 ・プラントの相違による
 周辺構造物の相違


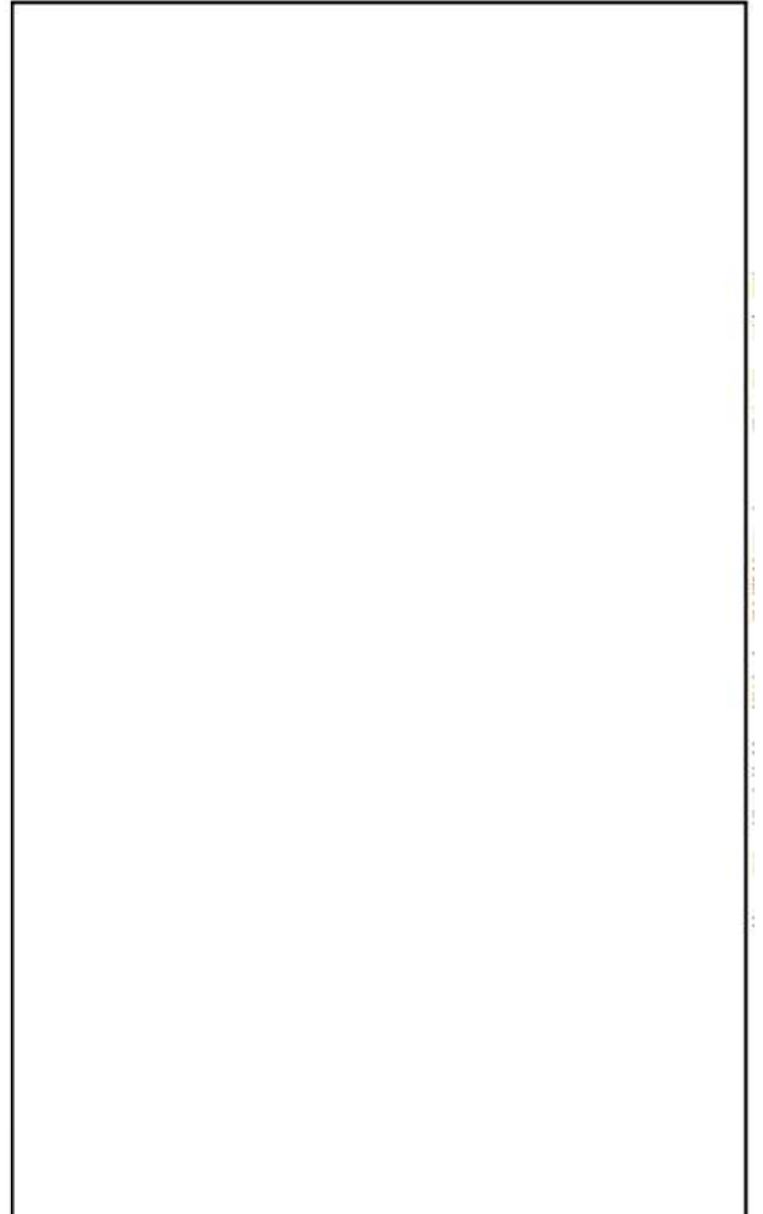

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第3-3 図 アクセスルート周辺の周辺構造物（北側エリア詳細図）</p>	 <p>第10 図 構造物等の損壊時の影響範囲（E L44m 周辺詳細図）</p> <p>本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。</p>	 <p>第3-3 図 アクセスルート周辺の周辺構造物（西側エリア詳細図）</p> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川及び島根】 記載表現の相違 ・プラントの相違による 周辺構造物の相違</p>

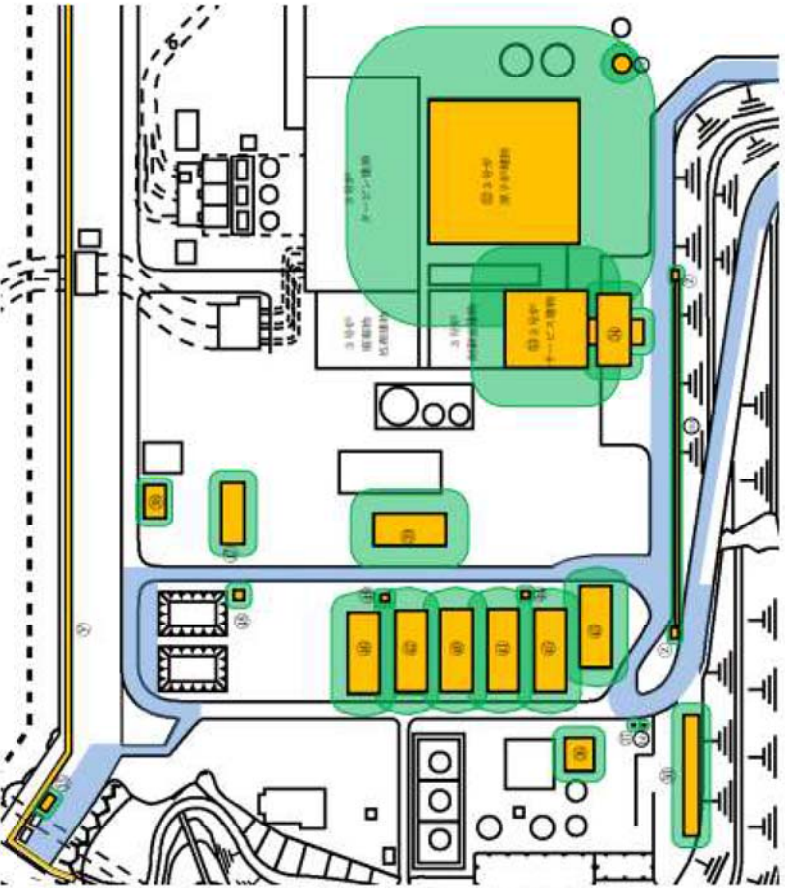
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第3-4図 アクセスルート周辺の周辺構造物（緊急時対策建屋周辺詳細図）</p>	 <p>第11図 構造物等の損壊時の影響範囲（1, 2号炉周辺詳細図）</p> <p>本資料のうち、付添いの内容は機密に係る事項のため公開できません。</p>	 <p>第4図 アクセスルート周辺の周辺構造物（3号炉給排水処理建屋周辺詳細図）</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川及び島根】 記載表現の相違 ・プラントの相違による 周辺構造物の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																		
	 <table border="1" data-bbox="973 1050 1528 1428"> <thead> <tr> <th>管理番号</th> <th>アクセスルート周辺 構造物名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>32</td><td>3号炉原子炉建屋</td></tr> <tr><td>33</td><td>3号炉サービス建屋</td></tr> <tr><td>34</td><td>3号炉出入管理庫</td></tr> <tr><td>35</td><td>放水塔モニタ建屋</td></tr> <tr><td>36</td><td>給水設備建屋</td></tr> <tr><td>37</td><td>野外放射線モニタ測定資料倉庫</td></tr> <tr><td>38</td><td>第1危険物倉庫</td></tr> <tr><td>39</td><td>3号炉補機用水系ポンプメンテナンス建屋</td></tr> <tr><td>40</td><td>7号倉庫</td></tr> <tr><td>41</td><td>8号倉庫</td></tr> <tr><td>42</td><td>9号倉庫</td></tr> <tr><td>43</td><td>10号倉庫</td></tr> <tr><td>44</td><td>資料倉庫</td></tr> <tr><td>45</td><td>新2号倉庫</td></tr> <tr><td>46</td><td>恒常物品保管倉庫</td></tr> <tr><td>47</td><td>電力企業A社倉庫1</td></tr> <tr><td>48</td><td>電力企業A社倉庫2</td></tr> <tr><td>49</td><td>電力企業A社倉庫3</td></tr> <tr><td>50</td><td>電力企業C社事務所2</td></tr> <tr><td>y</td><td>防酸庫</td></tr> <tr><td>z</td><td>配管ダクト出入口建屋</td></tr> <tr><td>aa</td><td>配管・ケーブール架台</td></tr> <tr><td>bb</td><td>新機用風機水庫</td></tr> <tr><td>cc</td><td>非常用ディーゼルの発電設備貯留タンク(B)</td></tr> </tbody> </table>	管理番号	アクセスルート周辺 構造物名称	32	3号炉原子炉建屋	33	3号炉サービス建屋	34	3号炉出入管理庫	35	放水塔モニタ建屋	36	給水設備建屋	37	野外放射線モニタ測定資料倉庫	38	第1危険物倉庫	39	3号炉補機用水系ポンプメンテナンス建屋	40	7号倉庫	41	8号倉庫	42	9号倉庫	43	10号倉庫	44	資料倉庫	45	新2号倉庫	46	恒常物品保管倉庫	47	電力企業A社倉庫1	48	電力企業A社倉庫2	49	電力企業A社倉庫3	50	電力企業C社事務所2	y	防酸庫	z	配管ダクト出入口建屋	aa	配管・ケーブール架台	bb	新機用風機水庫	cc	非常用ディーゼルの発電設備貯留タンク(B)		<p>相違理由</p> <p>【島根】記載表現の相違 ・プラントの相違による 周辺構造物の相違</p>
管理番号	アクセスルート周辺 構造物名称																																																				
32	3号炉原子炉建屋																																																				
33	3号炉サービス建屋																																																				
34	3号炉出入管理庫																																																				
35	放水塔モニタ建屋																																																				
36	給水設備建屋																																																				
37	野外放射線モニタ測定資料倉庫																																																				
38	第1危険物倉庫																																																				
39	3号炉補機用水系ポンプメンテナンス建屋																																																				
40	7号倉庫																																																				
41	8号倉庫																																																				
42	9号倉庫																																																				
43	10号倉庫																																																				
44	資料倉庫																																																				
45	新2号倉庫																																																				
46	恒常物品保管倉庫																																																				
47	電力企業A社倉庫1																																																				
48	電力企業A社倉庫2																																																				
49	電力企業A社倉庫3																																																				
50	電力企業C社事務所2																																																				
y	防酸庫																																																				
z	配管ダクト出入口建屋																																																				
aa	配管・ケーブール架台																																																				
bb	新機用風機水庫																																																				
cc	非常用ディーゼルの発電設備貯留タンク(B)																																																				

第12図 構造物等の損壊時の影響範囲（3号炉周辺詳細図）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

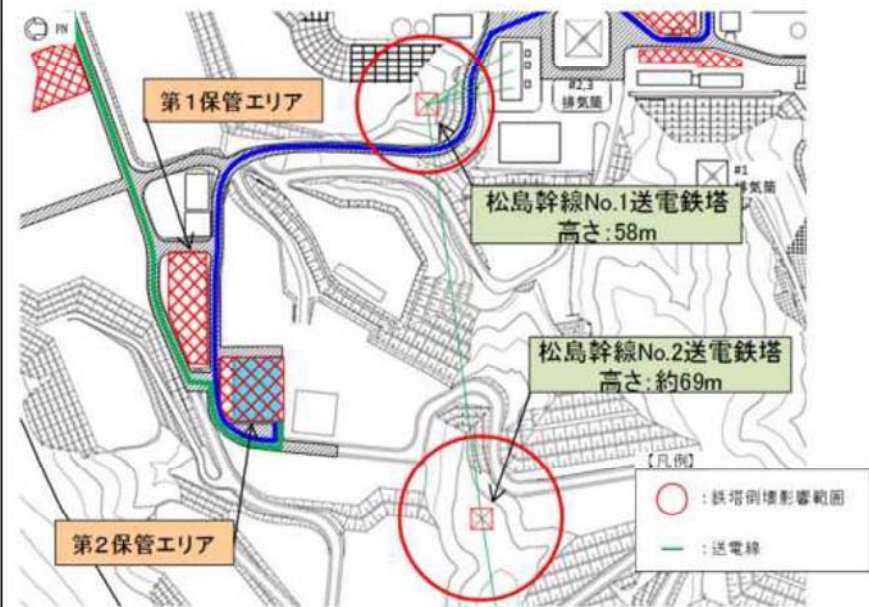
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙(12)</p> <p style="text-align: center;">送電鉄塔倒壊評価について</p> <p>1. 評価概要</p> <p>女川原子力発電所におけるアクセスルート及び可搬型設備保管場所に影響を与える可能性のある鉄塔として松島幹線 No.1 送電鉄塔が挙げられることから、松島幹線 No.1 送電鉄塔の倒壊評価を実施し、アクセスルートに影響がないことを確認する。</p> <p>松島幹線 No.1 送電鉄塔は、松島幹線 No.2 送電鉄塔及び鉄構側の架渉線を引き留める引留型鉄塔であるため、最も保守的な条件※として全架渉線が架線された状態で No.1 送電鉄塔の倒壊評価した結果、松島幹線 No.1 送電鉄塔は倒壊には至らないと評価している。</p>	<p style="text-align: right;">別紙(40)</p> <p style="text-align: center;">鉄塔の影響評価方針について</p> <p>島根原子力発電所構内の送電鉄塔、開閉所屋外鉄構及び通信用無線鉄塔（以下「鉄塔」という。）について、アクセスルートの周辺構造物として、倒壊時の影響評価方針を以下に示す。</p> <p>1. 影響評価</p> <p>(1) 影響評価鉄塔</p> <p>発電所構内のアクセスルート近傍に設置されている鉄塔を抽出する。設置位置を第1図に、設置状況を第1表に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 66kV鹿島支線No.2-1鉄塔 ② 66kV鹿島支線No.3鉄塔 ③ 第2-66kV開閉所屋外鉄構 ④ 220kV第二島根原子力幹線No.1鉄塔 ⑤ 220kV第二島根原子力幹線No.2鉄塔 ⑥ 500kV島根原子力幹線No.1鉄塔 ⑦ 500kV島根原子力幹線No.2鉄塔 ⑧ 500kV島根原子力幹線No.3鉄塔 ⑨ 通信用無線鉄塔 	<p style="text-align: right;">別紙(11)</p> <p style="text-align: center;">送電鉄塔の影響評価方針について</p> <p>泊発電所構内の送電鉄塔について、保管場所及びアクセスルートの周辺構造物として、倒壊時の影響評価方針を以下に示す。</p> <p>1. 影響評価</p> <p>(1) 影響評価鉄塔</p> <p>発電所構内の可搬型設備保管場所及びアクセスルートに影響を与える可能性がある鉄塔として以下の鉄塔が挙げられる。設置位置を第1図に、設置状況を第1表に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①泊支線 No.6 鉄塔 ②泊支線 No.7 鉄塔 	<p>【女川】記載方針の相違</p> <p>・泊は島根と同様に、詳細設計段階で鉄塔の耐震評価を説明するため、許可段階では耐震評価方針を記載する。</p> <p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】記載内容の相違</p> <p>・プラントの相違による対象鉄塔の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

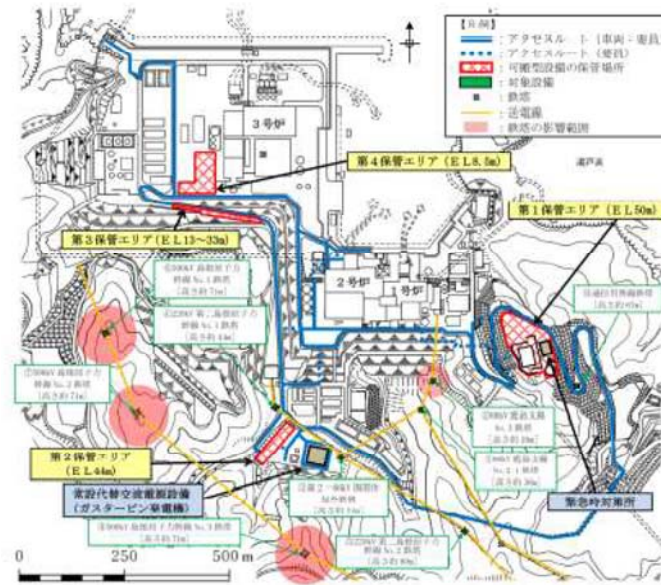
女川原子力発電所2号炉



第1図 鉄塔位置関係図

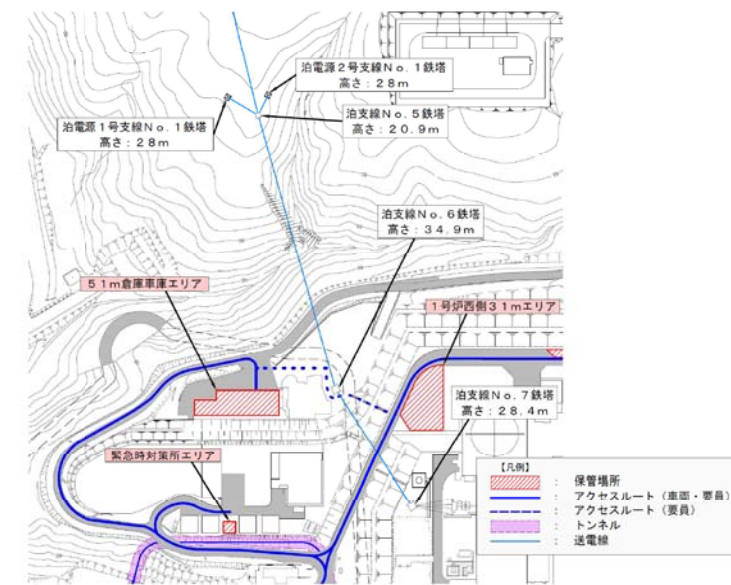
※ 何らかの原因により No. 1 送電鉄塔と No. 2 送電鉄塔間の電線及び地線がすべて断線した場合、No. 2 送電鉄塔は No. 3 送電鉄塔側に倒壊することが想定されるが、この場合、No. 1 送電鉄塔が引留める張力荷重は減少する。また、No. 2 送電鉄塔が側方又は No. 1 送電鉄塔側に倒壊した場合、電線支持点の距離が短くなるため、No. 1 送電鉄塔が引留める張力荷重は減少する。以上より、電線及び地線の引留張力を考慮した評価条件が最も保守的である。

島根原子力発電所2号炉



第1図 鉄塔配置図

泊発電所3号炉



第1図 鉄塔配置図

相違理由

【女川】記載箇所の相違・泊は「(3)影響評価方法」にて、連成モデルの評価条件を記載している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第1表 鉄塔設置状況一覧表

鉄塔名称	送電電圧	鉄塔種別	基礎構造 [※]	支持地盤	設置場所
① 66kV 鹿島支線 No. 2-1 鉄塔	66kV	山形鋼鉄塔	深礎基礎	岩盤 (N値50以上)	標高108.1m
② 66kV 鹿島支線 No. 3 鉄塔	66kV	山形鋼鉄塔	逆T字型基礎	岩盤 (CM級岩盤)	標高71.8m
③ 第2-66kV 開閉所屋外鉄構	66kV	山形鋼鉄塔	マット型基礎	岩盤 (CL級岩盤)	標高47.2m
④ 220kV 第二島根原子力幹線 No. 1 鉄塔	220kV	山形鋼鉄塔	逆T字型基礎+杭	岩盤 (N値44)	標高45.2m
⑤ 220kV 第二島根原子力幹線 No. 2 鉄塔	220kV	山形鋼鉄塔	逆T字型基礎	岩盤 (N値30)	標高148.4m
⑥ 500kV 島根原子力幹線 No. 1 鉄塔	500kV	鋼管鉄塔	深礎基礎	岩盤 (N値50以上)	標高123.9m
⑦ 500kV 島根原子力幹線 No. 2 鉄塔	500kV	鋼管鉄塔	深礎基礎	岩盤 (N値50以上)	標高159.7m
⑧ 500kV 島根原子力幹線 No. 3 鉄塔	500kV	鋼管鉄塔	逆T字型基礎	岩盤 (N値30以上)	標高154.8m
⑨ 通信用無線鉄塔	—	鋼管鉄塔	マット型基礎	岩盤 (CL級岩盤)	標高64.0m

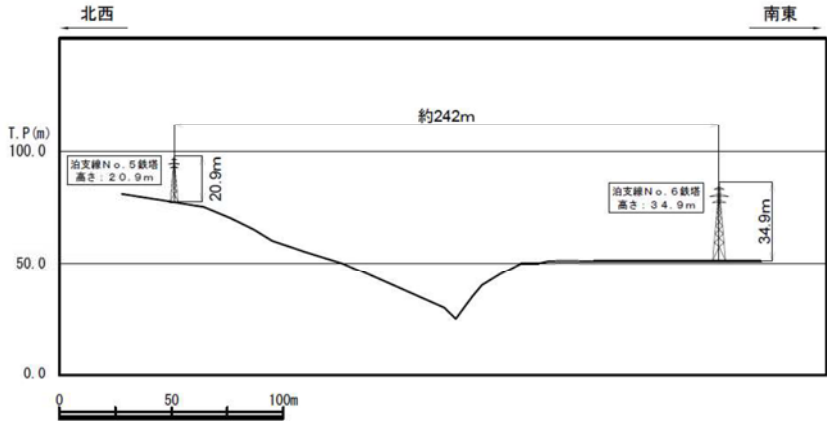
※ 鉄塔基礎構造図を第2図に示す。

第1表 鉄塔設置状況一覧

鉄塔名称	送電電圧	鉄塔種別	基礎構造	支持地盤	設置場所
泊支線No. 6鉄塔	66kV	山形鋼鉄塔	逆T字型基礎	C級岩盤	T.P. +51.0m
泊支線No. 7鉄塔	66kV	山形鋼鉄塔	逆T字型基礎	B級岩盤	T.P. +10.0m

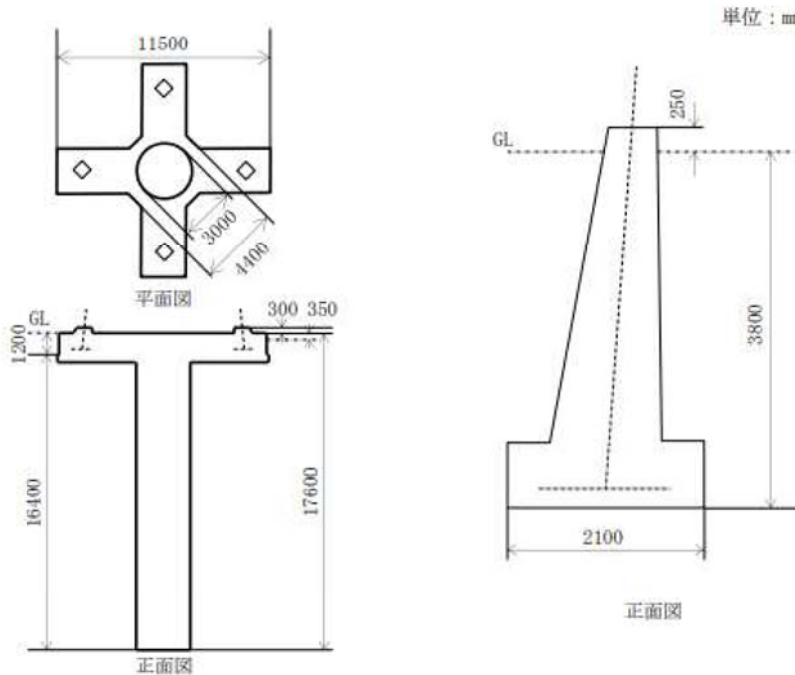
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>泊支線 No. 5 鉄塔、泊電源1号支線 No. 1 鉄塔及び泊電源2号支線 No. 1 鉄塔については、根元からの倒壊を想定しても、鉄塔及び送電線が保管場所及びアクセスルートに影響を与えることはない。また、これらの鉄塔が泊支線 No. 6 鉄塔側に滑落又は斜面崩壊した場合、泊支線 No. 5-No. 6 鉄塔間の谷に滑り落ちると想定される。(第2図)</p> <p>以上より、泊支線 No. 5 鉄塔、泊電源1号支線 No. 1 鉄塔及び泊電源2号支線 No. 1 鉄塔は影響評価の対象外とする。</p>  <p>第2図 泊支線No. 5鉄塔及び泊支線No. 6鉄塔の地表断面図</p>	<p>【島根】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、地形の特徴から泊支線 No. 5 鉄塔、泊電源1号支線 No. 1 鉄塔及び泊電源2号支線 No. 1 鉄塔は保管場所及びアクセスルートに影響を与えることはないため評価対象外としている。

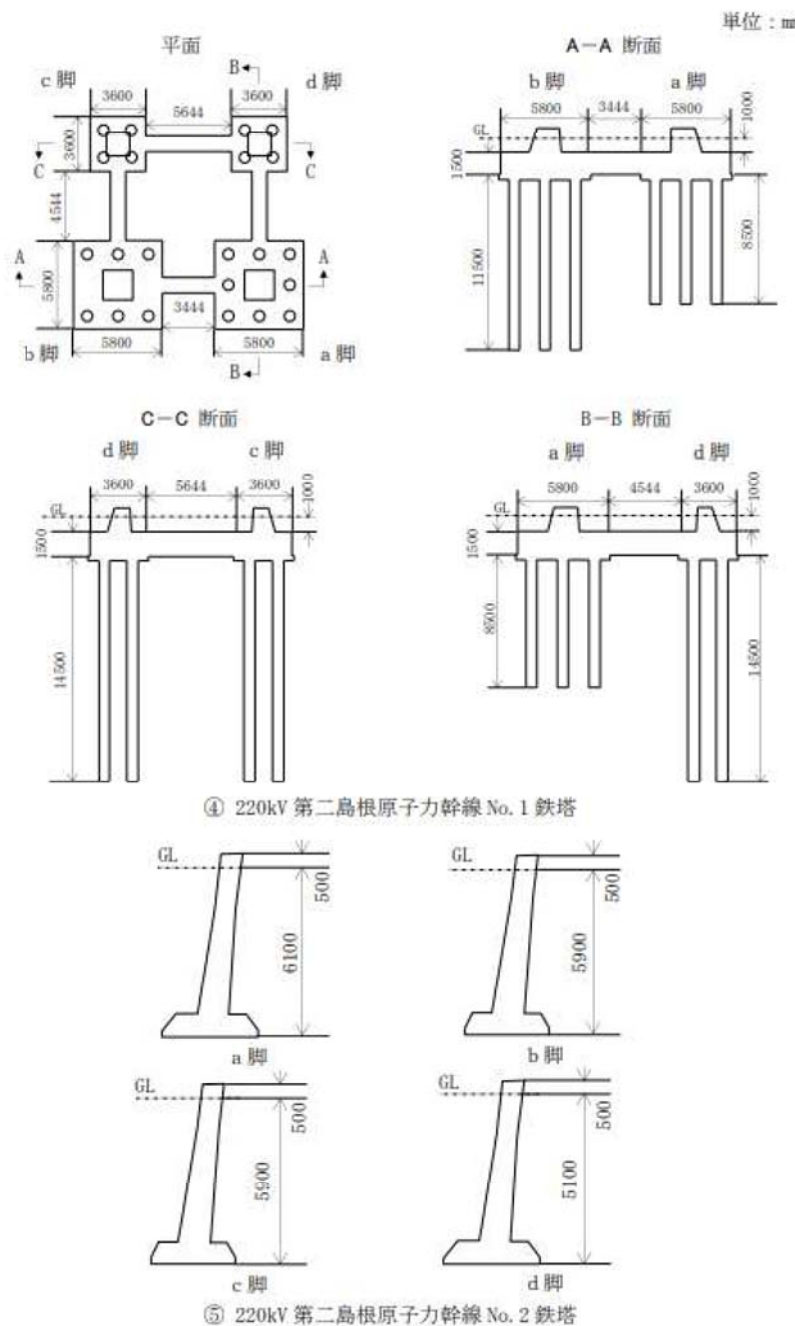
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">単位：mm</p>  <p>① 66kV 鹿島支線 No. 2-1 鉄塔 ② 66kV 鹿島支線 No. 3 鉄塔</p> <p>③ 第2-66kV 開閉所屋外鉄構</p> <p>第2図 鉄塔基礎構造図(1/3)</p>		<p>相違理由</p> <p>【島根】記載箇所の相違 ・泊は、第12図に鉄塔基礎の構造を記載している。</p>

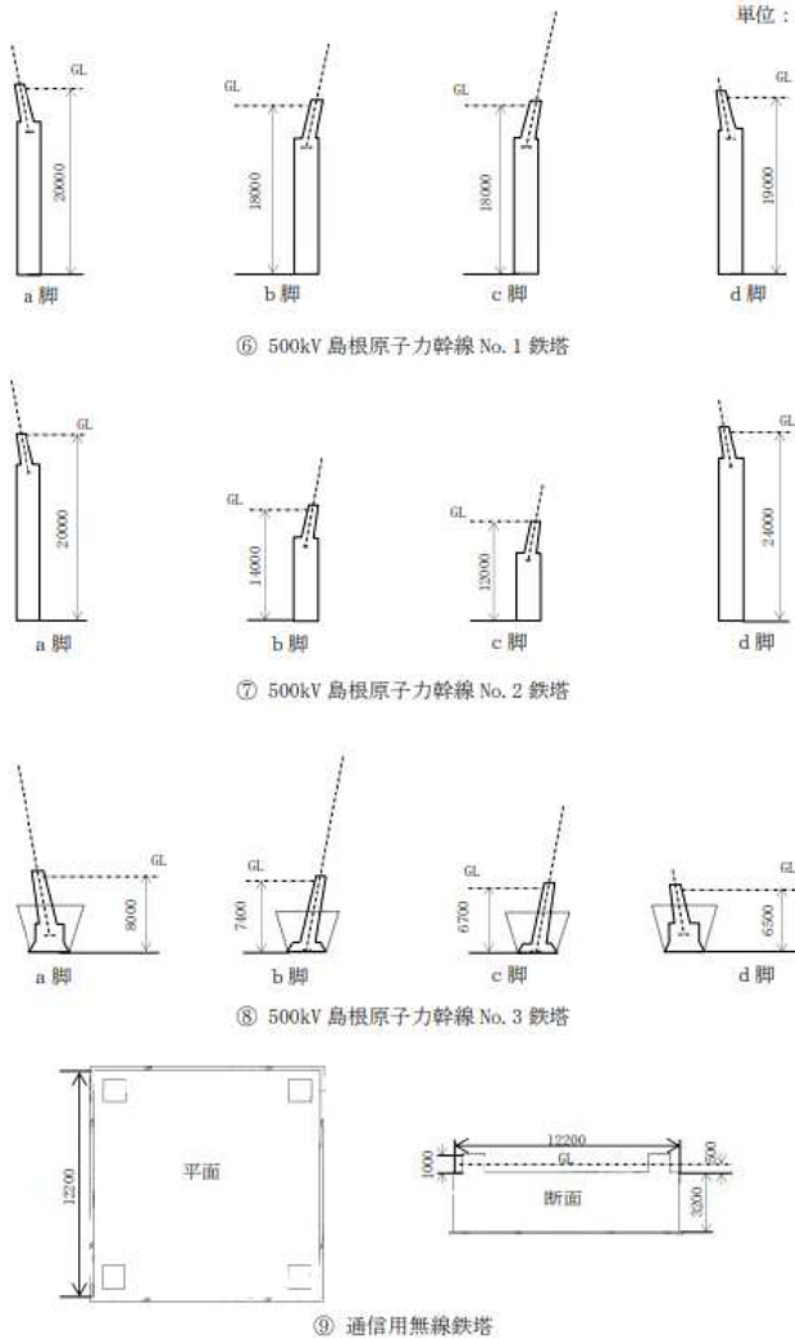
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>④ 220kV 第二島根原子力幹線 No. 1 鉄塔</p> <p>⑤ 220kV 第二島根原子力幹線 No. 2 鉄塔</p> <p>第2図 鉄塔基礎構造図(2/3)</p>		<p>【島根】記載箇所の相違 ・泊は、第12図に鉄塔基礎の構造を記載している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">単位：mm</p>  <p>⑥ 500kV 島根原子力幹線 No. 1 鉄塔</p> <p>⑦ 500kV 島根原子力幹線 No. 2 鉄塔</p> <p>⑧ 500kV 島根原子力幹線 No. 3 鉄塔</p> <p>⑨ 通信用無線鉄塔</p> <p style="color: blue;">第2図 鉄塔基礎構造図(3/3)</p>		<p style="background-color: yellow;">相違理由</p> <p>【島根】記載箇所の相違 ・泊は、第12図に鉄塔基礎の構造を記載している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(2) 影響評価手順</p> <p>a. 影響評価方法選定</p> <p>発電所構内の鉄塔を対象として、倒壊等による影響を想定する。アクセスルートへの影響想定としては、地震により、鉄塔が最下部から全姿倒壊したケース及び鉄塔自体が斜面を滑落したケースとして評価する。</p> <p>鉄塔の影響評価方法選定フロー(以下「フロー」という。)を第3図に示す。</p> <p>まずは、鉄塔を中心とした鉄塔高さを鉄塔倒壊時の倒壊範囲とし、鉄塔倒壊時の倒壊範囲がアクセスルート上にあるかを確認する。(フロー: I)</p> <p>(a) 鉄塔倒壊時の倒壊範囲がアクセスルート上にある場合</p> <p>基準地震動S_sにおける耐震性評価を行い、必要に応じて補強等の影響防止対策を実施することで地震時においても鉄塔が倒壊しない設計とする。(フロー:耐震性評価)</p> <p>次に、鉄塔倒壊時に倒壊範囲がアクセスルート上にない場合であっても、鉄塔に架線している送電線が落下し、アクセスルートに影響することが考えられるため、鉄塔倒壊により送電線がアクセスルートに影響があるかを確認する。(フロー: II)</p> <p>また、鉄塔倒壊により送電線がアクセスルートに影響がある場合、設備対策によりアクセスルートの健全性が確保できるか</p>	<p>(2) 影響評価手順</p> <p>発電所構内の鉄塔を対象として、倒壊等による影響を想定する。保管場所及びアクセスルートへの影響想定としては、地震により、鉄塔が最下部から全姿倒壊したケースとして評価する。</p> <p>第3図に鉄塔の影響評価方法選定フローを示し、第4図に泊支線の鉄塔倒壊による保管場所及びアクセスルートへの影響を示す。</p> <p>泊支線 No.6 鉄塔及び泊支線 No.7 鉄塔は、鉄塔倒壊時の倒壊範囲は保管場所及びアクセスルート上にないが、鉄塔に架線している送電線が落下し、アクセスルートに影響することが考えられるため、基準地震動における耐震性評価を行い、倒壊に至らない設計とする。また、耐震評価の結果、強度不足等により、評価が満足しない結果となった場合は、補強等の影響防止対策を行い、保管場所及びアクセスルートの健全性を確保する設計とする。</p>	<p>【島根】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、地形の特徴から泊支線 No.5 鉄塔、泊電源1号支線 No.1 鉄塔及び泊電源2号支線 No.1 鉄塔が滑落した場合を想定しても、保管場所及びアクセスルートに影響を与えることはなく、また、泊支線 No.6 鉄塔及び泊支線 No.7 鉄塔については、耐震性評価を実施することから、鉄塔自体が斜面を滑落したケースの評価は不要である。 <p>【島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、対象鉄塔全てに対して、耐震性評価を実施する。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>を確認する。(フロー:III)</p> <p>(b) 鉄塔倒壊により送電線がアクセスルートに影響がある場合(設備対策可) 設備対策によりアクセスルートの健全性が確保できる場合は、設備対策を実施する設計とする。 更に、鉄塔倒壊し、鉄塔自体が斜面を滑落した評価(以下「鉄塔滑落評価」という。)により滑落範囲を確認し、アクセスルートの健全性を確保する設計とする。(フロー:設備対策)</p> <p>(c) 鉄塔倒壊により送電線がアクセスルートに影響がある場合(設備対策不可) 設備対策によりアクセスルートの健全性が確保できない場合は、基準地震動Ssにおける耐震性評価を行い、必要に応じて補強等の影響防止対策を実施することで地震時においても鉄塔が倒壊しない設計とする。(フロー:耐震性評価)</p> <p>(d) 鉄塔倒壊により送電線がアクセスルートに影響がない場合 鉄塔倒壊時の倒壊範囲及び送電線がアクセスルートに影響がない鉄塔についても、鉄塔滑落評価により滑落範囲を確認し、必要に応じて設備対策を行い、アクセスルートの健全性を確保する設計とする。(フロー:鉄塔滑落評価)</p> <p>(e) 斜面上に設置されている耐震性評価対象鉄塔 耐震性評価対象鉄塔のうち斜面上に設置されている鉄塔については、斜面の基準地震動Ssによる安定性を確認し、必要に応じて補強等の影響防止対策を行い、アクセスルートの健全性を確保する設計とする。(フロー:斜面安定性評価)</p> <p>第4図に66kV鹿島支線、220kV第二島根原子力幹線及び通信用無線鉄塔、第5図に500kV島根原子力幹線の鉄塔損壊によるアクセスルートへの影響を示す。</p>		



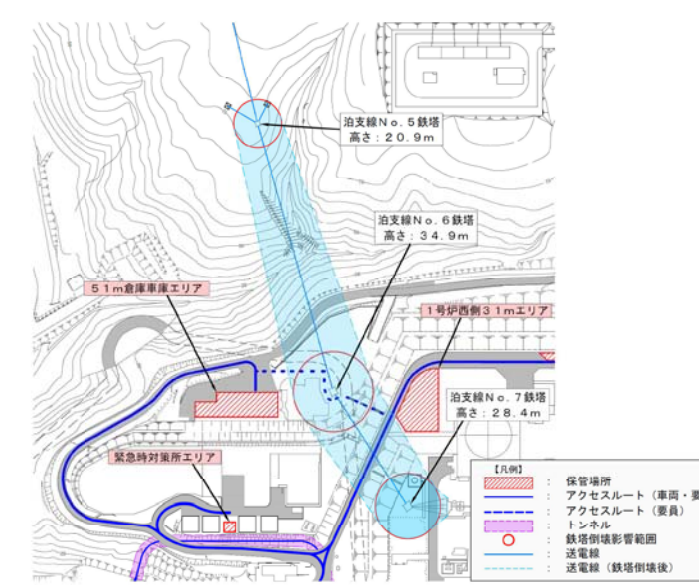
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">第3図 影響評価方法選定フロー</p>	<p style="text-align: center;">第3図 影響評価方法選定フロー</p>	<p>【島根】記載内容の相違 ・評価方法の相違による フロー内容の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第4図 鉄塔倒壊によるアクセスルートへの影響想定 (66kV 鹿島支線, 220kV 第二島根原子力幹線, 通信用無線鉄塔)</p>  <p>第5図 鉄塔倒壊によるアクセスルートへの影響想定 (500kV 島根原子力幹線)</p>	 <p>第4図 鉄塔倒壊による保管場所及びアクセスルートへの影響想定</p>	<p>相違理由</p> <p>【島根】記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>b. 影響評価方法選定結果</p> <p>(a) 耐震性評価により鉄塔の耐震性を確認し、アクセスルート（車両・要員）の健全性を確保する設計とする。（第二輪谷トンネルを経由したルート）</p> <p>第二輪谷トンネルを経由したルートに影響を及ぼす可能性のある、66kV 鹿島支線 No. 2-1 鉄塔, 第2-66kV 開閉所屋外鉄構, 220kV 第二島根原子力幹線 No. 1 鉄塔, No. 2 鉄塔, 通信用無線鉄塔の5基については、耐震性評価を行い、耐震性を確保する設計とする。そのうち斜面に設置している 66kV 鹿島支線 No. 2-1 鉄塔, 220kV 第二島根原子力幹線 No. 2 鉄塔, 通信用無線鉄塔については、斜面の安定性評価を行い、斜面がすべらないことを確認する。</p> <p>耐震性や斜面の安定性評価の結果、強度不足等により、評価が満足しない結果となった場合は、補強等の影響防止対策を行い、アクセスルートの健全性を確保する設計とする。</p> <p>(b) 設備対策を行い、アクセスルート（要員）の健全性を確保する設計とする。（1, 2号炉原子炉建物南側を経由したルート）</p> <p>1, 2号炉原子炉建物南側を経由したルートに影響を及ぼす可能性のある、66kV 鹿島支線 No. 3 鉄塔については、鉄塔滑落評価を行い送電線の落下範囲を想定したうえで、送電線下部に連絡通路（例：ボックスカルバート）を設置して、アクセスルートの健全性を確保する設計とする。</p> <p>(c) 鉄塔滑落評価を行い、アクセスルート（車両・要員）の健全性を確保する設計とする。</p> <p>鉄塔倒壊、送電線落下によりアクセスルートまで距離がある500kV 島根原子力幹線 No. 1 鉄塔, No. 2 鉄塔, No. 3 鉄塔の3基については、鉄塔滑落評価を行いアクセスルートの健全性を確認する。</p> <p>なお、評価が満足しない結果となった場合は、必要に応じて設備対策を行い、アクセスルートの健全性を確保する設計とする。</p> <p>上記の鉄塔評価選定結果を第2表に示す。また、各鉄塔について耐震性評価、設備対策又は鉄塔滑落評価を行うことによる、アクセスルートの健全性を確保した状態について、第二輪谷トンネルを経由したアクセスルート及び1, 2号炉原子炉建物南側を経由したアクセスルートを第6図及び第7図に示す。</p> <p>なお、参考に、鉄塔配置とアクセスルートまでの距離を第8図に示す。</p>	<p>各鉄塔について、耐震性評価を行うことによる、保管場所及びアクセスルートの健全性を確保した状態について、第5図に示す。</p> <p>なお、参考に、鉄塔配置とアクセスルートまでの距離を第6図に示す。</p>	<p>【島根】記載内容の相違 ・泊は、対象鉄塔全てに対して、耐震性評価を実施する。</p> <p>【島根】記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第2表 鉄塔評価選定結果一覧表

(注)：表画、一：対象外)

送電鉄塔名称	アクセスルート (車両・要員)確保 (第二輸送トンネルを 経由したルート)		耐震性 評価	鉄塔 脱落 評価	耐震性評 価を行う 鉄塔の外 面上設置 有無	斜面 安定性 評価		アクセスルート (要員)確保 (1,2号炉原子炉建屋 南側を迂回したルート)		設備 有無	備考
	伊藤範囲 影響有無	送電線 影響有無				伊藤範囲 影響有無	送電線 影響有無				
① 66kV 鹿島支線No.2-1 鉄塔	無	有	○	—	有	○	—	—	—	—	
② 66kV 鹿島支線No.3 鉄塔	—	—	—	—	—	—	—	無	有	○*	※鉄塔脱落評価により滑落範囲を確 認し、設備対策を行い、アクセスル ートの健全性を確保する
③ 第2-66kV 開閉所 屋外鉄構	有	—	○	—	無	—	—	—	—	—	
④ 220kV 第二島根原子力 幹線No.1 鉄塔	有	—	○	—	無	—	—	—	—	—	
⑤ 220kV 第二島根原子力 幹線No.2 鉄塔	無	有	○	—	有	○	—	—	—	—	
⑥ 500kV 島根原子力幹線 No.1 鉄塔	無	無	—	○*	—	—	—	—	—	—	※鉄塔脱落評価により滑落範囲を確 認し、必要に応じて設備対策を行い、 アクセスルートの健全性を確保する
⑦ 500kV 島根原子力幹線 No.2 鉄塔	無	無	—	○*	—	—	—	—	—	—	※鉄塔脱落評価により滑落範囲を確 認し、必要に応じて設備対策を行い、 アクセスルートの健全性を確保する
⑧ 500kV 島根原子力幹線 No.3 鉄塔	無	無	—	○*	—	—	—	—	—	—	※鉄塔脱落評価により滑落範囲を確 認し、必要に応じて設備対策を行い、 アクセスルートの健全性を確保する
⑨ 通信用無線鉄塔	有	—	○	—	有	○	—	—	—	—	

【島根】記載内容の相違
 ・泊は、耐震性評価のみ
 を実施するため、一覧
 表を作成していない。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

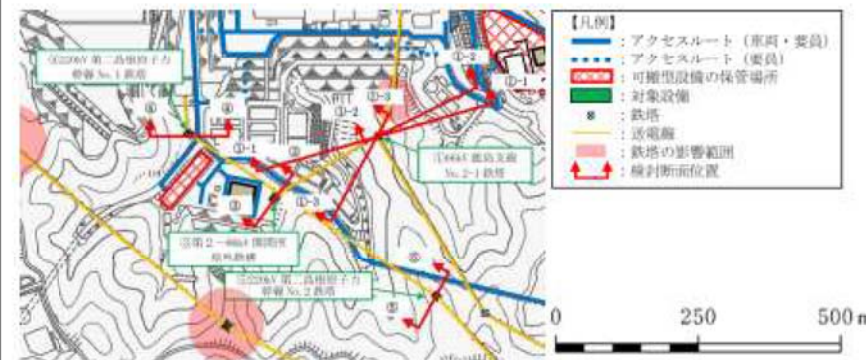
相違理由



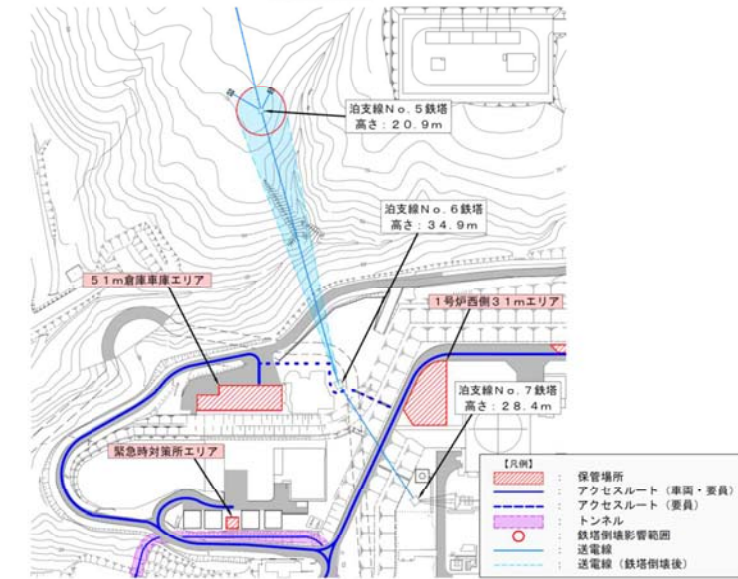
第6図 影響評価方法選定結果によるアクセスルート確保
 (66kV鹿島支線, 220kV第二島根原子力幹線, 通信用無線鉄塔)



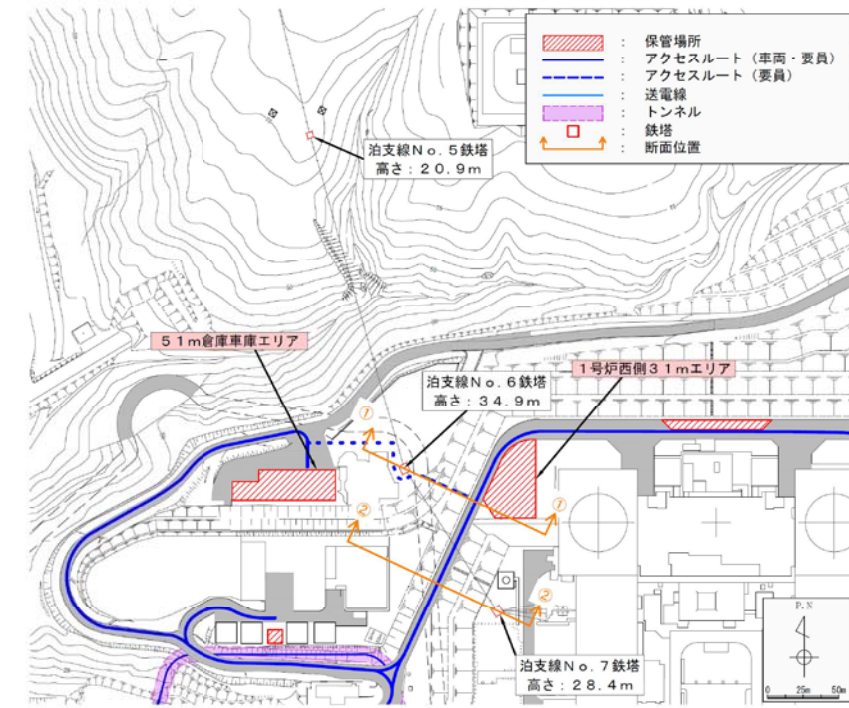
第7図 影響評価方法選定結果によるアクセスルート確保
 (500kV島根原子力幹線)



第8-1図 鉄塔配置断面位置図 (①, ③, ④, ⑤)



第5図 影響評価方法を考慮したアクセスルートの確保



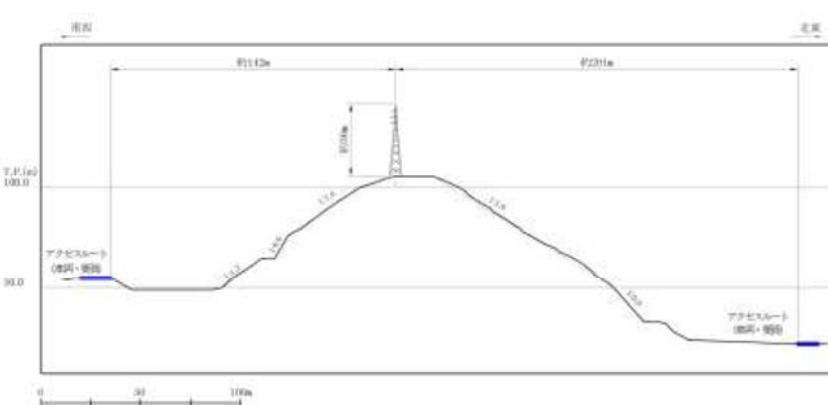
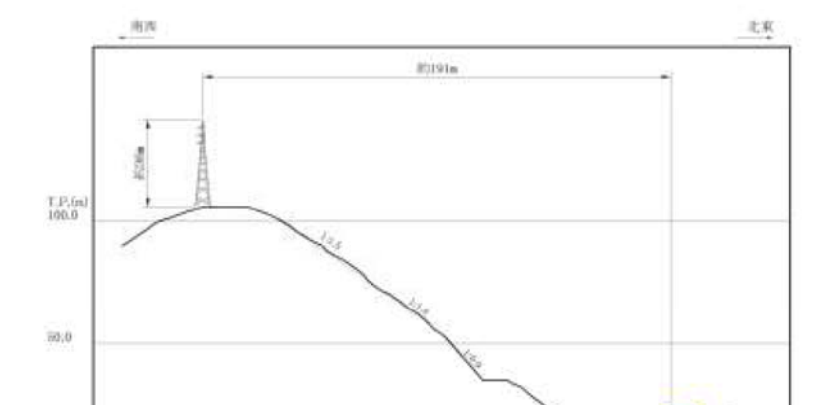
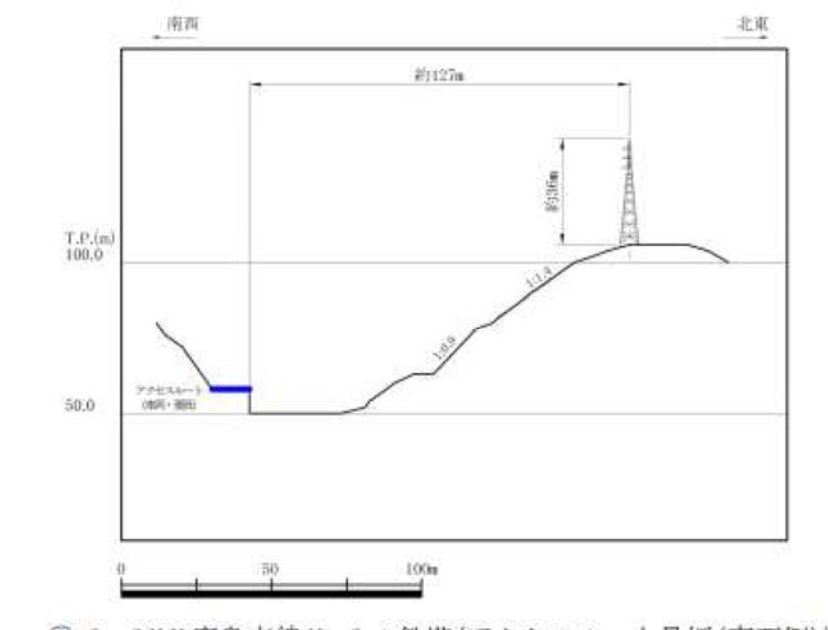
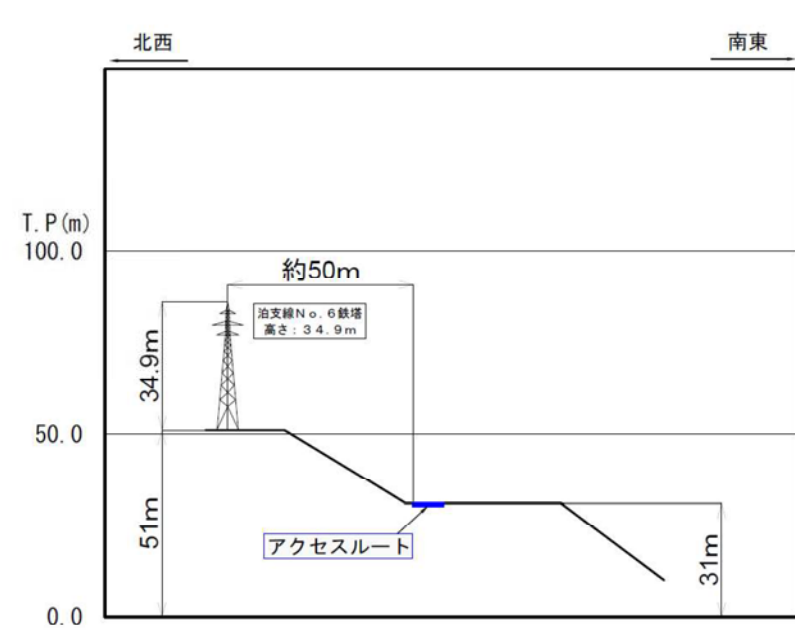
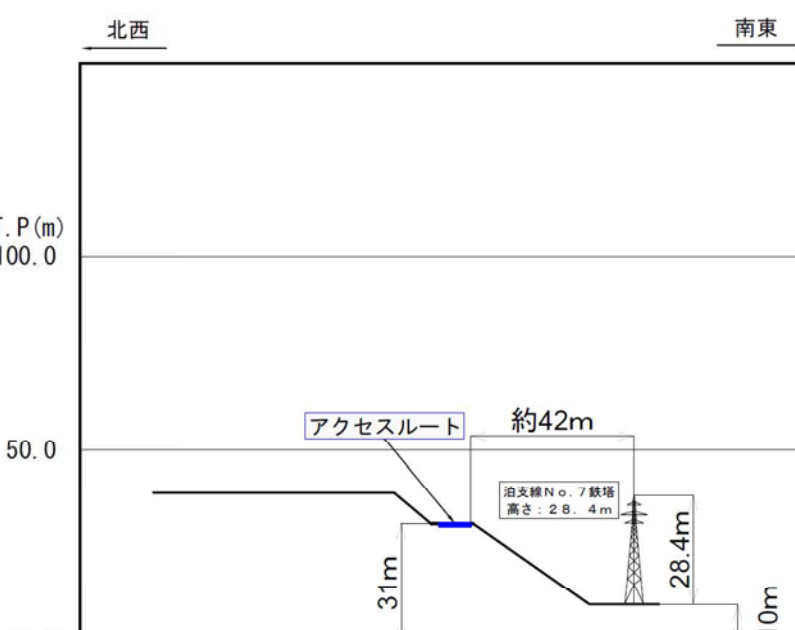
第6図 鉄塔配置断面位置図 (①, ②)

【島根】記載表現の相違

【島根】記載表現の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

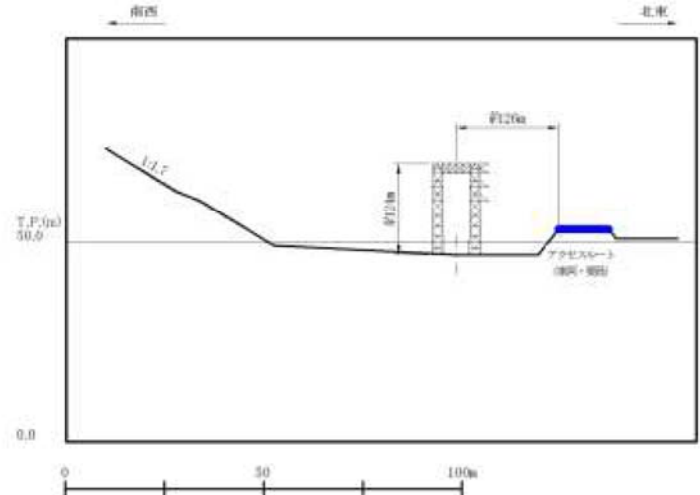
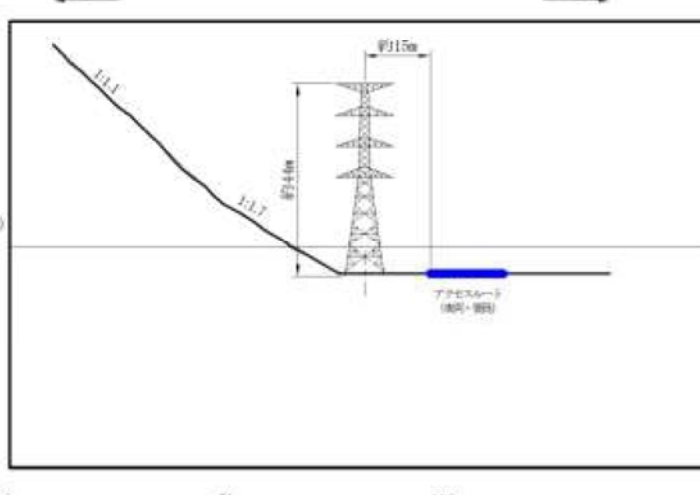
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>①-1 66kV 鹿島支線 No. 2-1 鉄塔(急傾斜方向)</p>  <p>①-2 66kV 鹿島支線 No. 2-1 鉄塔(アクセスルート最短(北東側))</p>  <p>①-3 66kV 鹿島支線 No. 2-1 鉄塔(アクセスルート最短(南西側))</p>	 <p>①-① 泊支線No. 6鉄塔 (アクセスルート最短)</p>  <p>②-② 泊支線No. 7鉄塔 (アクセスルート最短)</p>	<p>【島根】記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

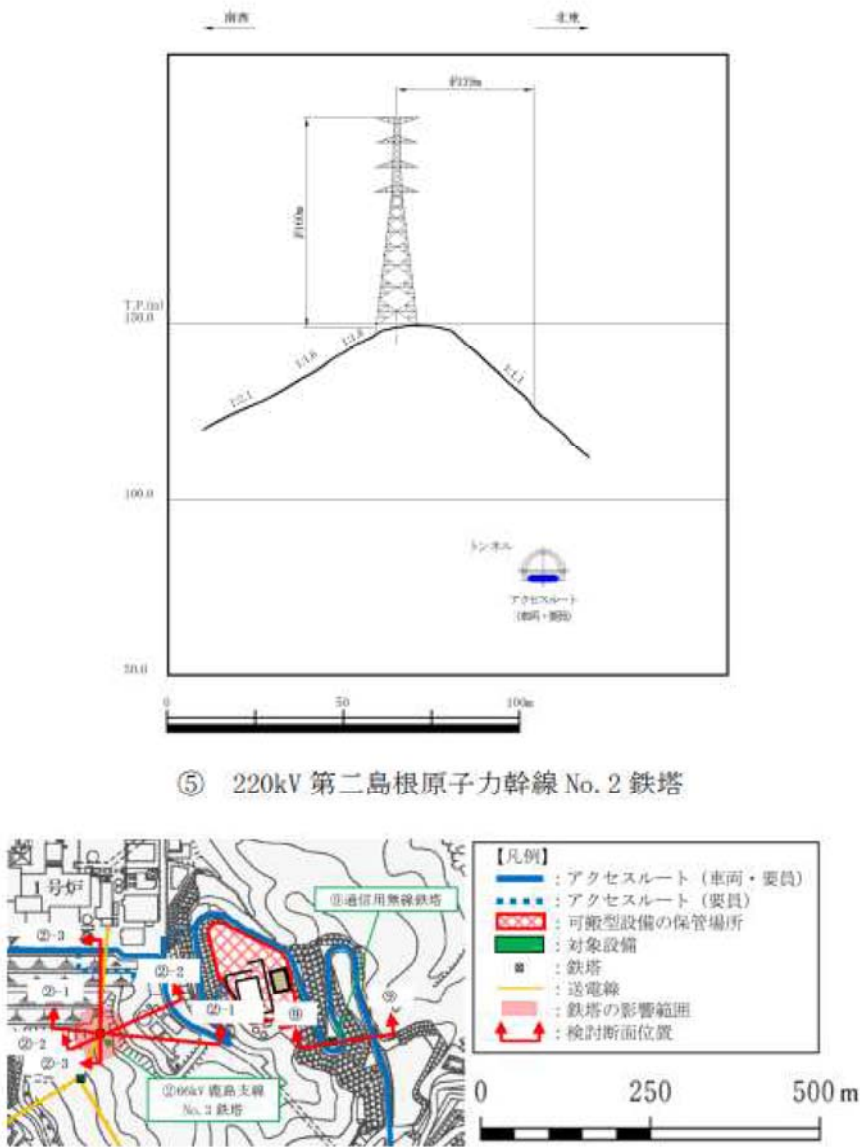
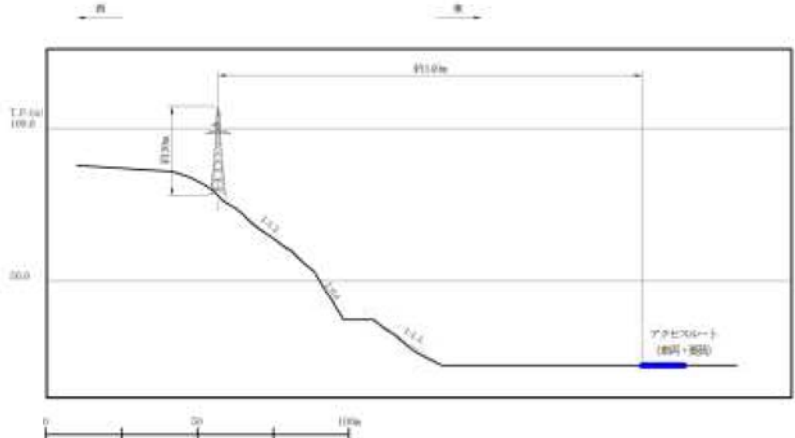
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>③ 第2-66kV 開閉所屋外鉄構</p>  <p>④ 220kV 第二島根原子力幹線 No. 1 鉄塔</p>		<p>相違理由</p> <p>【島根】記載表現の相違</p>

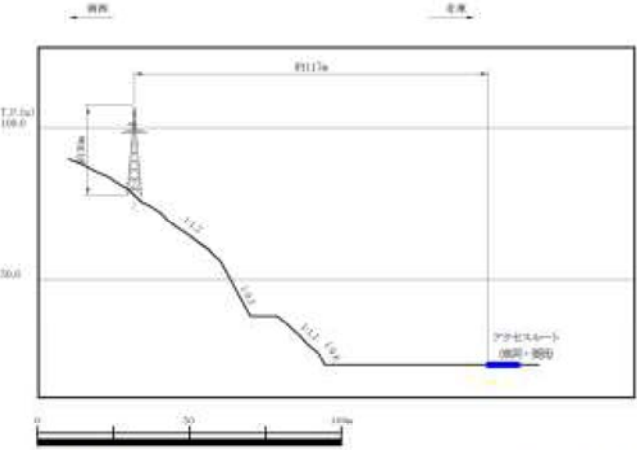
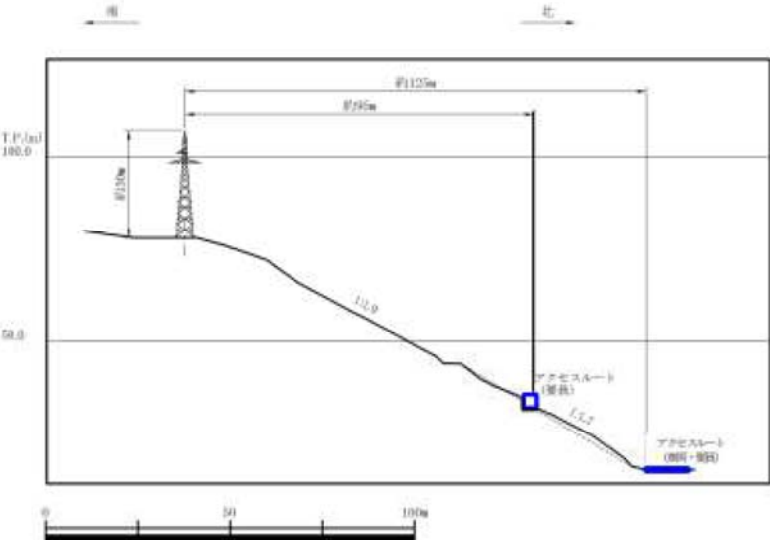
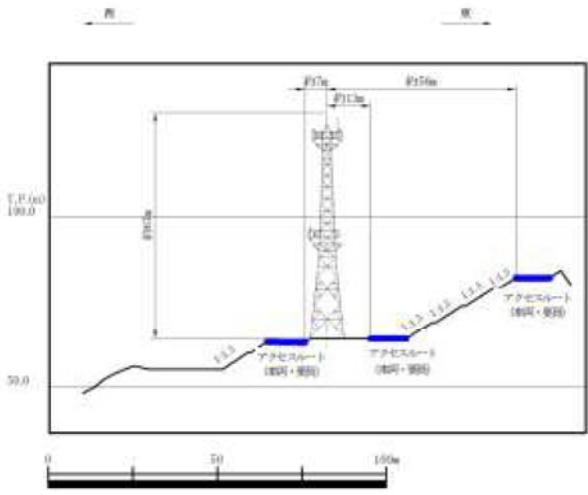
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>⑤ 220kV 第二島根原子力幹線 No. 2 鉄塔</p> <p>第8-2図 鉄塔配置断面位置図 (②, ③)</p>  <p>②-1 66kV 鹿島支線 No. 3 鉄塔(急傾斜方向)</p>		<p>【島根】記載表現の相違</p>

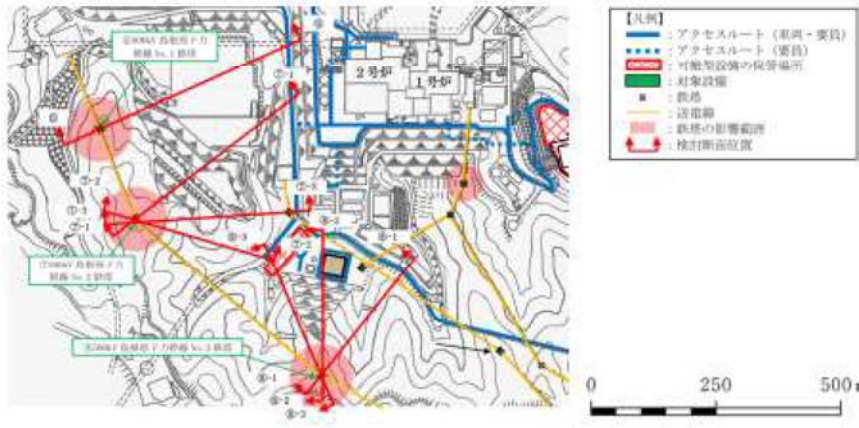
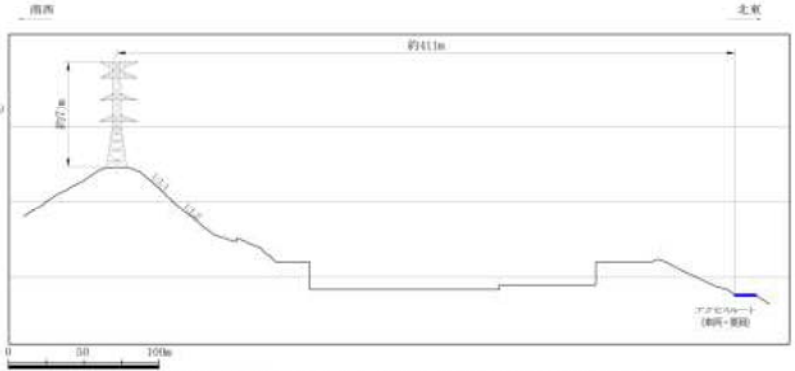
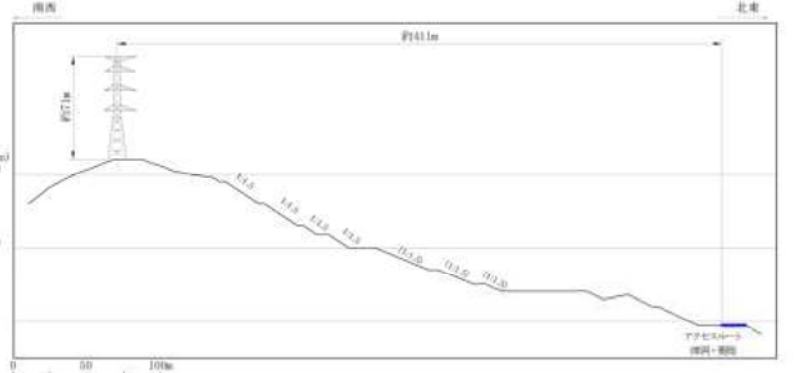
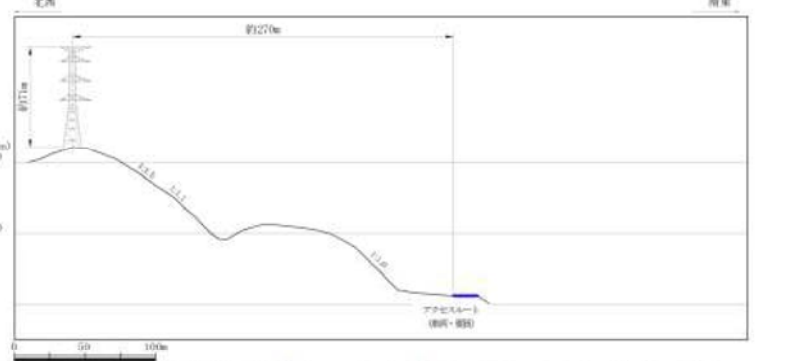
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>②-2 66kV 鹿島支線 No. 3 鉄塔(アクセスルート最短(北東側))</p>  <p>②-3 66kV 鹿島支線 No. 3 鉄塔(アクセスルート最短(北側))</p>  <p>⑨ 通信用無線鉄塔</p>		<p>相違理由</p> <p>【島根】記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

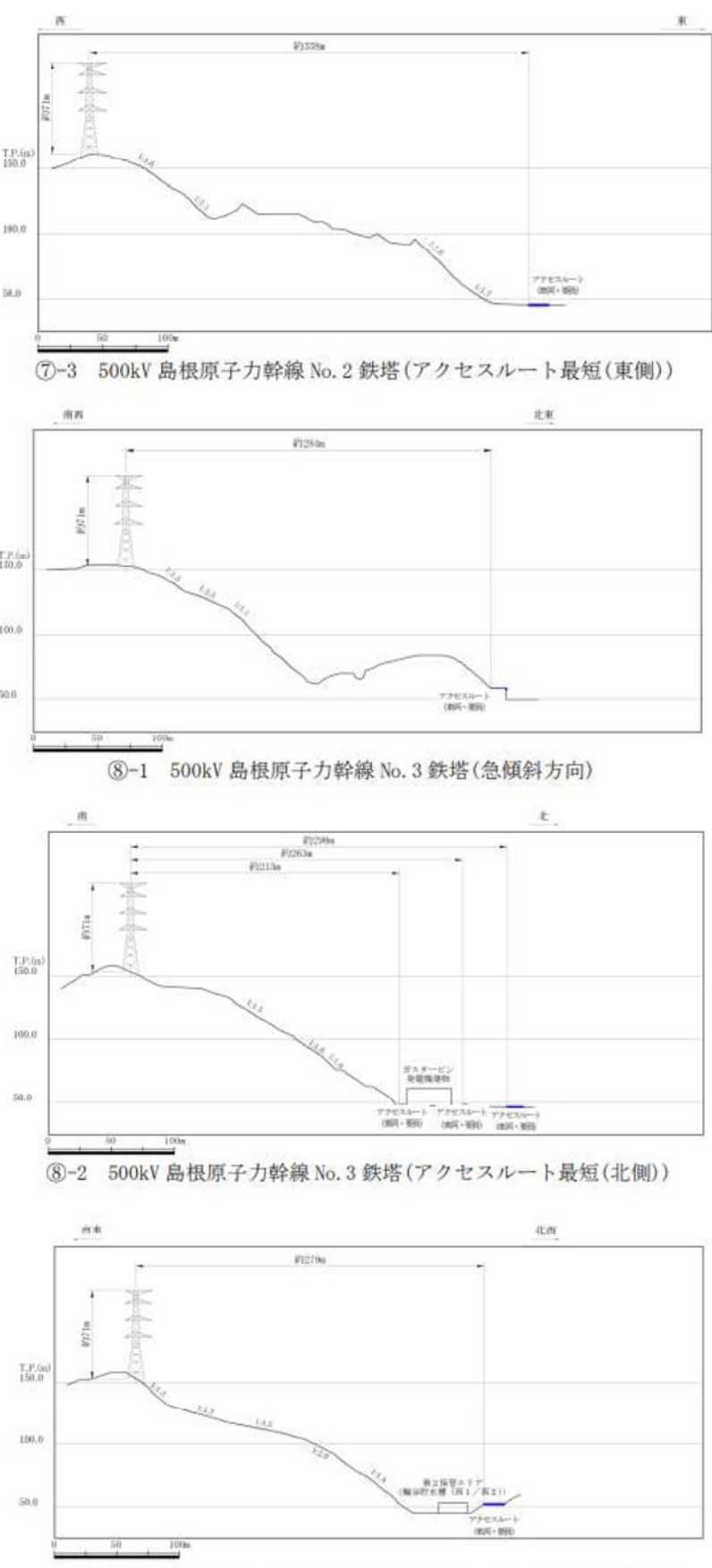
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第8-3図 鉄塔配置断面位置図(⑥, ⑦, ⑧)</p>  <p>⑥ 500kV 島根原子力幹線 No. 1 鉄塔(急傾斜方向)</p>  <p>⑦-1 500kV 島根原子力幹線 No. 2 鉄塔(急傾斜方向)</p>  <p>⑦-2 500kV 島根原子力幹線 No. 2 鉄塔(アクセスルート最短(南東側))</p>		<p>相違理由</p> <p>【島根】記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

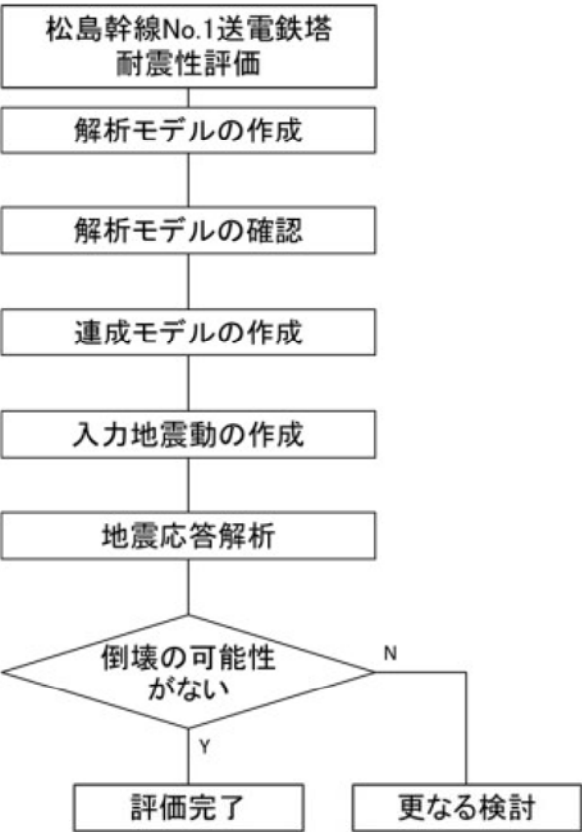
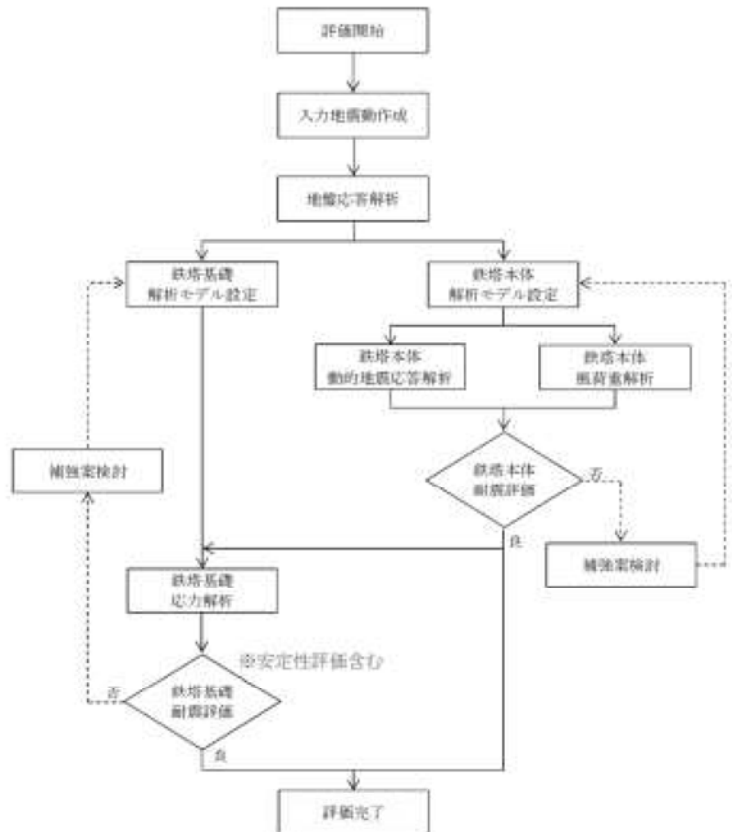
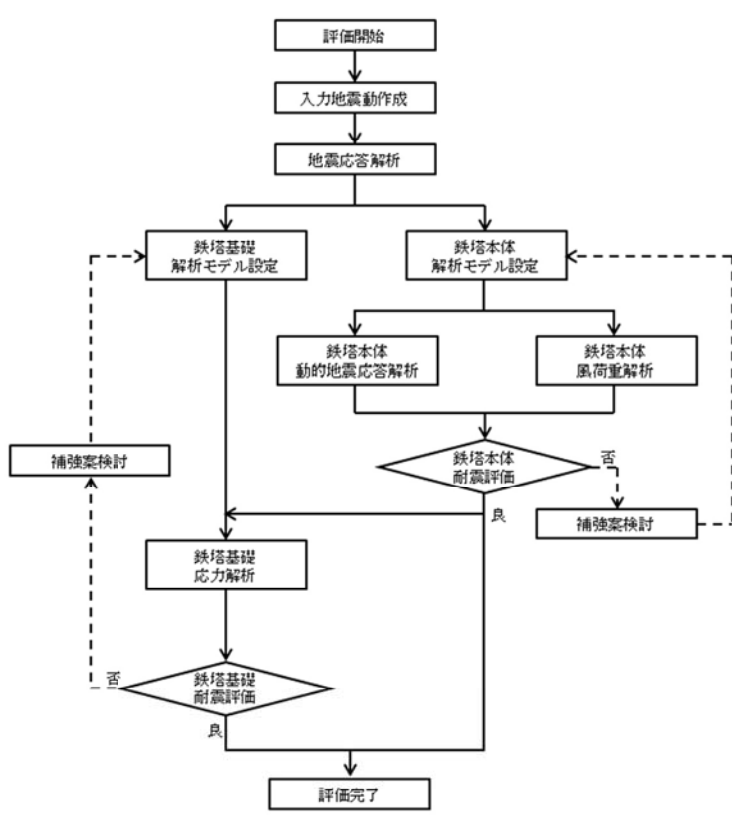
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>⑦-3 500kV 島根原子力幹線 No. 2 鉄塔(アクセスルート最短(東側))</p> <p>⑧-1 500kV 島根原子力幹線 No. 3 鉄塔(急傾斜方向)</p> <p>⑧-2 500kV 島根原子力幹線 No. 3 鉄塔(アクセスルート最短(北側))</p> <p>⑧-3 500kV 島根原子力幹線 No. 3 鉄塔(アクセスルート最短(北西側))</p>		<p>【島根】記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. 評価方法</p> <p>松島幹線 No.1 送電鉄塔を有限要素モデルで鉄塔単体のモデルを作成し、自重及び固有値解析を実施し、その後開閉所及び松島幹線 No.2 送電鉄塔の連成モデルを作成し、基準地震動 S_s による影響評価を実施した。</p> <p>第2図に評価フローを示す。</p>  <p>第2図 松島幹線 No.1 送電鉄塔耐震性評価フロー</p>	<p>(3) 影響評価方法 220kV 第二島根原子力幹線 No.1 鉄塔及び No.2 鉄塔を例に説明する。</p> <p>a. 耐震性評価 鉄塔本体及び鉄塔基礎について、基準地震動 S_s による評価を行い、評価の結果、強度不足等により、評価が満足しない結果になった場合は、補強等の影響防止対策を実施することで、地震時においても鉄塔が倒壊しない設計とする。</p> <p>基準地震動 S_s 5波のうち一次固有周波数における加速度応答スペクトルが大きいものを用いる。具体的には S_s-D 及び S_s-N1 を用いる。</p> <p>(a) 鉄塔本体 鉄塔部材と送電線をモデル化し、応答解析を行い、部材に発生する応力が許容応力以下であることを確認する。</p> <p>(b) 鉄塔基礎 鉄塔本体の地盤応答解析結果を基礎の応力解析に用い、鉄塔基礎の強度及び地盤支持力を確認する。 第9図の耐震性評価フローに基づき確認を行う。</p>  <p>第9図 220kV 第二島根原子力幹線鉄塔耐震性評価フロー</p>	<p>(3) 影響評価方法 泊支線 No.6 鉄塔及び泊支線 No.7 鉄塔について説明する。</p> <p>a. 耐震性評価 鉄塔本体及び鉄塔基礎について、基準地震動による評価を行い、評価の結果、強度不足等により、評価が満足しない結果になった場合は、補強等の影響防止対策を実施することで、地震時においても鉄塔が倒壊しない設計とする。</p> <p>全ての基準地震動に対し、評価を実施する。</p> <p>(a) 鉄塔本体 鉄塔部材と送電線をモデル化し、応答解析を行い、部材に発生する応力が許容応力以下であることを確認する。</p> <p>(b) 鉄塔基礎 鉄塔本体の地盤応答解析結果を基礎の応力解析に用い、鉄塔基礎の強度及び地盤支持力を確認する。 第7図の耐震性評価フローに基づき確認を行う。</p>  <p>第7図 泊支線鉄塔耐震性評価フロー</p>	<p>【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違による対象鉄塔の相違。</p> <p>【女川】記載内容の相違 ・女川は設置許可の段階で評価結果を示している。</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・泊は、送電鉄塔の耐震評価に全ての基準地震動を用いる。</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・泊は、評価対象となる鉄塔が全て平坦な場所に位置しているため、安定性評価の対象とならない。</p>

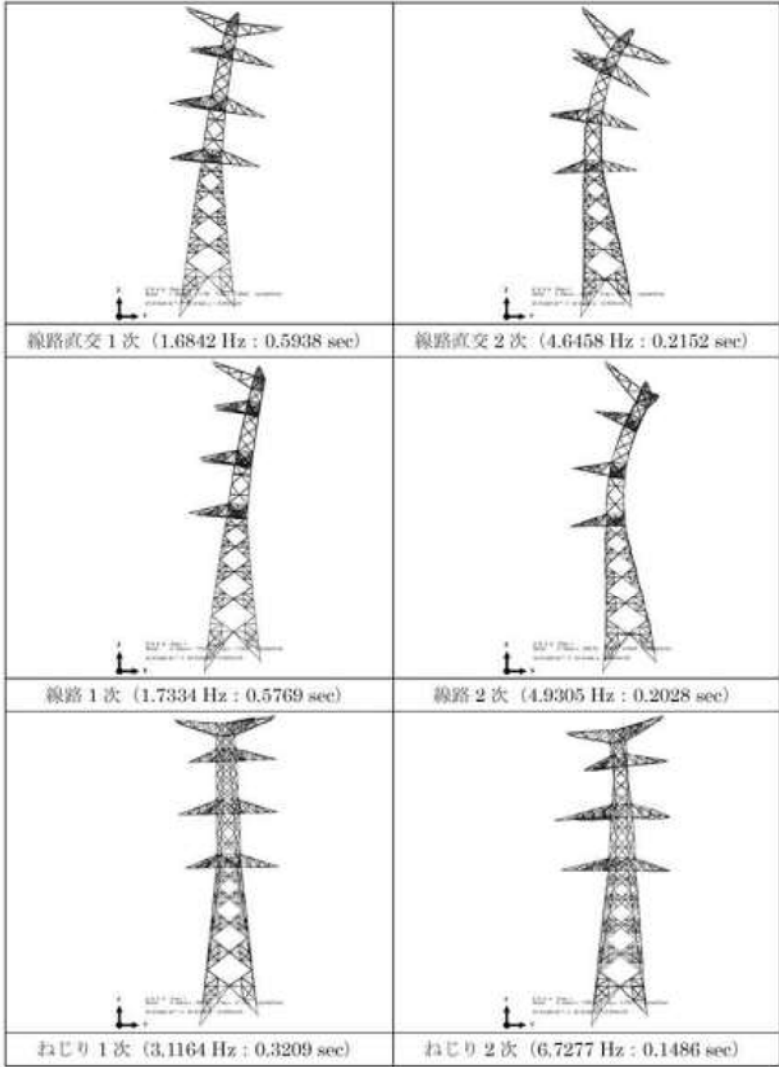
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																												
<p>(2) 解析モデルの確認</p> <p>作成した松島幹線 No.1 送電鉄塔の有限要素モデルについて、自重及び固有値解析を実施し、モデル化の確認を行った。</p> <p>自重解析では鉄塔パネルごとに密度を同定し、質量の設定を行った。自重解析結果を第2表に示す。また、固有値解析結果を第4図に示す。</p> <p style="text-align: center;">第2表 自重解析結果</p> <table border="1" data-bbox="121 506 899 1192"> <thead> <tr> <th rowspan="2">パネル</th> <th colspan="2">1脚 当たり</th> <th colspan="2">4脚</th> <th rowspan="2">解析結果1 (kg)</th> <th rowspan="2">プレート・ボルト率 (%)</th> <th rowspan="2">解析結果2 (kg)</th> </tr> <tr> <th>累計 (kg)</th> <th>パネル毎 (kg)</th> <th>累計 (kg)</th> <th>パネル毎 (kg)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>1225</td><td>1225</td><td>4900</td><td>4900</td><td>2961</td><td>1.65</td><td>4900</td></tr> <tr><td>2</td><td>1425</td><td>200</td><td>5700</td><td>800</td><td>580</td><td>1.38</td><td>800</td></tr> <tr><td>3</td><td>2884</td><td>1459</td><td>11536</td><td>5836</td><td>3682</td><td>1.59</td><td>5836</td></tr> <tr><td>4</td><td>3201</td><td>317</td><td>12804</td><td>1268</td><td>926</td><td>1.37</td><td>1268</td></tr> <tr><td>5</td><td>3523</td><td>322</td><td>14092</td><td>1288</td><td>943</td><td>1.37</td><td>1288</td></tr> <tr><td>6</td><td>3907</td><td>384</td><td>15628</td><td>1536</td><td>1016</td><td>1.51</td><td>1536</td></tr> <tr><td>7</td><td>5753</td><td>1846</td><td>23012</td><td>7384</td><td>4644</td><td>1.59</td><td>7384</td></tr> <tr><td>8</td><td>6494</td><td>741</td><td>25976</td><td>2964</td><td>2033</td><td>1.46</td><td>2964</td></tr> <tr><td>9</td><td>7416</td><td>922</td><td>29664</td><td>3688</td><td>2704</td><td>1.36</td><td>3688</td></tr> <tr><td>10</td><td>9385</td><td>1969</td><td>37540</td><td>7876</td><td>5371</td><td>1.47</td><td>7876</td></tr> <tr><td>11</td><td>10248</td><td>863</td><td>40992</td><td>3452</td><td>2480</td><td>1.39</td><td>3452</td></tr> <tr><td>12</td><td>11182</td><td>934</td><td>44728</td><td>3736</td><td>3086</td><td>1.21</td><td>3736</td></tr> <tr><td>18</td><td>12504</td><td>1322</td><td>50016</td><td>5288</td><td>4391</td><td>1.20</td><td>5288</td></tr> <tr><td>19</td><td>14118</td><td>1614</td><td>56472</td><td>6456</td><td>5449</td><td>1.18</td><td>6456</td></tr> <tr><td>20</td><td></td><td></td><td>66126</td><td>9654</td><td>9018</td><td>1.07</td><td>9654</td></tr> <tr><td>合計</td><td></td><td></td><td></td><td>66126</td><td>49285</td><td></td><td>66127</td></tr> </tbody> </table> <p>解析結果1：骨組解析モデルに対し、密度 7.8e-9t/mm³として重量を計算 プレート・ボルト率：パネル重量÷解析結果1 解析結果2：7.8e-9 t/mm³×プレート・ボルト率</p>	パネル	1脚 当たり		4脚		解析結果1 (kg)	プレート・ボルト率 (%)	解析結果2 (kg)	累計 (kg)	パネル毎 (kg)	累計 (kg)	パネル毎 (kg)	1	1225	1225	4900	4900	2961	1.65	4900	2	1425	200	5700	800	580	1.38	800	3	2884	1459	11536	5836	3682	1.59	5836	4	3201	317	12804	1268	926	1.37	1268	5	3523	322	14092	1288	943	1.37	1288	6	3907	384	15628	1536	1016	1.51	1536	7	5753	1846	23012	7384	4644	1.59	7384	8	6494	741	25976	2964	2033	1.46	2964	9	7416	922	29664	3688	2704	1.36	3688	10	9385	1969	37540	7876	5371	1.47	7876	11	10248	863	40992	3452	2480	1.39	3452	12	11182	934	44728	3736	3086	1.21	3736	18	12504	1322	50016	5288	4391	1.20	5288	19	14118	1614	56472	6456	5449	1.18	6456	20			66126	9654	9018	1.07	9654	合計				66126	49285		66127			<p>【女川】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は設置許可の段階で評価結果を示しているため、解析モデルの確認を記載。
パネル		1脚 当たり		4脚					解析結果1 (kg)	プレート・ボルト率 (%)	解析結果2 (kg)																																																																																																																																				
	累計 (kg)	パネル毎 (kg)	累計 (kg)	パネル毎 (kg)																																																																																																																																											
1	1225	1225	4900	4900	2961	1.65	4900																																																																																																																																								
2	1425	200	5700	800	580	1.38	800																																																																																																																																								
3	2884	1459	11536	5836	3682	1.59	5836																																																																																																																																								
4	3201	317	12804	1268	926	1.37	1268																																																																																																																																								
5	3523	322	14092	1288	943	1.37	1288																																																																																																																																								
6	3907	384	15628	1536	1016	1.51	1536																																																																																																																																								
7	5753	1846	23012	7384	4644	1.59	7384																																																																																																																																								
8	6494	741	25976	2964	2033	1.46	2964																																																																																																																																								
9	7416	922	29664	3688	2704	1.36	3688																																																																																																																																								
10	9385	1969	37540	7876	5371	1.47	7876																																																																																																																																								
11	10248	863	40992	3452	2480	1.39	3452																																																																																																																																								
12	11182	934	44728	3736	3086	1.21	3736																																																																																																																																								
18	12504	1322	50016	5288	4391	1.20	5288																																																																																																																																								
19	14118	1614	56472	6456	5449	1.18	6456																																																																																																																																								
20			66126	9654	9018	1.07	9654																																																																																																																																								
合計				66126	49285		66127																																																																																																																																								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>線路直交1次 (1.6842 Hz : 0.5938 sec) 線路直交2次 (4.6458 Hz : 0.2152 sec)</p> <p>線路1次 (1.7334 Hz : 0.5769 sec) 線路2次 (4.9305 Hz : 0.2028 sec)</p> <p>ねじり1次 (3.1164 Hz : 0.3209 sec) ねじり2次 (6.7277 Hz : 0.1486 sec)</p>			<p>【女川】記載内容の相違 ・女川は設置許可の段階で評価結果を示しているため、固有値解析結果を記載。</p>
<p>第4図 固有値解析結果</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由										
<p>(3) 連成モデルの作成 松島幹線 No.1 送電鉄塔は引留鉄構及び松島幹線 No.2 送電鉄塔に架線されているため、松島幹線 No.1 送電鉄塔を解析対象とした連成モデルを作成した。線路条件を第3表及び第5図に、作成した連成モデル図を第6図に示す。</p> <p style="text-align: center;">第3表 線路条件</p> <table border="1" data-bbox="112 982 914 1087"> <thead> <tr> <th>幹線・番号</th> <th>型名</th> <th>塔高</th> <th>径間</th> <th>水平角度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>松島幹線 No.1</td> <td>D2 (275kV)</td> <td>58m</td> <td>81m (引留鉄構側) 354m (No.2側)</td> <td>0 引留 L75.5°</td> </tr> </tbody> </table>	幹線・番号	型名	塔高	径間	水平角度	松島幹線 No.1	D2 (275kV)	58m	81m (引留鉄構側) 354m (No.2側)	0 引留 L75.5°	<p>・架渉線モデル 架空地線と電力線の架渉線はそれぞれの径間及び碍子装置を分割し、棒要素（トラス要素）でモデル化する。</p> <p>・連成系モデル 鉄塔と架渉線の連成系モデルを第11図及び第12図に示す。隣接鉄塔まで含めた連成系モデルとする。</p>	<p>・架渉線モデル 架空地線と電力線の架渉線はそれぞれの径間及び碍子装置を分割し、棒要素（トラス要素）でモデル化する。</p> <p>・連成系モデル 泊支線 No.6 鉄塔及び No.7 鉄塔は2方向から架線されているため、それぞれを解析対象とした連成モデル*を作成した。作成した連成モデルを第9図及び第10図に示す。</p> <p>※：泊支線 No.7 鉄塔において、何らかの原因により泊支線 No.6 鉄塔と No.7 鉄塔間の送電線及び地線がすべて断線した場合、No.6 鉄塔は No.5 鉄塔側に倒壊することが想定されるが、この場合、No.7 鉄塔が引留める張力荷重は減少する。また、No.6 鉄塔が側方又は No.7 鉄塔側に倒壊した場合、送電線支持点の距離が短くなるため、No.7 鉄塔が引留める張力荷重は減少する。以上より、送電線及び地線の引留張力を考慮した評価条件が最も保守的である。また、No.6 鉄塔においても、No.7 鉄塔と同様に送電線及び地線の引留張力を考慮した評価条件が最も保守的である。</p>	<p>【女川】記載表現の相違 【島根】設計方針の相違 ・泊は、女川における鉄塔及び架渉線の連成モデルと同様であり、連成モデルとする理由を記載。</p> <p>【女川】記載箇所の相違 ・第1図に鉄塔高さを記載。</p>
幹線・番号	型名	塔高	径間	水平角度									
松島幹線 No.1	D2 (275kV)	58m	81m (引留鉄構側) 354m (No.2側)	0 引留 L75.5°									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

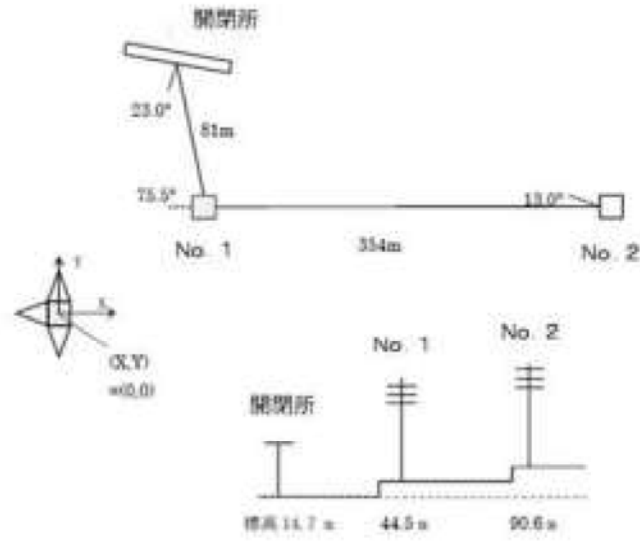
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

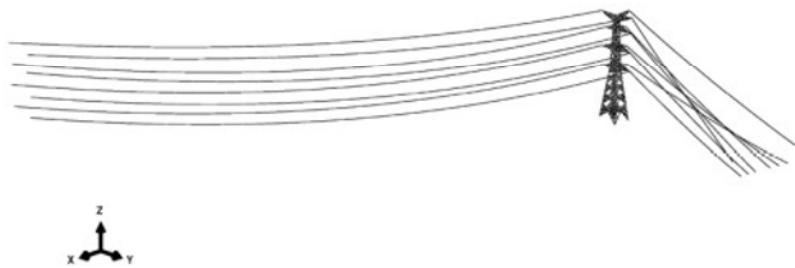
島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

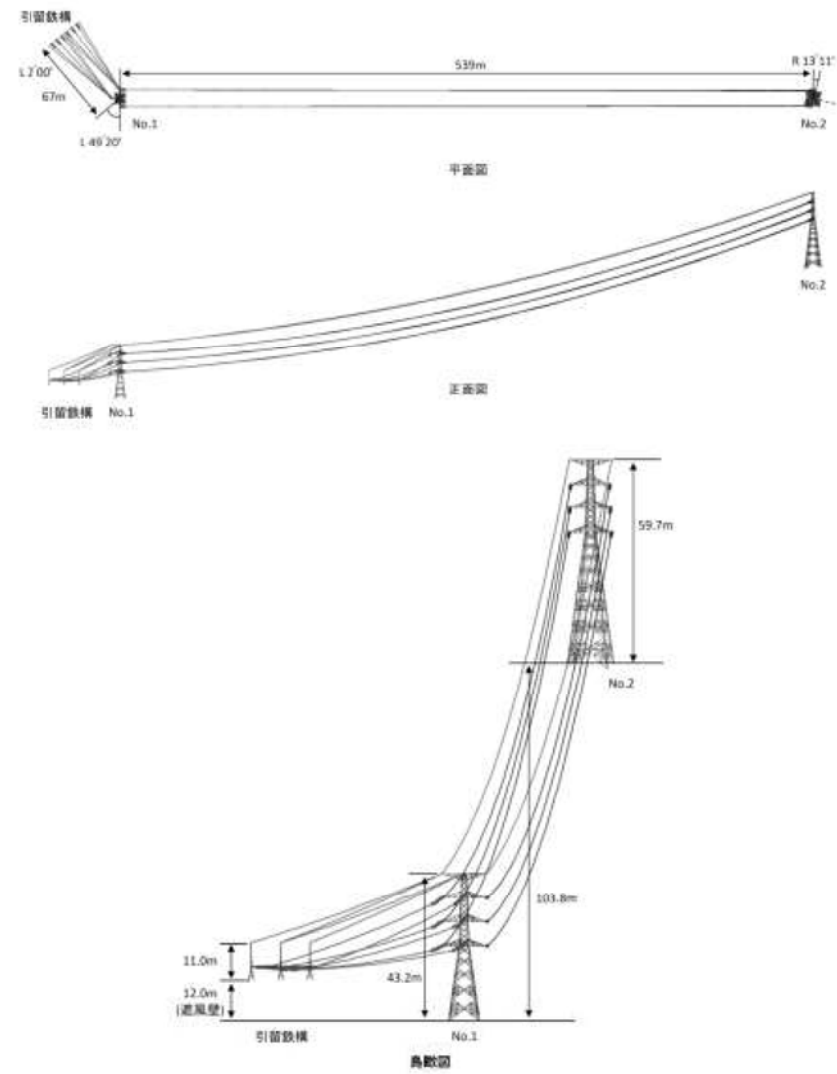
相違理由



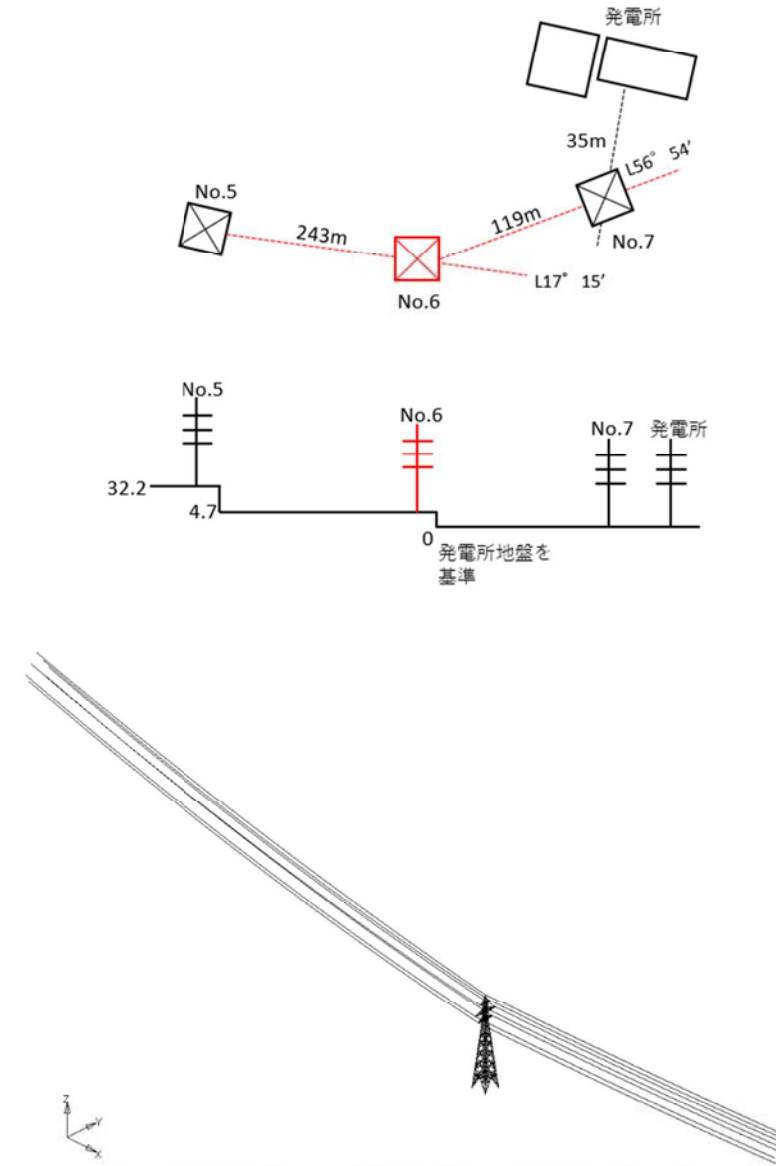
第5図 連成モデル線路条件



第6図 連成モデル(全体図)



第11図 220kV第二島根原子力幹線No. 1鉄塔を主とした連成系モデル

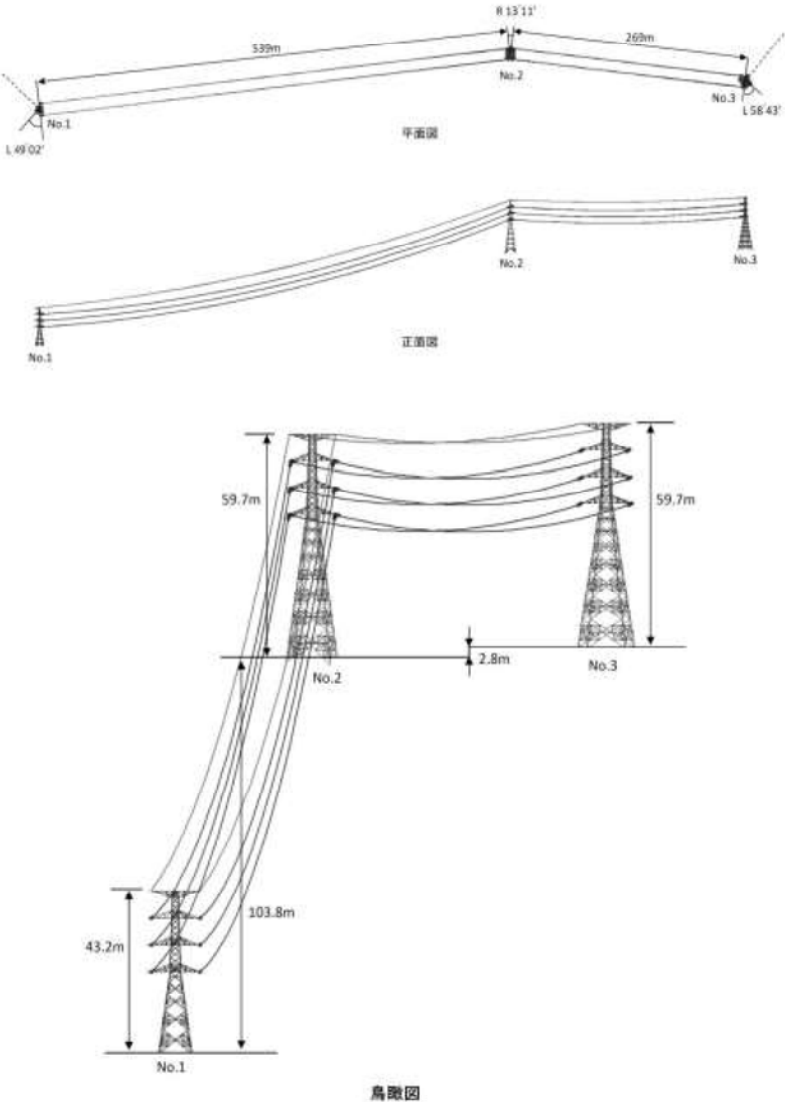
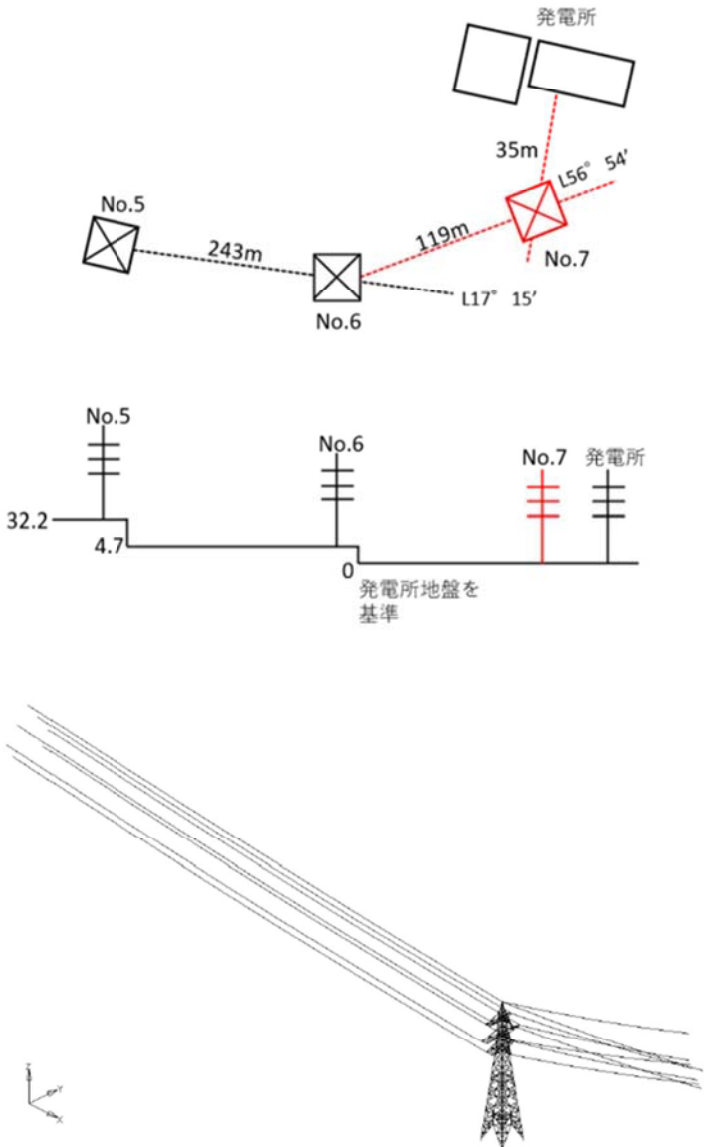


第9図 泊支線No. 6鉄塔を主とした連成系モデル

【島根】設計方針の相違
 ・泊は、女川における鉄塔及び架渉線の連成モデルと同様。

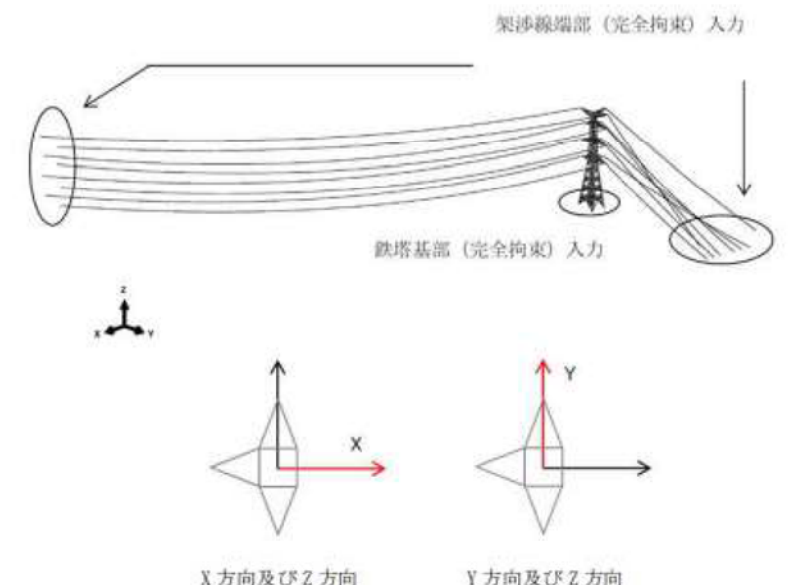
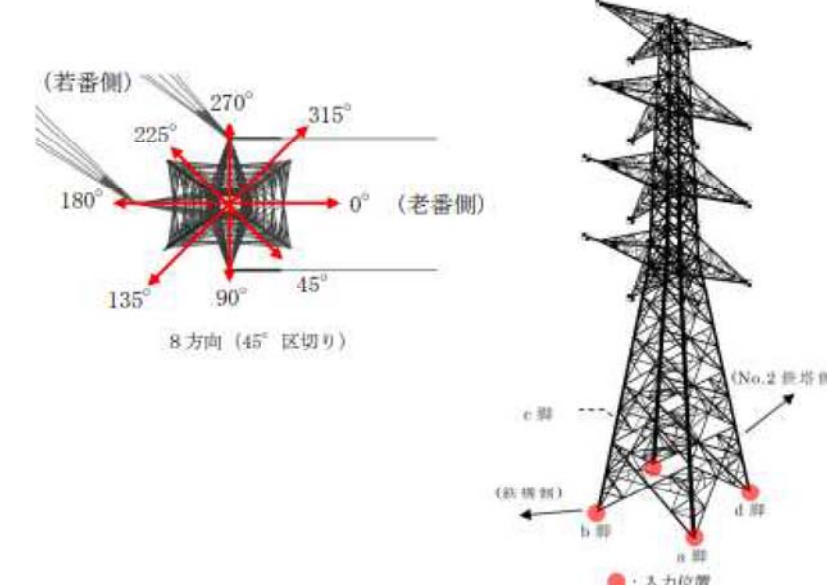
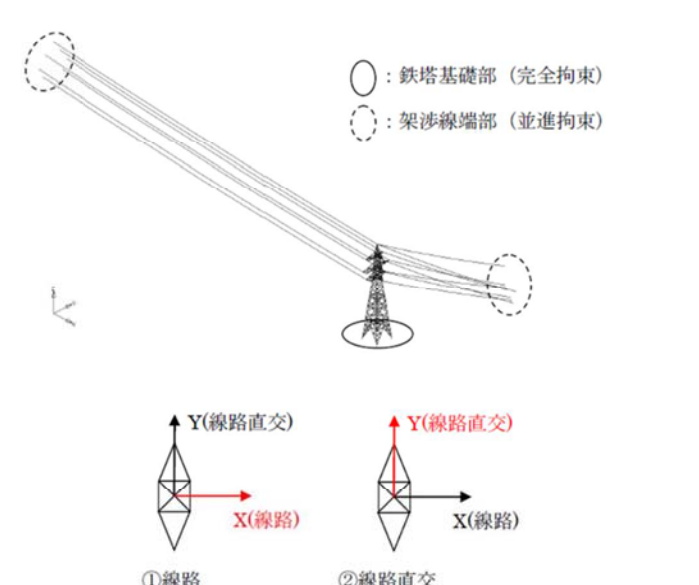
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(4) 入力地震動の作成 解析モデルに入力する地震動は検討用地震動から評価対象地点の地震動を求め、入力地震動を作成する。</p> <p>a. 検討用地震動 検討用地震動は基準地震動 Ss7 波とする。</p> <p>b. 入力地震動 入力地震動は検討用地震動を解放基盤面の地表面と仮定し、岩盤モデル 0. P. -200m での上昇波 (E1) を求めた。次に求めた上昇波を鉄塔立地の対象地点岩盤モデルの 0. P. -200m に入力し地表面波 (E2+F2) を求め、その応答波を鉄塔の入力地震動とした。(プログラム SHAKE (一次元重複反射理論) で検討)</p>	 <p>第12図 220kV第二島根原子力幹線No. 2鉄塔を主とした連成系モデル</p>	 <p>第10図 泊支線No. 7鉄塔を主とした連成系モデル</p>	<p>相違理由</p> <p>【島根】設計方針の相違 ・泊は、女川における鉄塔及び架渉線の連成モデルと同様。</p> <p>【女川】記載箇所の相違 ・泊は、「(3)影響評価方法」に、評価に用いる基準地震動を記載。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																				
<p>c. 地震動の入力位置及び方向 地震動の入力位置及び方向を第7図に示す。</p>  <p>第7図 地震動の入力位置及び方向</p>	<p>[地震動の入力位置及び方向] 地震動は水平1方向と鉛直方向の同時入力とする。水平方向の入力方向は、第13図に示すとおり、架渉線の影響が強くなりやすい線路方向、腹材の分担応力が大きくなりやすい線路方向と線路直角方向及び支柱材の分担応力が大きくなりやすい対角方向の計8方向とする。 地震動の入力方向及び位置を第13図に示す。</p>  <p>第13図 地震動の入力方向及び位置</p>	<p>[地震動の入力位置及び方向] 地震動は水平1方向と鉛直方向の同時入力とする。水平方向の入力方向は、第11図に示すとおり、架渉線の影響が強くなりやすい線路方向、腹材の分担応力が大きくなりやすい線路方向と線路直角方向の計2方向とする。 地震動の入力方向及び位置を第11図に示す。</p>  <p>第11図 地震動の入力位置及び方向</p>	<p>【島根】記載内容の相違 ・泊は、女川と同様に、地震動を腹部の分布応力が大きくなりやすい2方向に入力している。</p> <p>【女川及び島根】記載表現の相違</p>																																				
<p>d. 減衰の設定 鉄塔本体の減衰は Rayleigh 減衰 2%とし、電線、地線及びびがいしについては、剛性比例型 0.4%を設定した。(第4表、第8図参照)</p> <p>第4表 減衰の設定</p> <table border="1" data-bbox="148 1449 831 1575"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>振動数 f (Hz)</th> <th>減衰定数 h^{R}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">鉄塔本体</td> <td>1次</td> <td>1.6842</td> <td>2%</td> </tr> <tr> <td>2次</td> <td>4.9305</td> <td>2%</td> </tr> <tr> <td>電線、地線、がいし</td> <td>1次</td> <td>0.1</td> <td>0.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「平成7年兵庫県南部地震を踏まえた送配電設備の耐震性評価（架空送電用支持物の耐震性に関する検討、電力中央研究所報告 依頼元：電気事業連合会 平成8年3月）」において、減衰定数は鉄塔本体を5%、電線、地線及びびがいしを0.4%と設定している。これに対して、松島幹線 No.1 送電鉄塔の倒壊評価は、保守的な値（鉄塔本体）又は同値（電線、地線及びびがいし）を設定した。</p>	対象	振動数 f (Hz)	減衰定数 h^{R}	鉄塔本体	1次	1.6842	2%	2次	4.9305	2%	電線、地線、がいし	1次	0.1	0.4%	<p>[減衰定数の設定] 減衰定数の設定として鋼管鉄塔の減衰定数を2%、山形鋼鉄塔の減衰定数を5%、架渉線の減衰定数を0.4%として用いる。(第3表参照)</p> <p>第3表 減衰の設定</p> <table border="1" data-bbox="949 1449 1721 1575"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>振動数 f (Hz)</th> <th>減衰定数 h^{R}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">鉄塔本体</td> <td>鋼管鉄塔</td> <td>鉄塔ごとに固有1次振動数を設定</td> <td>2%</td> </tr> <tr> <td>山形鉄塔</td> <td></td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>架渉線</td> <td>径間ごとに地線と電力線で固有1次振動数を設定</td> <td>0.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※今回適用する基準地震動は兵庫県南部地震相当の大振幅応答になることから、「平成7年兵庫県南部地震を踏まえた送配電設備の耐震性評価」（電力中央研究所）の報告を参考とし、鋼管鉄塔を2%、山形鉄塔を5%とした。また、昭和57年に送電鉄塔の動的安定性の検討（UHV 送電特別委員会の線路部会）の報告を参考とし、架渉線を0.4%とした。</p>	対象	振動数 f (Hz)	減衰定数 h^{R}	鉄塔本体	鋼管鉄塔	鉄塔ごとに固有1次振動数を設定	2%	山形鉄塔		5%	架渉線	径間ごとに地線と電力線で固有1次振動数を設定	0.4%	<p>[減衰定数の設定] 減衰定数は、鉄塔（山形鋼鉄塔）本体は減衰定数を5%、架渉線の減衰定数を0.4%として用いる。(第2表参照)</p> <p>第2表 減衰の設定</p> <table border="1" data-bbox="1780 1449 2582 1575"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>振動数 f (Hz)</th> <th>減衰定数 h^{R}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">鉄塔本体（山形鉄塔）</td> <td>鉄塔ごとに固有1次振動数を設定</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>架渉線</td> <td>径間ごとに地線と電力線で固有1次振動数を設定</td> <td>0.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※今回適用する基準地震動は兵庫県南部地震相当の大振幅応答になることから、「平成7年兵庫県南部地震を踏まえた送配電設備の耐震性評価」（電力中央研究所）の報告を参考とし、山形鉄塔を5%、架渉線を0.4%とした。</p>	対象	振動数 f (Hz)	減衰定数 h^{R}	鉄塔本体（山形鉄塔）	鉄塔ごとに固有1次振動数を設定	5%	架渉線	径間ごとに地線と電力線で固有1次振動数を設定	0.4%	<p>【島根】記載内容の相違 ・泊は、「平成7年兵庫県南部地震を踏まえた送配電設備の耐震性評価」（電力中央研究所）に記載の減衰定数を使用している。</p>
対象	振動数 f (Hz)	減衰定数 h^{R}																																					
鉄塔本体	1次	1.6842	2%																																				
	2次	4.9305	2%																																				
電線、地線、がいし	1次	0.1	0.4%																																				
対象	振動数 f (Hz)	減衰定数 h^{R}																																					
鉄塔本体	鋼管鉄塔	鉄塔ごとに固有1次振動数を設定	2%																																				
	山形鉄塔		5%																																				
架渉線	径間ごとに地線と電力線で固有1次振動数を設定	0.4%																																					
対象	振動数 f (Hz)	減衰定数 h^{R}																																					
鉄塔本体（山形鉄塔）	鉄塔ごとに固有1次振動数を設定	5%																																					
	架渉線	径間ごとに地線と電力線で固有1次振動数を設定	0.4%																																				

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="222 220 786 640"> </div> <div data-bbox="222 661 786 1081"> </div> <div data-bbox="222 1102 786 1176"> <p>第8図 減衰定数の設定 (上段：鉄塔本体，下段：電線，地線及びびがいし)</p> </div>	<div data-bbox="964 1218 1751 1365"> <p>[風の影響] 地震発生時に作用する風速として「建築基準法」を適用し、平成12年5月31日建設省告示第1454号に定められた島根県松江市に該当する基準風速 30m/s を考慮する。</p> </div> <div data-bbox="964 1375 1751 1785"> <p>[鉄塔基礎解析モデル設定] ・220kV 第二島根原子力幹線 No.1 鉄塔基礎モデル 220kV 第二島根原子力幹線 No.1 鉄塔基礎は、各床板に接続された鋼管杭（φ700mm, L=8.5m~14.5m）で構成されており、鋼管杭を介して表層から最大約17m以深の岩盤で支持する構造形式である。 なお、各脚間は不同変位の抑制を目的としたつなぎ梁が設けられている。 220kV 第二島根原子力幹線 No.1 鉄塔基礎の解析モデルを第14図に示す。鋼管杭、基礎床板及びつなぎ梁は、鋼材及びコンクリートの線形モデルとし、地盤はばね要素でモデル化する。</p> </div>	<div data-bbox="1795 1218 2582 1365"> <p>[風の影響] 地震発生時に作用する風速として「建築基準法」を適用し、平成12年5月31日建設省告示第1454号に定められた北海道古宇郡に該当する基準風速 36m/s を考慮する。</p> </div> <div data-bbox="1795 1375 2582 1638"> <p>[鉄塔基礎解析モデル設定] 泊支線 No.6 鉄塔基礎及び泊支線 No.7 鉄塔基礎は逆T字型基礎で構成されており、a, d脚及びb, c脚のそれぞれで基礎高さが異なる構造である。 泊支線 No.6 鉄塔基礎及び泊支線 No.7 鉄塔基礎の構造図及び寸法を第12図及び第3表に示し、解析モデルを第13図に示す。基礎体はコンクリートの線形モデルとし、地盤はばね要素でモデル化する。</p> </div>	<div data-bbox="2626 1260 2864 1365"> <p>【島根】記載内容の相違・プラントの相違による基準風速の相違。</p> </div> <div data-bbox="2626 1407 2864 1596"> <p>【島根】記載内容の相違・泊は、評価対象鉄塔が逆T字型基礎であるため、鉄塔ごとにモデル設定を分けない。</p> </div>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

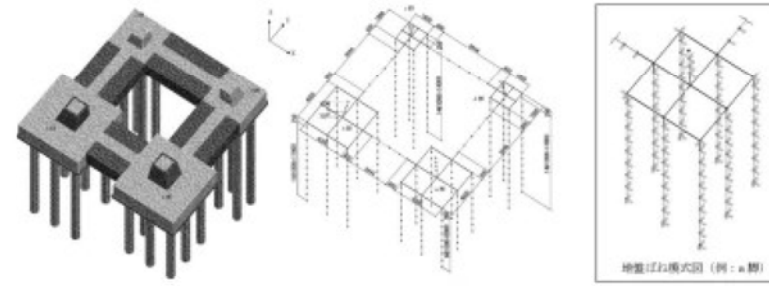
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

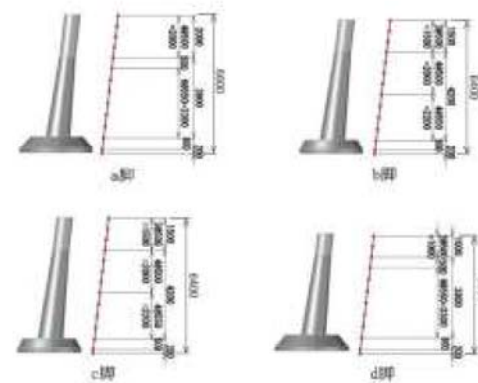
泊発電所3号炉

相違理由

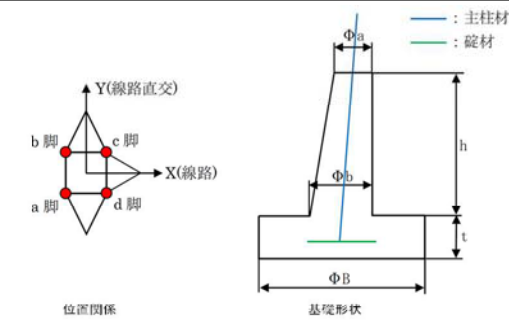


第14図 220kV第二島根原子力幹線No.1鉄塔基礎の解析モデル

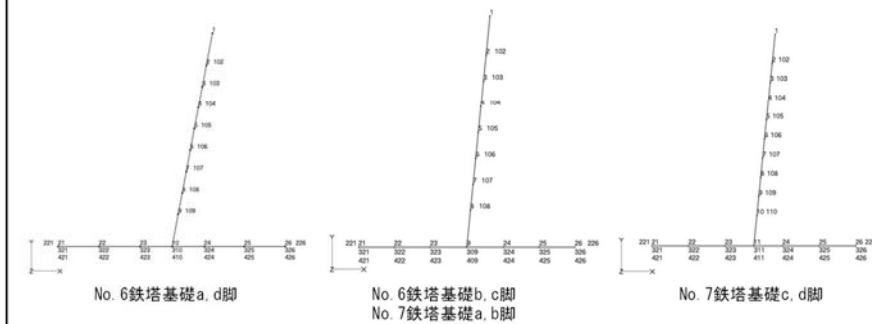
・220kV 第二島根原子力幹線 No.2 鉄塔基礎モデル
 220kV 第二島根原子力幹線 No.2 鉄塔基礎は、a、d脚及びb、c脚のそれぞれで基礎型が異なり、基礎高さも異なる（ポスト継高さが異なる）構造である。
 220kV 第二島根原子力幹線 No.2 鉄塔基礎の解析モデルを第15図に示す。基礎体はコンクリートの線形モデルとし、地盤はばね要素でモデル化する。



第15図 220kV第二島根原子力幹線No.2鉄塔基礎の解析モデル



第12図 泊支線No.6鉄塔基礎及び泊支線No.7鉄塔基礎の構造図



第13図 泊支線No.6鉄塔基礎及び泊支線No.7鉄塔基礎の解析モデル


第3表 鉄塔基礎寸法一覧

脚	No.6鉄塔		No.7鉄塔	
	a, d脚	b, c脚	a, b脚	c, d脚
基礎型	逆T字型基礎	逆T字型基礎	逆T字型基礎	逆T字型基礎
柱体形状	円形	円形	円形	円形
床板形状	円形	円形	円形	円形
天端径 Φ_a (m)	0.630	0.615	0.615	0.600
天端径 Φ_b (m)	0.900	0.850	0.850	0.900
柱体高さh(m)	2.700	2.350	2.350	3.000
床板厚さt(m)	0.600	0.650	0.650	0.650
床板径B(m)	3.200	2.500	2.500	3.200
主柱材	L-150×10	L-150×10	L-150×12	L-150×12

【島根】記載内容の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>[鉄塔本体評価] 鉄塔・架渉線連成系の有限要素モデルにて鉄塔本体地震応答解析を実施する。得られた解析結果に風速 30m/sの風荷重を考慮し、部材発生応力の最大値を抽出した後、部材・ボルト強度に対する安全率にて耐震性評価を実施する。</p> <p>[鉄塔基礎評価] 算出する発生応力が、鋼管杭（220kV 第二島根原子力幹線 No.1 鉄塔基礎）及び鉄筋コンクリート基礎部（220kV 第二島根原子力幹線 No.1 鉄塔基礎及び No.2 基礎）の許容限界値を下回することを確認する。</p> <p>[支持地盤の評価] No.1 鉄塔：鋼管杭打設時の地盤が設計支持力以上の強度を有していることを確認する。 No.2 鉄塔：地層断面図より、基礎床板下面が岩盤に着底していることを確認する。また、岩盤の物性値が、設計に使用している地盤物性値以上であることを確認する。</p> <p>[補強案の検討] 強度不足により、評価が満足しない結果となった場合は、補強等の影響防止対策を実施する。</p> <p>b. 斜面の安定性評価 耐震性評価を行う鉄塔のうち斜面上に位置する鉄塔について、設置されている斜面の基準地震動 S_s による安定性を確認する。 対象斜面の安定性評価は「別紙（31）保管場所及び屋外のアクセスルートの斜面の地震時の安定性評価について」において説明する。（第16図参照）</p>  <p>第16図 鉄塔及び保管場所・アクセスルート周辺</p>	<p>[鉄塔本体評価] 鉄塔・架渉線連成系の有限要素モデルにて鉄塔本体地震応答解析を実施する。得られた解析結果に風速 36m/sの風荷重を考慮し、部材発生応力の最大値を抽出した後、部材・ボルト強度に対する安全率にて耐震性評価を実施する。</p> <p>[鉄塔基礎評価] 算出する発生応力が、鉄筋コンクリート基礎部（泊支線 No.6 鉄塔基礎及び泊支線 No.7 鉄塔基礎）の許容限界値を下回することを確認する。</p> <p>[支持地盤の評価] 地層断面図より、基礎床板下面が岩盤に着底していることを確認する。また、岩盤の物性値が、設計に使用している地盤物性値以上であることを確認する。</p> <p>[補強案の検討] 強度不足により、評価が満足しない結果となった場合は、補強等の影響防止対策を実施する。</p> <p>b. 斜面の安定性評価 泊支線 No.6 鉄塔（T.P. +51m）が設置されている敷地下斜面については、斜面が崩壊することにより鉄塔及び送電線がアクセスルート（T.P. +31m）に影響を及ぼす可能性がある。そのため、泊支線 No.6 鉄塔が設置されている敷地下斜面の基準地震動による安定性を確認する。 対象斜面の安定性評価は「別紙（13）保管場所及び屋外のアクセスルートの斜面の地震時の安定性評価について」において説明する。</p>	<p>相違理由</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違による基準風速の相違。</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違による対象鉄塔の相違。</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違による支持地盤の相違。</p> <p>【島根】設計方針の相違 ・泊は、評価対象となる鉄塔が全て平坦な場所に位置しているが、敷地下斜面に近い鉄塔が存在するため、評価対象とした。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>c. 鉄塔滑落評価</p> <p>(a) 66kV 鹿島支線 No. 3 鉄塔</p> <p>66kV 鹿島支線 No. 3 鉄塔の前後径間における送電線の実長，並びに送電線の張力を考慮し，鉄塔滑落時における送電線の落下によるアクセスルートへの影響範囲を確認する。</p> <p>アクセスルートの影響範囲については，送電線下部に連絡通路（例：ボックスカルバート）を設置する設計とする。</p> <p>[評価前提条件]</p> <ul style="list-style-type: none"> 鉄塔倒壊前には送電線は断線しない。 鉄塔倒壊時に周辺他物との接触の影響により，1相の送電線が断線する。 鉄塔最下部から全姿倒壊することとする。 地滑りとの重畳は考えない。（地震による倒壊） <p>[評価方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> 66kV 鹿島支線 No. 3 鉄塔の前後径間の送電線張力を確認する。 送電線張力及びがいし・架線金具引張荷重が，鉄塔滑落時の許容応力を満足していることを確認する。 送電線張力差，鉄塔設置場所勾配及び送電線実長を考慮し，滑落距離及び滑落方向から影響範囲を確認する。 <p>第17図に66kV鹿島支線No. 3鉄塔の設置状況を示す。</p>  <p>第17図 66kV鹿島支線No. 3鉄塔設置状況</p>		<p>【島根】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は，滑落評価の対象となる送電線鉄塔はない。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>5. 地震応答解析結果</p> <p>解析モデルに対し、作成した地表面加速度波形を入力として弾塑性状態を考慮した地震応答解析を実施した。解析に当たっては、汎用構造解析コード「ABAQUS6.10-EF3」を用い、基準地震動 Ss7 波に対して、水平方向と鉛直方向の組合せについて2パターン（①線路方向+鉛直方向、②線路直交+鉛直方向）を考慮し、合計14ケースの解析を行った。</p> <p>解析の結果、一部の部材に塑性変形が認められたものの、解析終了後の鉄塔先端位置は第9図に示すとおり、ほぼ原点に戻っていることから、鉄塔全体での残留変位がほぼ発生していないことが分かる。この結果より、アクセスルートに影響を及ぼすような鉄塔の倒壊などの大規模な損傷は発生しない。</p> <p>また、鉄塔各脚基部における引揚力と基礎引揚支持力を第10図、第5表に示す。</p>  <p>鉄塔頂部変位 (X 方向及び Z 方向)</p> <p>第9図 Ss-D1 による評価結果例</p>  <p>① X 方向及び Z 方向 ② Y 方向及び Z 方向 基礎節点位置</p> <p>第10図 基礎各脚評価点</p>	<p>(b) 500kV島根原子力幹線No.1鉄塔, No.2鉄塔, No.3鉄塔</p> <p>500kV 島根原子力幹線 No.1 鉄塔, No.2 鉄塔, No.3 鉄塔の3基については、鉄塔滑落評価を行いアクセスルートの健全性を確認する。</p> <p>評価前提条件及び評価方法については、66kV 鹿島支線 No.3 鉄塔と同様である。</p> <p>なお、評価が満足しない結果となった場合は、必要に応じて設備対策を実施し、アクセスルートの健全性を確保する設計とする。</p>		<p>【島根】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、滑落評価の対象となる送電線鉄塔はない。 <p>【女川】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は設置許可の段階で評価結果を示しているため、地震応答解析結果を記載。

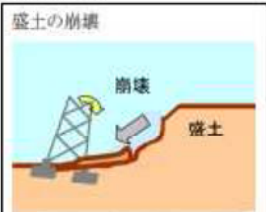








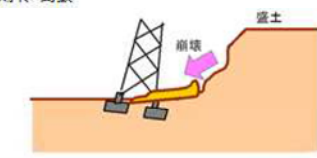
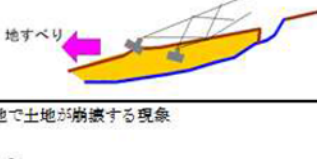

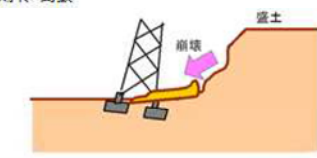
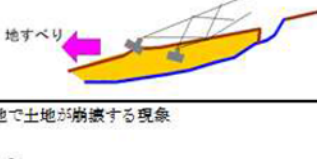




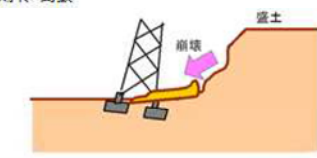
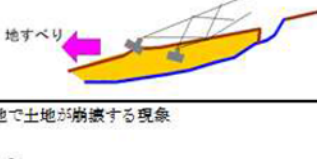

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉		島根原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由
第5表 鉄塔各脚基部における引揚力と基礎引揚支持力の比較										
入力		基礎節点番号 (引揚力: kN)								
地震動	方向	4	3	10	1					
Ss-D1	①	1,117	-	361	1,855					【女川】記載内容の相違 ・女川は設置許可の段階で評価結果を示しているため、地震応答解析結果を記載。
	②	1,030	-	409	1,753					
Ss-D2	①	821	-	394	1,979					
	②	930	-	307	1,655					
Ss-D3	①	710	-	276	1,698					
	②	624	-	205	1,378					
Ss-F1	①	790	-	273	1,460					
	②	656	-	296	1,409					
Ss-F2	①	754	-	439	1,723					
	②	662	-	237	1,516					
Ss-F3	①	827	-	158	1,718					
	②	830	-	244	1,539					
Ss-N1	①	910	-	305	2,223					
	②	850	-	548	1,606					
基礎引揚支持力 (kN)		2,840	1,213	1,414	3,600					
最大引揚力 (kN) (SF: 安全率)		1,117 (SF=2.54)	-	548 (SF=2.58)	2,223 (SF=1.61)					
※ 引揚力が生じない基礎節点は「-」で表示										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉 別紙(13) 鉄塔基礎の安定性について 1. 概要 経済産業省原子力安全・保安院指示文書「原子力発電所及び再処理施設の外部電源の信頼性確保について（指示）」（平成23・04・15原院第3号）に基づき敷地周辺の地盤変状の影響による二次的被害の要因である「盛土の崩壊」、「地すべり」及び「急傾斜地の崩壊」を評価し、抽出した鉄塔について、地質専門家による現地踏査結果を踏まえ、鉄塔基礎の安定性に影響がないことを確認した。 第1表 現地踏査評価項目	島根原子力発電所2号炉 別紙(4) 鉄塔基礎の安定性について 1. 概要 経済産業省原子力安全・保安院指示文書「原子力発電所及び再処理施設の外部電源の信頼性確保について（指示）」（平成23・04・15原院第3号）に基づき鉄塔敷地周辺の地盤変状の影響による二次的被害の要因である盛土崩壊や地すべり、急傾斜地の土砂崩壊の影響を評価し、抽出した鉄塔について、地質専門家による現地踏査結果を踏まえ、基礎の安定性に影響がないことを確認した。 【評価内容】 盛土の崩壊  地すべり  急傾斜地の土砂崩壊  第1図 鉄塔基礎の安定性評価	泊発電所3号炉 別紙(12) 鉄塔基礎の安定性について 1. 概要 経済産業省原子力安全・保安院指示文書「原子力発電所及び再処理施設の外部電源の信頼性確保について（指示）」（平成23・04・15原院第3号）に基づき敷地周辺の地盤変状の影響による二次的被害の要因である「盛土の崩壊」、「地すべり」及び「急傾斜地の土砂崩壊」を評価し、抽出した鉄塔について、地質専門家による現地踏査結果を踏まえ、鉄塔基礎の安定性に影響がないことを確認した。 第1表 現地踏査評価項目	相違理由 【女川及び島根】 記載表現の相違 【女川及び島根】 記載内容の相違 ・表の内容の相違																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価項目</th> <th>主な評価項目</th> <th>評価方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛土の崩壊 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 盛土の状況（形状・規模） 鉄塔と盛土の距離 崩壊跡の有無 </td> <td> ・現地踏査に際しては、盛土の状況（形状・規模）、鉄塔との距離、崩壊跡の有無を確認し、健全性を評価した。 </td> </tr> <tr> <td>地すべり </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 地すべり地形（地形・地質・変状） 鉄塔と地すべり地形の距離 露岩分布 移動土塊の状況 地表面の変状の有無 地すべり地形の明瞭度 </td> <td> ・現地踏査に際しては、調査の対象とする地区に対して可能な限り見通しの良い正面又は側面から全体の地形、勾配、傾斜変換線の位置等を確認して地すべり地の概略を把握した。 ・その後、地形状況、露岩分布状況、移動土塊の状況、地表面の変状の有無等について詳細に確認し、健全性を評価した。 </td> </tr> <tr> <td>急傾斜地の崩壊 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 急斜面地形（地質・斜度・斜面変状） 鉄塔と急傾斜地の距離 崩壊跡の有無 </td> <td> ・現地踏査に際しては、斜面勾配等の地形条件、斜面上の変状の有無、植生状況、地下水や表流水の集水条件等を調査し、健全性を評価した。 </td> </tr> </tbody> </table>	評価項目	主な評価項目	評価方法	盛土の崩壊 	<ul style="list-style-type: none"> 盛土の状況（形状・規模） 鉄塔と盛土の距離 崩壊跡の有無 	・現地踏査に際しては、盛土の状況（形状・規模）、鉄塔との距離、崩壊跡の有無を確認し、健全性を評価した。	地すべり 	<ul style="list-style-type: none"> 地すべり地形（地形・地質・変状） 鉄塔と地すべり地形の距離 露岩分布 移動土塊の状況 地表面の変状の有無 地すべり地形の明瞭度 	・現地踏査に際しては、調査の対象とする地区に対して可能な限り見通しの良い正面又は側面から全体の地形、勾配、傾斜変換線の位置等を確認して地すべり地の概略を把握した。 ・その後、地形状況、露岩分布状況、移動土塊の状況、地表面の変状の有無等について詳細に確認し、健全性を評価した。	急傾斜地の崩壊 	<ul style="list-style-type: none"> 急斜面地形（地質・斜度・斜面変状） 鉄塔と急傾斜地の距離 崩壊跡の有無 	・現地踏査に際しては、斜面勾配等の地形条件、斜面上の変状の有無、植生状況、地下水や表流水の集水条件等を調査し、健全性を評価した。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>二次的被害の態様</th> <th>具体的内容</th> <th>評価項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①盛土の崩壊</td> <td> ○地震によって盛土が崩壊する現象 【リスク】 ・鉄塔周辺の盛土崩壊による鉄塔傾斜、倒壊  </td> <td> ・盛土の規模、形状 ・鉄塔との位置関係 ・水文状況 </td> </tr> <tr> <td>②地すべり</td> <td> ○地盤内の地下水等に起因して滑ったり、移動する現象 【リスク】 ・鉄塔周辺での大規模な地すべりによる鉄塔傾斜、倒壊  </td> <td> ・地すべり地形の有無 ・鉄塔と地すべり地形の位置関係、離隔距離 ・地すべりの明瞭度 </td> </tr> <tr> <td>③急傾斜地の土砂崩壊</td> <td> ○傾斜地で土砂が崩壊する現象 【リスク】 ・鉄塔周辺の地盤が崩壊し、鉄塔傾斜、倒壊  </td> <td> ・急傾斜地形の有無 ・斜面崩壊時の影響範囲 </td> </tr> </tbody> </table>	二次的被害の態様	具体的内容	評価項目	①盛土の崩壊	○地震によって盛土が崩壊する現象 【リスク】 ・鉄塔周辺の盛土崩壊による鉄塔傾斜、倒壊 	・盛土の規模、形状 ・鉄塔との位置関係 ・水文状況	②地すべり	○地盤内の地下水等に起因して滑ったり、移動する現象 【リスク】 ・鉄塔周辺での大規模な地すべりによる鉄塔傾斜、倒壊 	・地すべり地形の有無 ・鉄塔と地すべり地形の位置関係、離隔距離 ・地すべりの明瞭度	③急傾斜地の土砂崩壊	○傾斜地で土砂が崩壊する現象 【リスク】 ・鉄塔周辺の地盤が崩壊し、鉄塔傾斜、倒壊 	・急傾斜地形の有無 ・斜面崩壊時の影響範囲		
評価項目	主な評価項目	評価方法																									
盛土の崩壊 	<ul style="list-style-type: none"> 盛土の状況（形状・規模） 鉄塔と盛土の距離 崩壊跡の有無 	・現地踏査に際しては、盛土の状況（形状・規模）、鉄塔との距離、崩壊跡の有無を確認し、健全性を評価した。																									
地すべり 	<ul style="list-style-type: none"> 地すべり地形（地形・地質・変状） 鉄塔と地すべり地形の距離 露岩分布 移動土塊の状況 地表面の変状の有無 地すべり地形の明瞭度 	・現地踏査に際しては、調査の対象とする地区に対して可能な限り見通しの良い正面又は側面から全体の地形、勾配、傾斜変換線の位置等を確認して地すべり地の概略を把握した。 ・その後、地形状況、露岩分布状況、移動土塊の状況、地表面の変状の有無等について詳細に確認し、健全性を評価した。																									
急傾斜地の崩壊 	<ul style="list-style-type: none"> 急斜面地形（地質・斜度・斜面変状） 鉄塔と急傾斜地の距離 崩壊跡の有無 	・現地踏査に際しては、斜面勾配等の地形条件、斜面上の変状の有無、植生状況、地下水や表流水の集水条件等を調査し、健全性を評価した。																									
二次的被害の態様	具体的内容	評価項目																									
①盛土の崩壊	○地震によって盛土が崩壊する現象 【リスク】 ・鉄塔周辺の盛土崩壊による鉄塔傾斜、倒壊 	・盛土の規模、形状 ・鉄塔との位置関係 ・水文状況																									
②地すべり	○地盤内の地下水等に起因して滑ったり、移動する現象 【リスク】 ・鉄塔周辺での大規模な地すべりによる鉄塔傾斜、倒壊 	・地すべり地形の有無 ・鉄塔と地すべり地形の位置関係、離隔距離 ・地すべりの明瞭度																									
③急傾斜地の土砂崩壊	○傾斜地で土砂が崩壊する現象 【リスク】 ・鉄塔周辺の地盤が崩壊し、鉄塔傾斜、倒壊 	・急傾斜地形の有無 ・斜面崩壊時の影響範囲																									

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																				
<p>2. 現地踏査基数と対策必要箇所</p> <p>女川原子力発電所の外部電源線において、鉄塔敷地周辺の地盤変状の影響による二次的被害の影響を評価し、抽出した鉄塔について現地踏査結果を踏まえ、基礎の安定性に影響がないことを確認した。</p> <table border="1" data-bbox="112 451 908 800"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象線路</th> <th rowspan="2">対象基数</th> <th colspan="3">現地踏査基数</th> <th rowspan="2">崩壊防止対策等の追加対策が必要な基数</th> </tr> <tr> <th>盛土の崩壊</th> <th>地すべり</th> <th>急傾斜地の崩壊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>275kV 松島幹線</td> <td>233基</td> <td>0基</td> <td>14基</td> <td>41基</td> <td>0基</td> </tr> <tr> <td>275kV 牡鹿幹線</td> <td>86基</td> <td>4基</td> <td>3基</td> <td>21基</td> <td>0基</td> </tr> <tr> <td>66kV 塚浜支線</td> <td>10基</td> <td>0基</td> <td>0基</td> <td>4基</td> <td>0基</td> </tr> <tr> <td>66kV 鮎川線</td> <td>70基</td> <td>0基</td> <td>5基</td> <td>35基</td> <td>0基</td> </tr> <tr> <td>66kV 万石線</td> <td>77基</td> <td>1基</td> <td>2基</td> <td>17基</td> <td>0基</td> </tr> <tr> <td>5線路</td> <td>476基</td> <td>5基</td> <td>24基</td> <td>118基</td> <td>0基</td> </tr> </tbody> </table>	対象線路	対象基数	現地踏査基数			崩壊防止対策等の追加対策が必要な基数	盛土の崩壊	地すべり	急傾斜地の崩壊	275kV 松島幹線	233基	0基	14基	41基	0基	275kV 牡鹿幹線	86基	4基	3基	21基	0基	66kV 塚浜支線	10基	0基	0基	4基	0基	66kV 鮎川線	70基	0基	5基	35基	0基	66kV 万石線	77基	1基	2基	17基	0基	5線路	476基	5基	24基	118基	0基	<p>2. 現地踏査基数と対策必要箇所</p> <p>島根原子力発電所の外部電源線において、鉄塔敷地周辺の地盤変状の影響による二次的被害の影響を評価し、抽出した鉄塔について現地踏査結果を踏まえ、基礎の安定性に影響がないことを確認した。</p> <p>現地踏査結果を第1表に示す。</p> <p style="text-align: center;">第1表 現地踏査基数と対策必要箇所</p> <table border="1" data-bbox="955 451 1742 800"> <thead> <tr> <th rowspan="2">線路名</th> <th rowspan="2">鉄塔基数</th> <th colspan="3">現地踏査基数</th> <th rowspan="2">対策必要基数</th> </tr> <tr> <th>盛土</th> <th>地すべり</th> <th>急傾斜地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500kV 島根原子力幹線</td> <td>46基</td> <td>0基</td> <td>3基</td> <td>22基</td> <td>0基</td> </tr> <tr> <td>220kV 第二島根原子力幹線</td> <td>44基</td> <td>0基</td> <td>2基</td> <td>41基</td> <td>0基</td> </tr> <tr> <td>66kV 鹿島線</td> <td>54基</td> <td>2基</td> <td>2基</td> <td>39基</td> <td>0基</td> </tr> <tr> <td>66kV 鹿島支線</td> <td>3基</td> <td>0基</td> <td>1基</td> <td>3基</td> <td>0基</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>147基</td> <td>2基</td> <td>8基</td> <td>105基</td> <td>0基</td> </tr> </tbody> </table> <p>「島根原子力発電所電源線の送電鉄塔基礎の安定性等評価報告書」（平成24年2月報告）より抜粋</p> <p>3. 送電鉄塔基礎安定性評価の追加実施</p> <p>経済産業省原子力安全・保安院指示文書「原子力発電所の外部電源の信頼性確保について（指示）」（平成23・04・15原院第3号）に基づく調査以降に、鉄塔移設等により新たに対象となった2基についても同様の手法により評価し、鉄塔基礎の安定性に影響がないことを確認した。</p> <p style="text-align: center;">第2表 評価追加実施鉄塔</p> <table border="1" data-bbox="955 1213 1742 1381"> <thead> <tr> <th>評価対象追加鉄塔</th> <th>工事概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>66kV 鹿島支線No.2-1</td> <td>発電所構内「第2-66kV 開閉所」設置に伴う鉄塔の追加（平成26年5月運転開始）</td> </tr> <tr> <td>500kV 島根原子力幹線No.2</td> <td>発電所構内「敷地造成」に支障となる鉄塔の移設（平成29年4月運転開始）</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">第3表 追加実施した基礎の安定性評価結果</p> <table border="1" data-bbox="982 1560 1730 1787"> <thead> <tr> <th rowspan="2">線路名</th> <th rowspan="2">鉄塔基数</th> <th colspan="3">現地踏査基数</th> <th rowspan="2">対応必要基数</th> </tr> <tr> <th>盛土</th> <th>地すべり</th> <th>急傾斜地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>66kV 鹿島支線</td> <td>1基</td> <td>1基</td> <td>0基</td> <td>1基</td> <td>0基</td> </tr> <tr> <td>500kV 島根原子力幹線</td> <td>1基</td> <td>0基</td> <td>0基</td> <td>1基</td> <td>0基</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2基</td> <td>1基</td> <td>0基</td> <td>2基</td> <td>0基</td> </tr> </tbody> </table>	線路名	鉄塔基数	現地踏査基数			対策必要基数	盛土	地すべり	急傾斜地	500kV 島根原子力幹線	46基	0基	3基	22基	0基	220kV 第二島根原子力幹線	44基	0基	2基	41基	0基	66kV 鹿島線	54基	2基	2基	39基	0基	66kV 鹿島支線	3基	0基	1基	3基	0基	合計	147基	2基	8基	105基	0基	評価対象追加鉄塔	工事概要	66kV 鹿島支線No.2-1	発電所構内「第2-66kV 開閉所」設置に伴う鉄塔の追加（平成26年5月運転開始）	500kV 島根原子力幹線No.2	発電所構内「敷地造成」に支障となる鉄塔の移設（平成29年4月運転開始）	線路名	鉄塔基数	現地踏査基数			対応必要基数	盛土	地すべり	急傾斜地	66kV 鹿島支線	1基	1基	0基	1基	0基	500kV 島根原子力幹線	1基	0基	0基	1基	0基	合計	2基	1基	0基	2基	0基	<p>2. 現地踏査基数と対策必要箇所</p> <p>泊発電所の外部電源線において、鉄塔敷地周辺の地盤変状の影響による二次的被害の影響を評価し、抽出した鉄塔について現地踏査結果を踏まえ、基礎の安定性に影響がないことを確認した。</p> <table border="1" data-bbox="1783 451 2588 827"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象線路</th> <th rowspan="2">対象基数</th> <th colspan="3">現地踏査基数</th> <th rowspan="2">対策箇所</th> </tr> <tr> <th>盛土</th> <th>地すべり</th> <th>急傾斜地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>275kV 泊幹線</td> <td>182基</td> <td>0基</td> <td>52基</td> <td>1基</td> <td>0基</td> </tr> <tr> <td>275kV 後志幹線</td> <td>169基</td> <td>0基</td> <td>50基</td> <td>10基</td> <td>0基</td> </tr> <tr> <td>275kV 京極幹線</td> <td>5基</td> <td>0基</td> <td>2基</td> <td>0基</td> <td>0基</td> </tr> <tr> <td>66kV 茅沼線</td> <td>69基</td> <td>0基</td> <td>4基</td> <td>1基</td> <td>0基</td> </tr> <tr> <td>66kV 岩内支線</td> <td>7基</td> <td>0基</td> <td>0基</td> <td>0基</td> <td>0基</td> </tr> <tr> <td>66kV 泊支線</td> <td>7基</td> <td>0基</td> <td>3基</td> <td>0基</td> <td>0基</td> </tr> <tr> <td>66kV 泊電源支線</td> <td>2基</td> <td>0基</td> <td>2基</td> <td>0基</td> <td>0基</td> </tr> <tr> <td>66kV 茅沼線 (No.9 鉄塔建替)</td> <td>1基</td> <td>0基</td> <td>0基</td> <td>0基</td> <td>0基</td> </tr> <tr> <td>(合計)</td> <td>442基</td> <td>0基</td> <td>113基</td> <td>12基</td> <td>0基</td> </tr> </tbody> </table>	対象線路	対象基数	現地踏査基数			対策箇所	盛土	地すべり	急傾斜地	275kV 泊幹線	182基	0基	52基	1基	0基	275kV 後志幹線	169基	0基	50基	10基	0基	275kV 京極幹線	5基	0基	2基	0基	0基	66kV 茅沼線	69基	0基	4基	1基	0基	66kV 岩内支線	7基	0基	0基	0基	0基	66kV 泊支線	7基	0基	3基	0基	0基	66kV 泊電源支線	2基	0基	2基	0基	0基	66kV 茅沼線 (No.9 鉄塔建替)	1基	0基	0基	0基	0基	(合計)	442基	0基	113基	12基	0基	<p>相違理由</p> <p>【女川及び島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】記載内容の相違・追加で実施した送電鉄塔基礎安定性評価結果を記載している。</p>
対象線路			対象基数	現地踏査基数			崩壊防止対策等の追加対策が必要な基数																																																																																																																																																																																
	盛土の崩壊	地すべり		急傾斜地の崩壊																																																																																																																																																																																			
275kV 松島幹線	233基	0基	14基	41基	0基																																																																																																																																																																																		
275kV 牡鹿幹線	86基	4基	3基	21基	0基																																																																																																																																																																																		
66kV 塚浜支線	10基	0基	0基	4基	0基																																																																																																																																																																																		
66kV 鮎川線	70基	0基	5基	35基	0基																																																																																																																																																																																		
66kV 万石線	77基	1基	2基	17基	0基																																																																																																																																																																																		
5線路	476基	5基	24基	118基	0基																																																																																																																																																																																		
線路名	鉄塔基数	現地踏査基数			対策必要基数																																																																																																																																																																																		
		盛土	地すべり	急傾斜地																																																																																																																																																																																			
500kV 島根原子力幹線	46基	0基	3基	22基	0基																																																																																																																																																																																		
220kV 第二島根原子力幹線	44基	0基	2基	41基	0基																																																																																																																																																																																		
66kV 鹿島線	54基	2基	2基	39基	0基																																																																																																																																																																																		
66kV 鹿島支線	3基	0基	1基	3基	0基																																																																																																																																																																																		
合計	147基	2基	8基	105基	0基																																																																																																																																																																																		
評価対象追加鉄塔	工事概要																																																																																																																																																																																						
66kV 鹿島支線No.2-1	発電所構内「第2-66kV 開閉所」設置に伴う鉄塔の追加（平成26年5月運転開始）																																																																																																																																																																																						
500kV 島根原子力幹線No.2	発電所構内「敷地造成」に支障となる鉄塔の移設（平成29年4月運転開始）																																																																																																																																																																																						
線路名	鉄塔基数	現地踏査基数			対応必要基数																																																																																																																																																																																		
		盛土	地すべり	急傾斜地																																																																																																																																																																																			
66kV 鹿島支線	1基	1基	0基	1基	0基																																																																																																																																																																																		
500kV 島根原子力幹線	1基	0基	0基	1基	0基																																																																																																																																																																																		
合計	2基	1基	0基	2基	0基																																																																																																																																																																																		
対象線路	対象基数	現地踏査基数			対策箇所																																																																																																																																																																																		
		盛土	地すべり	急傾斜地																																																																																																																																																																																			
275kV 泊幹線	182基	0基	52基	1基	0基																																																																																																																																																																																		
275kV 後志幹線	169基	0基	50基	10基	0基																																																																																																																																																																																		
275kV 京極幹線	5基	0基	2基	0基	0基																																																																																																																																																																																		
66kV 茅沼線	69基	0基	4基	1基	0基																																																																																																																																																																																		
66kV 岩内支線	7基	0基	0基	0基	0基																																																																																																																																																																																		
66kV 泊支線	7基	0基	3基	0基	0基																																																																																																																																																																																		
66kV 泊電源支線	2基	0基	2基	0基	0基																																																																																																																																																																																		
66kV 茅沼線 (No.9 鉄塔建替)	1基	0基	0基	0基	0基																																																																																																																																																																																		
(合計)	442基	0基	113基	12基	0基																																																																																																																																																																																		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙(14)</p> <p>保管場所及び屋外アクセスルートに関する斜面の安定性評価について</p> <p>保管場所及び屋外アクセスルートに関する斜面の安定性評価を実施するに当たり、地質調査や建設に伴う敷地造成を踏まえた地質、盛土・旧表土厚等の分布形状を把握する。その上で、斜面からの離隔、斜面の勾配、すべり方向等を勘案して代表断面を選定し安定性評価を実施する。</p>	<p style="text-align: right;">別紙(31)</p> <p>保管場所及び屋外のアクセスルートの斜面の地震時の安定性評価について</p>	<p style="text-align: right;">別紙(13)</p> <p>保管場所及び屋外のアクセスルートの斜面の地震時の安定性評価について</p>	<p>【女川】 記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別紙(13)については、保管場所及びアクセスルートと斜面との位置関係が島根と類似していることから、資料構成及び記載内容は島根を参照する。 <p>【島根】記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">＜目次＞</p> <p>1. 評価概要</p> <p>2. 評価フロー</p> <p>3. 保管場所及びアクセスルートに影響するおそれのある斜面の網羅的な抽出</p> <p>3.1 離隔距離の考え方</p> <p>3.2 他の条文で評価を行う斜面との関連性</p> <p>4. 液状化範囲の検討</p> <p>4.1 液状化範囲の検討フロー</p> <p>4.2 2号炉南側盛土斜面</p> <p>4.3 33m盤盛土斜面</p> <p>4.4 才津谷土捨場盛土斜面</p> <p>5. 保管場所及びアクセスルートに影響するおそれのある斜面のグループ分け</p> <p>6. 評価対象断面の選定及びすべり安定性評価</p> <p>6.1 評価フロー（詳細）</p> <p>6.2 選定方法</p> <p>6.3 グループA（岩盤斜面，法尻標高 T.P.+15m 以下）</p> <p>6.4 グループB（盛土斜面，法尻標高 T.P.+15m 以下）</p> <p>6.5 グループC（岩盤斜面，法尻標高 T.P.+33～50m）</p> <p>6.6 グループD（盛土斜面，法尻標高 T.P.+88m）</p> <p>6.7 対策工（切取）を実施した斜面</p> <p>6.8 対策工（抑止杭）を実施した斜面</p>	<p style="text-align: center;">＜目次＞</p> <p>1. 評価概要</p> <p>2. 評価フロー</p> <p>3. 保管場所及びアクセスルートに影響するおそれのある斜面の網羅的な抽出</p> <p>3.1 離隔距離の考え方</p> <p>3.2 他の条文で評価を行う斜面との関連性</p> <p>4. 液状化範囲の検討</p> <p>5. 保管場所及びアクセスルートに影響するおそれのある斜面のグループ分け</p> <p>5.1 斜面のグループ分け</p> <p>5.2 敷地の地質</p> <p>6. 評価対象断面の選定及びすべり安定性評価</p> <p>6.1 評価フロー（詳細）</p> <p>6.2 選定方法</p> <p>6.3 グループA（岩盤斜面）</p> <p>6.4 グループB（盛土斜面）</p> <p>7. 51m倉庫車庫エリアからのアクセスルートに対する影響評価</p>	<p style="text-align: center;">相違理由</p> <p>【島根】 記載方針の相違 ・対象となる盛土斜面における液状化範囲の設定方法の相違。</p> <p>【島根】 記載表現の相違</p> <p>【島根】 記載箇所の相違 ・島根は、敷地の地質に関する検討を別紙(32)で記載している。</p> <p>【島根】 記載方針の相違 ・泊は、対策工（抑止杭）を実施していない。</p> <p>【女川及び島根】 設計方針の相違 ・泊は、迂回できないルートについて、周辺斜面及び敷地下斜面の崩壊を想定した評価を実施。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表


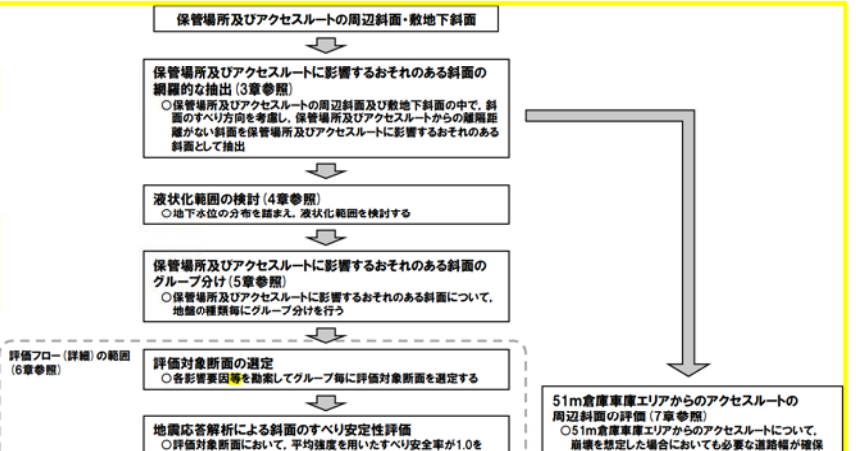
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>7. その他の検討</p> <p>7.1 鉄塔が設置されている斜面の安定性評価</p> <p>7.2 岩盤斜面と盛土斜面の同時崩壊検討</p> <p>7.3 応力状態を考慮した検討</p> <p>7.4 対策工（抑止杭）に関する詳細検討</p> <p>(参考-1) 評価対象斜面の選定理由（詳細）</p> <p>(参考-2) すべり安定性評価の基準値の設定について</p>	<p>8. その他の検討</p> <p>8.1 応力状態を考慮した検討</p> <p>(参考-1) 評価対象断面の選定理由（詳細）</p> <p>(参考-2) すべり安定性評価の基準値の設定について</p> <p>：評価対象断面の選定及び地震による影響評価結果に係る部分は別途ご説明する</p>	<p>【島根】 記載方針の相違</p> <p>・泊は、検討が必要となる鉄塔が設置されている斜面、同時崩壊が想定される盛土斜面及び対策工である抑止杭がない。</p> <p>【島根】 記載表現の相違</p>

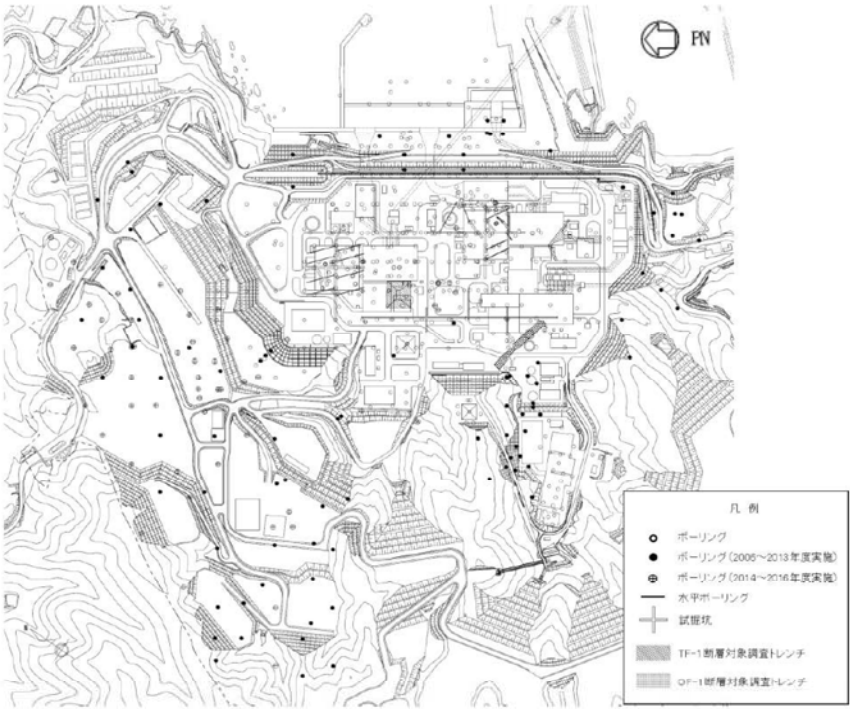
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																
	<p>1. 評価概要</p> <p>可搬型重大事故等対処設備（以下、「可搬型設備」という。）の保管場所及び同設備の運搬道路（以下、「アクセスルート」という。）に関する要求事項と、その適合状況を第1-1表に示す。</p> <p>第1-1表 保管場所及びアクセスルートに関する要求事項とその適合状況</p> <p>設置許可基準規則第四十三条（重大事故等対処設備）</p> <table border="1" data-bbox="958 478 1739 823"> <thead> <tr> <th>新規制基準の項目</th> <th>適合状況概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>五 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</td> <td>可搬型設備は、地震、津波その他の自然現象、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の離隔をとるとともに、防潮堤及び防火等の内側に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。</td> </tr> <tr> <td>六 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の搬入状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できる。適切な措置を講じたものであること。</td> <td>地震、津波その他の自然現象を想定し、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。また、がれき等によってアクセスルートの確保が困難となった場合に備え、ホイールローダを配備し、がれき等の搬去を行えるようにしている。</td> </tr> <tr> <td>七 重大事故防止設備のうち可搬型のもの、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が失われるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</td> <td>可搬型設備は、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の離隔をとるとともに、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。また、基準地震動S₀で必要な機能が失われず、防潮堤及び防火等の内側かつ2セットのうち1セットは高台に保管することにより、共通要因によって必要な機能が失われないことを確認している。</td> </tr> </tbody> </table> <p>⇒ 保管場所・アクセスルートの周辺斜面については、基準地震動S₀による動的解析の結果に基づく時刻歴のすべり安全率が1.0を上回ることを示し、地震による被害の影響を受けないことを確認する。 保管場所及びアクセスルートの周辺斜面のうち、液状化評価対象層である埋戻土（掘削ズリ）で構成される盛土斜面については、地下水位分布の状況を踏まえ、液状化影響を考慮する。</p> <p>2. 評価フロー</p> <p>保管場所及びアクセスルート斜面の地震時の安定性評価のフローを第2-1図に示す。</p>  <p>第2-1図 評価フロー（全体概要）</p>	新規制基準の項目	適合状況概要	五 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。	可搬型設備は、地震、津波その他の自然現象、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の離隔をとるとともに、防潮堤及び防火等の内側に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。	六 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の搬入状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できる。適切な措置を講じたものであること。	地震、津波その他の自然現象を想定し、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。また、がれき等によってアクセスルートの確保が困難となった場合に備え、ホイールローダを配備し、がれき等の搬去を行えるようにしている。	七 重大事故防止設備のうち可搬型のもの、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が失われるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。	可搬型設備は、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の離隔をとるとともに、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。また、基準地震動S ₀ で必要な機能が失われず、防潮堤及び防火等の内側かつ2セットのうち1セットは高台に保管することにより、共通要因によって必要な機能が失われないことを確認している。	<p>1. 評価概要</p> <p>可搬型重大事故等対処設備（以下「可搬型設備」という。）の保管場所及び同設備の運搬道路（以下「アクセスルート」という。）に関する要求事項と、その適合状況を第1-1表に示す。</p> <p>第1-1表 保管場所及びアクセスルートに関する要求事項とその適合状況</p> <p>設置許可基準規則第四十三条（重大事故等対処設備）</p> <table border="1" data-bbox="1789 478 2588 823"> <thead> <tr> <th>新規制基準の項目</th> <th>適合状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>五 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</td> <td>可搬型設備は、地震、津波その他の自然現象、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は2セットについて、また、それ以外のものは1セットについて、100m以上の離隔をとるとともに、防潮堤及び防火等の内側に保管し、想定される水位に対して高台に保管する又は必要な機能を喪失しない設計とする。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。</td> </tr> <tr> <td>六 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の搬入状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できる。適切な措置を講じたものであること。</td> <td>地震、津波その他の自然現象を想定し、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。また、がれき等によってアクセスルートの確保が困難となった場合に備え、ホイールローダを配備し、がれき等の搬去を行えるようにしている。</td> </tr> <tr> <td>七 重大事故防止設備のうち可搬型のもの、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が失われるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</td> <td>可搬型設備は、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能が失われないよう、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は2セットについて、また、それ以外のものは1セットについて、100m以上の離隔をとるとともに、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。また、基準地震動で必要な機能が失われず、防潮堤及び防火等の内側かつ想定される水位に対して高台に保管する又は必要な機能を喪失しない設計とすることにより、共通要因によって必要な機能が失われないことを確認している。</td> </tr> </tbody> </table> <p>⇒ 保管場所及びアクセスルートの周辺斜面及び敷地地下斜面については、基準地震動による動的解析の結果に基づく時刻歴のすべり安全率が1.0を上回ることを示し、地震による被害の影響を受けないことを確認する。 保管場所及びアクセスルートの周辺斜面のうち、盛土斜面はセメント改良土で構築することから、液状化は発生しないものとし、T.P.+10m以上の埋戻土を液状化範囲の検討対象とする。</p> <p>2. 評価フロー</p> <p>保管場所及びアクセスルート斜面の地震時の安定性評価のフローを第2-1図に示す。</p>  <p>第2-1図 評価フロー（全体概要）</p>	新規制基準の項目	適合状況	五 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。	可搬型設備は、地震、津波その他の自然現象、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は2セットについて、また、それ以外のものは1セットについて、100m以上の離隔をとるとともに、防潮堤及び防火等の内側に保管し、想定される水位に対して高台に保管する又は必要な機能を喪失しない設計とする。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。	六 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の搬入状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できる。適切な措置を講じたものであること。	地震、津波その他の自然現象を想定し、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。また、がれき等によってアクセスルートの確保が困難となった場合に備え、ホイールローダを配備し、がれき等の搬去を行えるようにしている。	七 重大事故防止設備のうち可搬型のもの、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が失われるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。	可搬型設備は、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能が失われないよう、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は2セットについて、また、それ以外のものは1セットについて、100m以上の離隔をとるとともに、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。また、基準地震動で必要な機能が失われず、防潮堤及び防火等の内側かつ想定される水位に対して高台に保管する又は必要な機能を喪失しない設計とすることにより、共通要因によって必要な機能が失われないことを確認している。	<p>【島根】 記載方針の相違 ・対象となる盛土斜面における液状化範囲の設定方法の相違。</p> <p>【女川及び島根】 設計方針の相違 ・泊は、迂回できないルートについて、周辺斜面及び敷地地下斜面の崩壊を想定した評価を実施。</p>
新規制基準の項目	適合状況概要																		
五 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。	可搬型設備は、地震、津波その他の自然現象、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の離隔をとるとともに、防潮堤及び防火等の内側に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。																		
六 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の搬入状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できる。適切な措置を講じたものであること。	地震、津波その他の自然現象を想定し、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。また、がれき等によってアクセスルートの確保が困難となった場合に備え、ホイールローダを配備し、がれき等の搬去を行えるようにしている。																		
七 重大事故防止設備のうち可搬型のもの、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が失われるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。	可搬型設備は、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の離隔をとるとともに、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。また、基準地震動S ₀ で必要な機能が失われず、防潮堤及び防火等の内側かつ2セットのうち1セットは高台に保管することにより、共通要因によって必要な機能が失われないことを確認している。																		
新規制基準の項目	適合状況																		
五 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。	可搬型設備は、地震、津波その他の自然現象、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は2セットについて、また、それ以外のものは1セットについて、100m以上の離隔をとるとともに、防潮堤及び防火等の内側に保管し、想定される水位に対して高台に保管する又は必要な機能を喪失しない設計とする。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。																		
六 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の搬入状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できる。適切な措置を講じたものであること。	地震、津波その他の自然現象を想定し、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。また、がれき等によってアクセスルートの確保が困難となった場合に備え、ホイールローダを配備し、がれき等の搬去を行えるようにしている。																		
七 重大事故防止設備のうち可搬型のもの、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が失われるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。	可搬型設備は、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能が失われないよう、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は2セットについて、また、それ以外のものは1セットについて、100m以上の離隔をとるとともに、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。また、基準地震動で必要な機能が失われず、防潮堤及び防火等の内側かつ想定される水位に対して高台に保管する又は必要な機能を喪失しない設計とすることにより、共通要因によって必要な機能が失われないことを確認している。																		

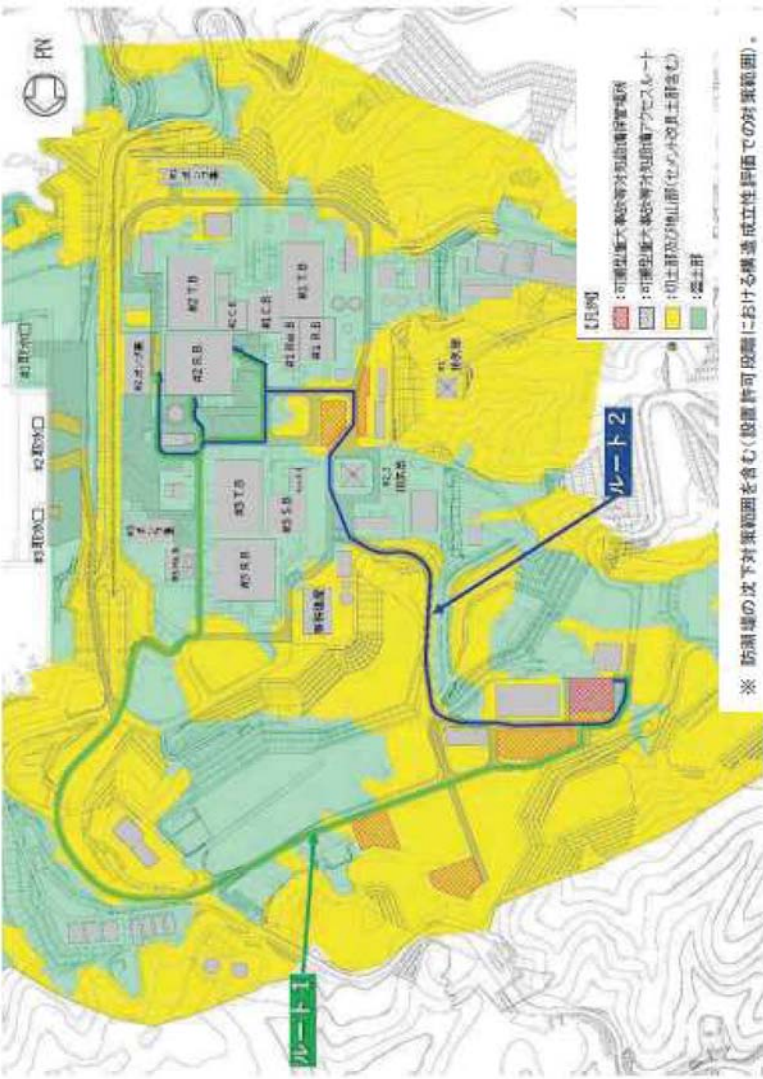
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1. 敷地内斜面の抽出 (1) 地質調査位置 過去の地質調査位置を第1図に示す。</p>  <p>第1図 地質調査位置図</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 切土及び盛土の平面分布図 敷地内における切土部及び盛土部の平面的な分布を第2図に示す。</p>  <p>第2図 切土部及び盛土部の平面分布図</p>			

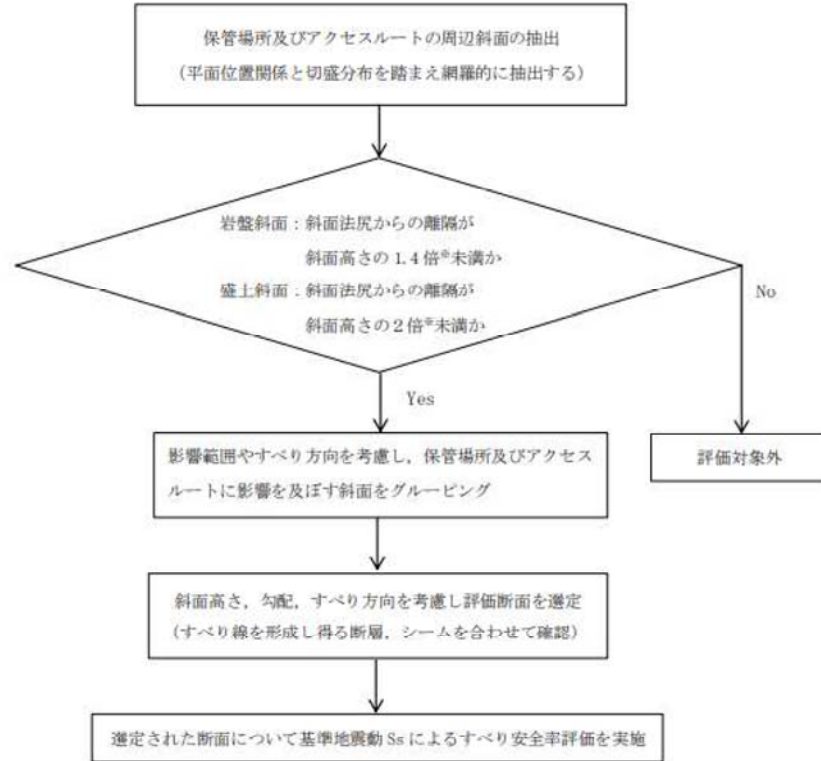
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

2. 周辺斜面の選定根拠

保管場所と屋外アクセスルートの周辺斜面を網羅的に抽出する。評価対象とする斜面の抽出から断面の選定までのフローを第3図に示す。



※ 距離距離の根拠については「5. 斜面からの距離距離の考え方」に示す。

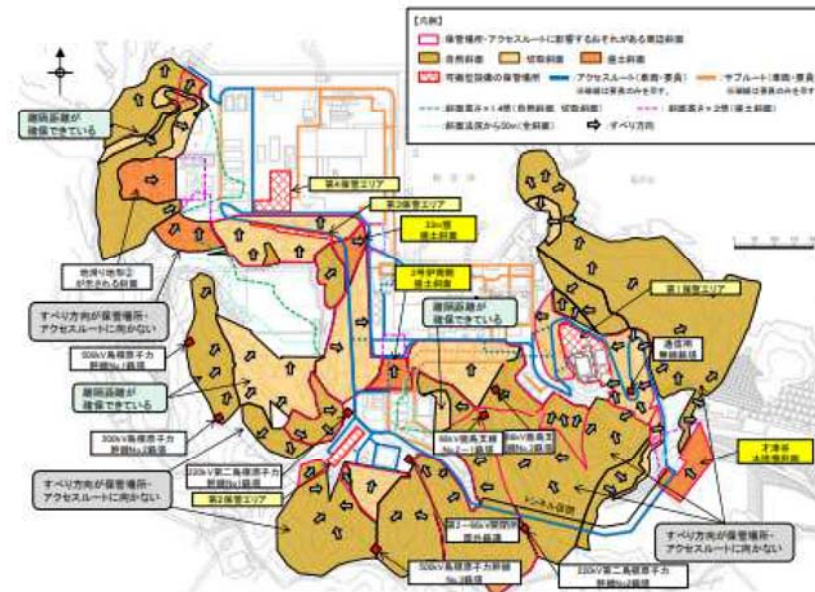
第3図 評価対象とする周辺斜面の選定フロー

島根原子力発電所2号炉

3. 保管場所及びアクセスルートに影響するおそれのある斜面の網羅的な抽出

保管場所及びアクセスルートの周辺斜面の中で、すべり方向が保管場所及びアクセスルート等に向いており、保管場所及びアクセスルートからの距離距離がない斜面を尾根線・谷線で区切り、保管場所及びアクセスルートに影響するおそれのある斜面として抽出した。

なお、斜面の抽出にあたっては、鉄塔が設置されている斜面を含め、網羅的な抽出を行っている。

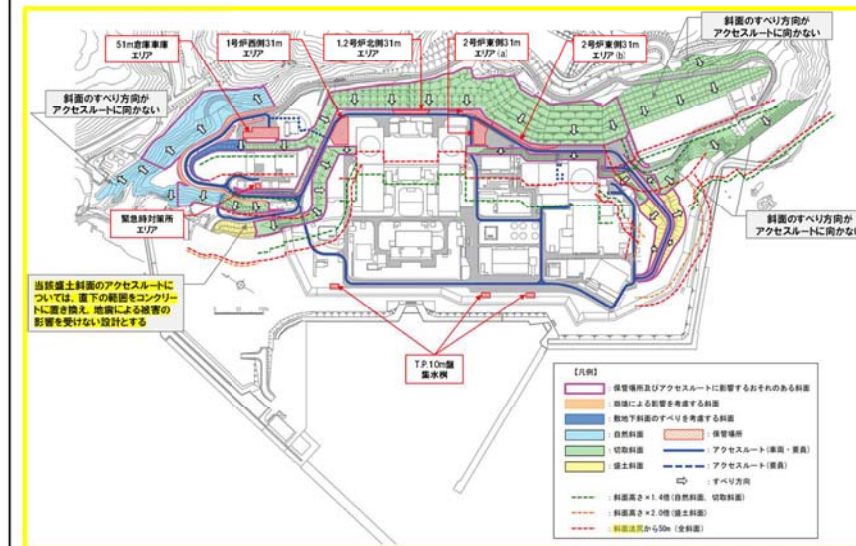


第3.1-1図 保管場所等に影響を及ぼすおそれのある斜面の平面位置図

泊発電所3号炉

3. 保管場所及びアクセスルートに影響するおそれのある斜面の網羅的な抽出

保管場所及びアクセスルートの周辺斜面及び敷地下斜面の中で、斜面のすべり方向を考慮し、保管場所及びアクセスルートからの距離距離がない斜面を保管場所及びアクセスルートに影響するおそれのある斜面として抽出した。



第3.1-1図 保管場所等に影響を及ぼすおそれのある斜面の平面位置図

相違理由

【島根】
記載方針の相違
・泊は、敷地下斜面の扱いを明記。

【島根】
記載方針の相違
・泊は、保管場所及びアクセスルートに影響するおそれのある斜面において、鉄塔が設置されていない。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(1) 周辺斜面の抽出 切土部及び盛土部の平面的な分布と斜面法尻からの離隔を踏まえ、保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼす可能性のある斜面を抽出する。第4図に保管場所及びアクセスルートに係る斜面と斜面からの離隔を示す。</p>	<p>3.1 離隔距離の考え方 離隔距離については、『土木学会（2009）：原子力発電所の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価技術<技術資料>，土木学会原子力土木委員会，2009』，JEAG4601-2015，及び『宅地防災マニュアルの解説：宅地防災マニュアルの解説[第二次改訂版][Ⅱ]，[編集]宅地防災研究会，2007』に基づき，岩盤斜面（自然斜面，切取斜面）は，法尻から「斜面高さ×1.4倍以内」若しくは「50m」，盛土斜面は，法尻から「斜面高さ×2.0倍以内」若しくは「50m」とした。 抽出結果を第3.1-1図に示す。なお，地滑り地形②が示される盛土斜面に関しては，離隔距離が確保できており，保管場所及びアクセスルートへ影響がない。</p>	<p>3.1 離隔距離の考え方 離隔距離については、『土木学会（2009）：原子力発電所の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価技術<技術資料>，土木学会原子力土木委員会，2009』，JEAG4601-2015，及び『宅地防災マニュアルの解説：宅地防災マニュアルの解説[第三次改訂版][Ⅱ]，[編集]宅地防災研究会，2022』に基づき，岩盤斜面（自然斜面，切取斜面）は，法尻から「斜面高さ×1.4倍以内」若しくは「50m」，盛土斜面は，法尻から「斜面高さ×2.0倍以内」若しくは「50m」とした。 抽出結果を第3.1-1図に示す。</p>	<p>相違理由</p> <p>【島根】 引用文献の改訂に伴う相違</p> <p>【島根】 記載方針の相違 ・泊は，検討が必要となる地滑り地形が分布しない。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

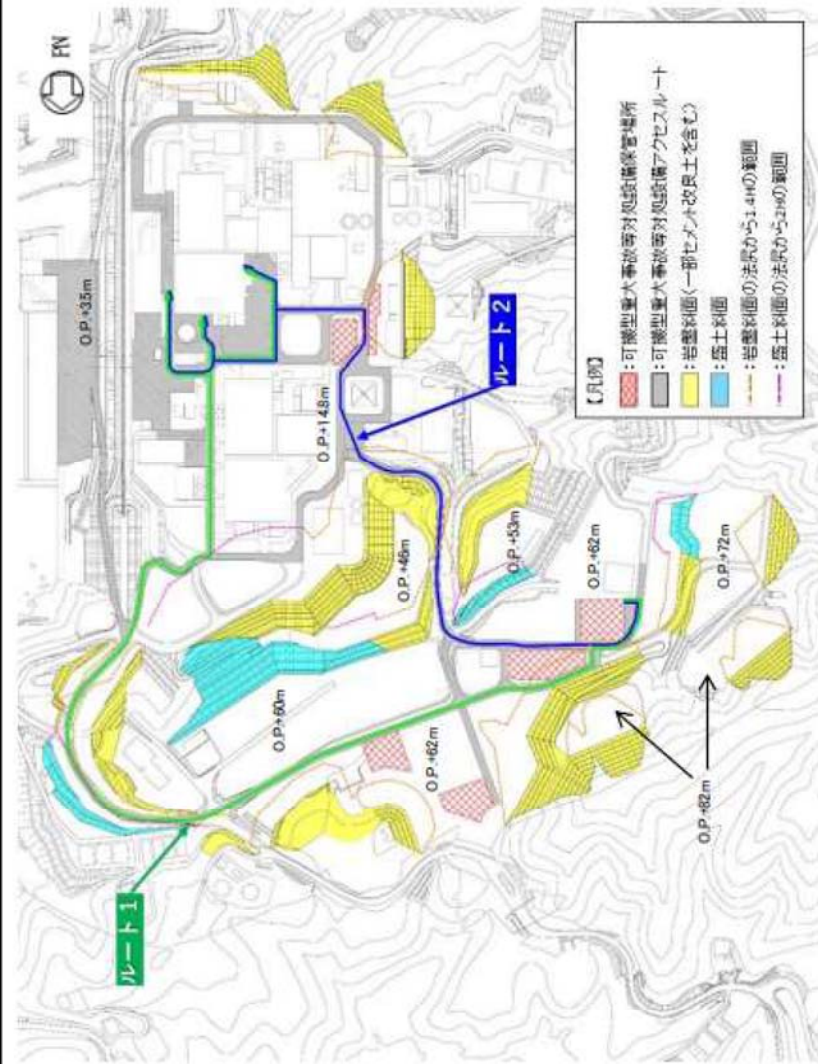
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.2 他の条文で評価を行う斜面との関連性 保管場所及びアクセスルートに影響するおそれのある斜面を第3.2-1 図に示す。また、保管場所及びアクセスルートに影響するおそれのある斜面について、他の条文の斜面との関連、及び設置許可基準規則の該当項目を第3.2-2 図に示す。</p>	<p>3.2 2 他の条文で評価を行う斜面との関連性 保管場所及びアクセスルートに影響するおそれのある斜面を第3.2-1 図に示す。また、保管場所及びアクセスルートに影響するおそれのある斜面について、他の条文の斜面との関連、及び設置許可基準規則の該当項目を第3.2-2 図に示す。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

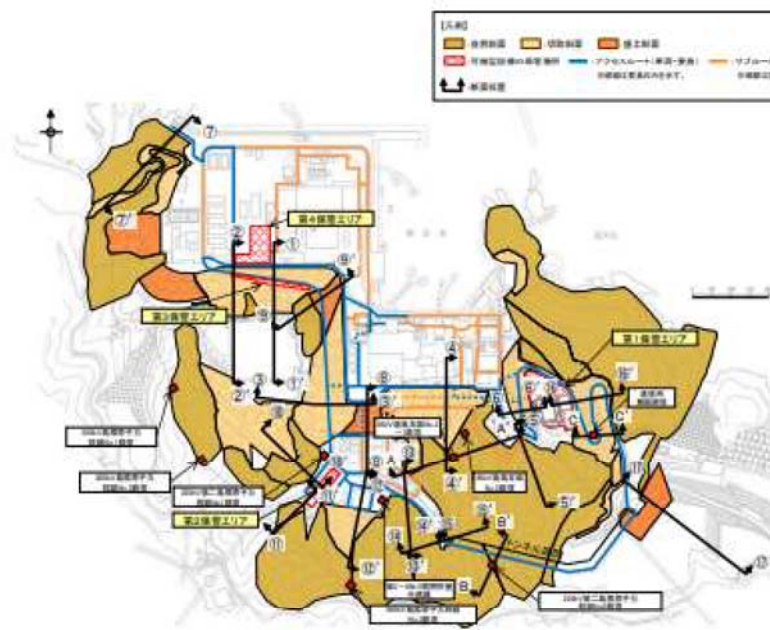
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

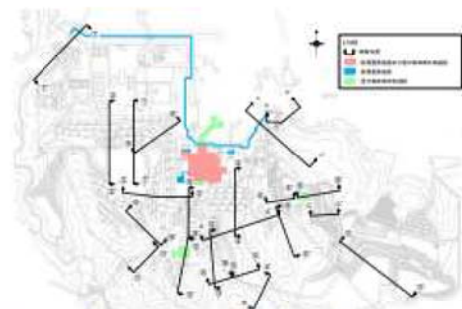


第4図 周辺斜面の抽出

島根原子力発電所2号炉



第3.2-1図 斜面位置図（保管場所及びアクセスルート）

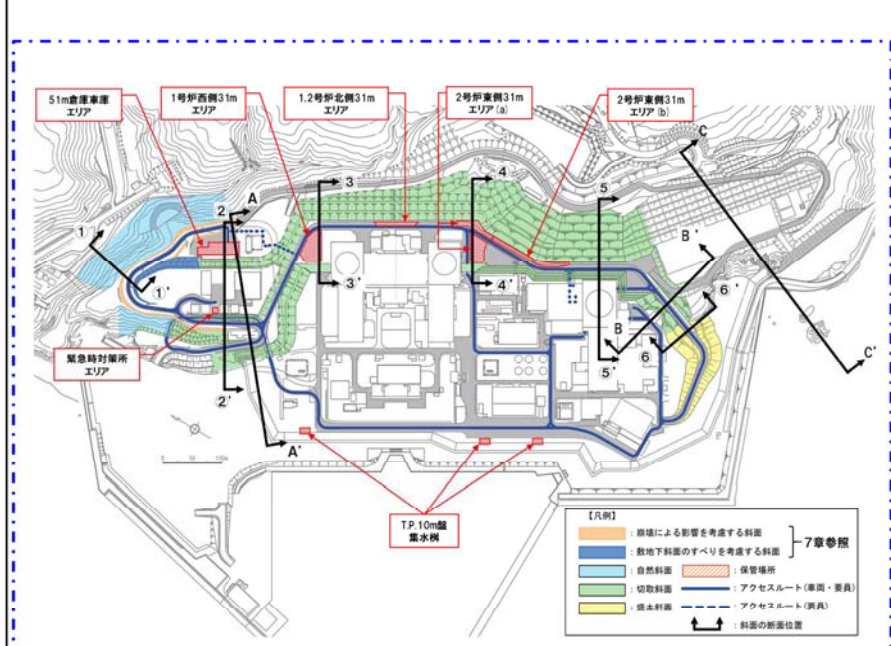


第3.2-2図 保管場所及びアクセスルートに影響するおそれのある斜面と他の条文の斜面との関連

斜面番号	設置許可基準規則の該当項目			影響するおそれのある物
	保管場所及びアクセスルートに影響するおそれのある斜面	貯蔵重要施設等の周辺斜面 ¹⁾	上位クラス施設(貯蔵重要施設等)の周辺斜面 ²⁾	
①-1)	○	○	○	---
②-2)	○	○	○	---
③-3)	○	○	○	2号炉2号炉建屋
④-4)	○	○	○	2号炉2号炉建屋
⑤-5)	○	○	○	---
⑥-6)	○	○	○	貯蔵室
⑦-7)	○	○	○	2号炉2号炉建屋
⑧-8)	○	○	○	---
⑨-9)	○	○	○	貯蔵室
⑩-10)	○	○	○	---
⑪-11)	○	○	○	2号炉2号炉建屋
⑫-12)	○	○	○	---
⑬-13)	○	○	○	貯蔵室
⑭-14)	○	○	○	---
⑮-15)	○	○	○	貯蔵室
⑯-16)	○	○	○	---
⑰-17)	○	○	○	---
A-A'	○	○	○	---
B-B'	○	○	○	---
C-C'	○	○	○	---
a-a'	○	○	○	貯蔵室
b-b'	○	○	○	貯蔵室

斜面位置図（貯蔵重要施設及び重大事故等対策施設(上位クラス施設含む)）
 <【参考】設置許可基準規則 第4条第4項、第39条第2項>
 第4条 貯蔵重要施設は、前項の地形¹⁾の発生によって生ずるおそれのある斜面の崩壊に対して安全機能が低下するおそれがあるため、次のとおりである。
 第39条 重大事故等対策施設は、第4条第3項の地形²⁾の発生によって生ずるおそれのある斜面の崩壊に対して安全機能を確保するために必要な機能を有するおそれのある斜面の崩壊に対して安全機能が低下するおそれがあるため、次のとおりである。
 ① 島根原子力発電所2号炉 貯蔵重要施設及び貯蔵重要施設等
 ② 島根原子力発電所2号炉 貯蔵重要施設及び貯蔵重要施設等の周辺斜面(貯蔵設計の適用) [上位クラス施設への下位クラス施設への波及的影響]

泊発電所3号炉



第3.2-1図 斜面位置図（保管場所及びアクセスルート）

：評価対象断面の選定に係る部分は別途ご説明する

【参考】設置許可基準規則 第4条第4項、第39条第2項

斜面番号	設置許可基準規則の該当項目			影響するおそれのある物
	保管場所及びアクセスルートに影響するおそれのある斜面	貯蔵重要施設等の周辺斜面 ¹⁾	上位クラス施設(貯蔵重要施設等)の周辺斜面 ²⁾	
1-1)	○	○	○	---
2-2)	○	○	○	---
3-3)	○	○	○	---
4-4)	○	○	○	---
5-5)	○	○	○	2号炉建屋等
6-6)	○	○	○	貯蔵室
A-A'	○	○	○	---
B-B'	○	○	○	---
C-C'	○	○	○	---

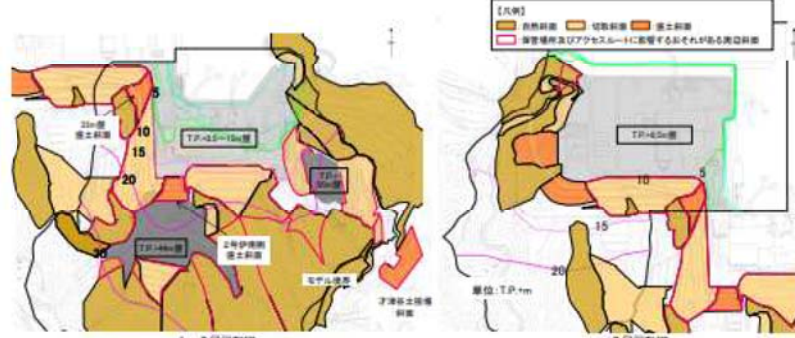
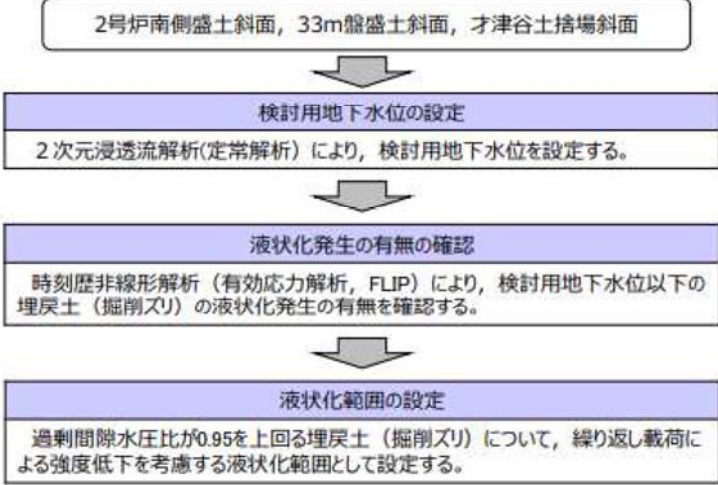
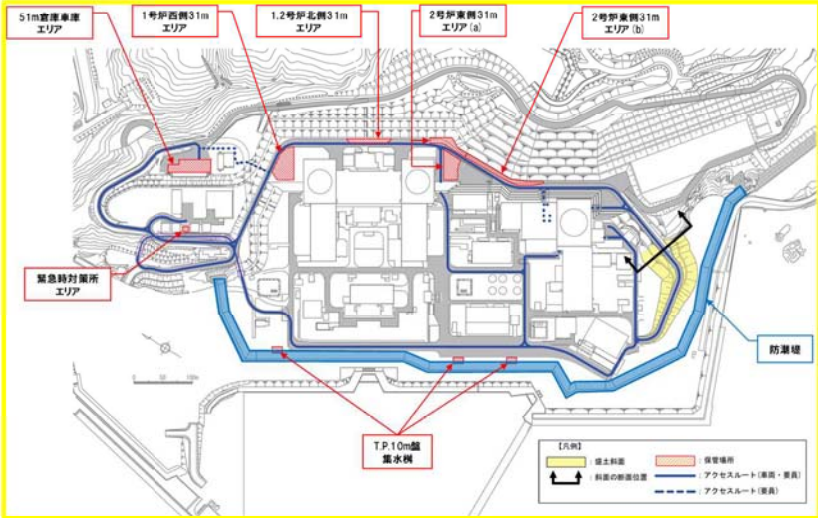
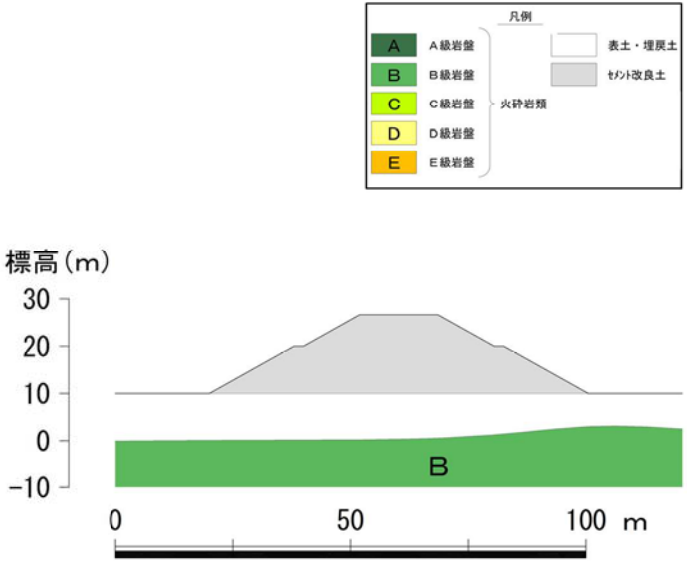
第3.2-2図 保管場所及びアクセスルートに影響するおそれのある斜面と他の条文の斜面との関連

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

：評価対象断面の選定に係る部分は別途ご説明する


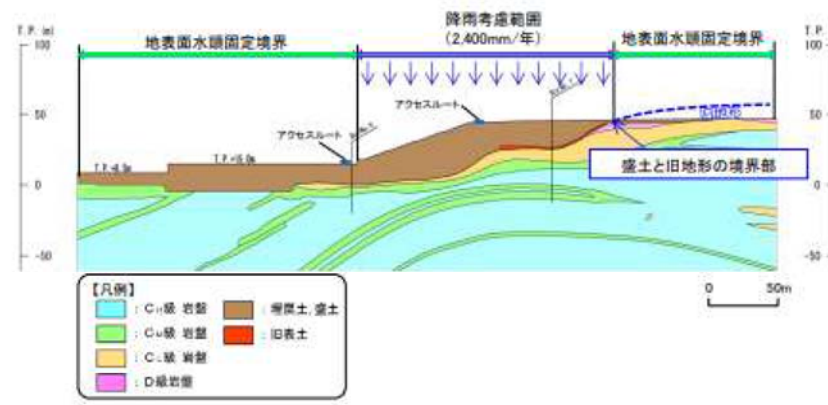
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>4. 液状化範囲の検討</p> <p>液状化範囲の検討に当たっては、3次元浸透流解析結果(第4-1図)の大局的な地下水位分布の傾向を参照し、保守的に地下水位を設定する。</p> <p>2号炉南側盛土斜面及び33m盤盛土斜面の地下水位は法尻付近までの上昇に留まっているが、2次元浸透流解析により地下水位の分布をより詳細に検討し、液状化範囲を設定する。才津谷土捨場斜面は、近傍のモデル境界の地下水位がT.P.+28m程度であり、法尻標高(T.P.+88m)より十分低い、念のため2次元浸透流解析により地下水位の分布をより詳細に検討し、液状化範囲を設定する。</p>  <p>第4-1 図 3次元浸透流解析結果（定常解析）の等水位線図</p> <p>4.1 液状化範囲の検討フロー</p> <p>液状化範囲の検討フローを第4.1-1図に示す。</p> <p>盛土斜面の液状化範囲の設定方法は、「島根原子力発電所2号炉耐震重要施設及び常設重大事故等対処施設の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価」において2号炉南側盛土斜面を対象に実施した方法と同様に設定した。</p> <p>なお、時刻歴非線形解析（有効応力解析，FLIP）による液状化発生の有無の確認を行わない場合は、保守的に検討用地下水位で深の埋戻土を全て液状化範囲として設定する。</p>  <p>第4.1-1図 液状化範囲の検討フロー</p>	<p>4. 液状化範囲の検討</p> <p>盛土斜面はセメント改良土で構築することから、液状化は発生しないものとし、T.P.+10m盤以下の埋戻土を液状化範囲の検討対象とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>追而【地震津波側審査の反映】 (液状化範囲の検討結果については、 「耐震重要施設及び常設重大事故等対処施設の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価」の審査結果を反映するため)</p> </div> <div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>：地震による影響評価結果に係る部分は別途ご説明する</p> </div>  <p>第4-1 図 盛土斜面平面位置図</p>  <p>第4-2 図 岩盤分類図（断面位置については、第4-1 図を参照）</p>	<p>【島根】 記載方針の相違 ・泊は、保管場所及びアクセスルートに影響するおそれのある斜面として抽出された盛土斜面について、T.P.+10m 盤以下の埋戻土を液状化範囲の検討対象として設定。</p>

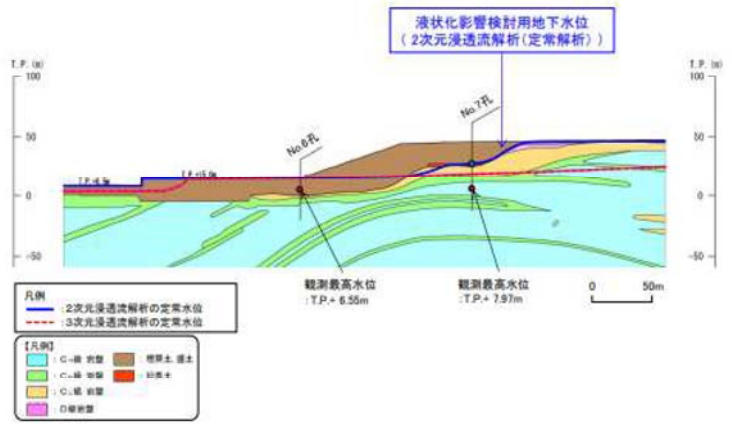
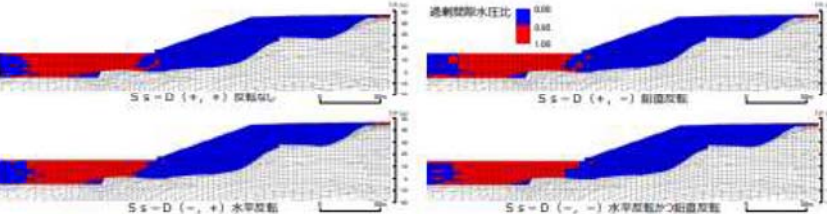
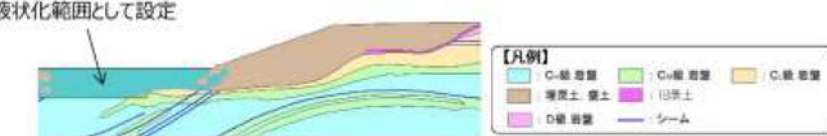
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>4.2 2号南側盛土斜面</p> <p>2号炉南側盛土斜面の液状化影響検討用地下水位を設定するため、2次元浸透流解析（定常解析）を実施する。</p> <p>解析モデル及び解析条件は、第4.2-1図、第4.2-2図のとおりとし、地下水位低下設備の機能に期待しない場合の地下水位（3次元浸透流解析結果）等を踏まえ、より保守的な条件となるよう、T.P.+8.5m盤、T.P.+15m盤及びT.P.+44m盤の盛土と旧地形の境界部において、地表面に水頭固定境界を設定する。</p> <p>地表面水頭固定境界に挟まれた検討用地下水位の計算領域は、降雨考慮範囲として、松江地方気象台における年間降水量にばらつきを考慮した値に、今後の気候変動予測による降水量の変化を加味した降雨条件2,400mm/年を考慮する。</p>  <p>第4.2-1図 2号南側盛土斜面の断面位置図</p>  <p>第4.2-2図 2次元浸透流解析（定常解析）の解析条件</p>		


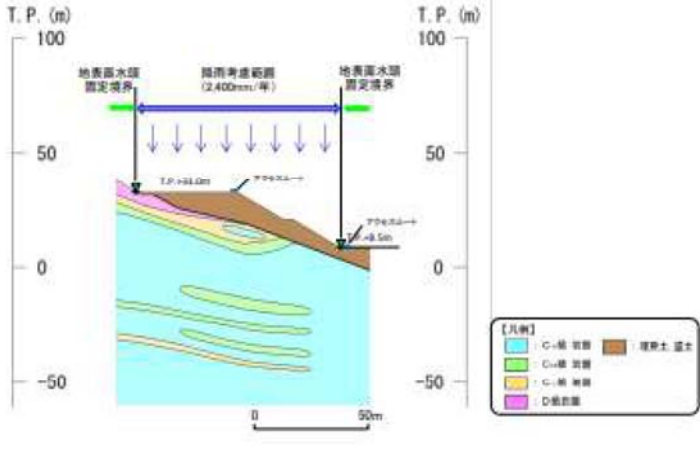
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>2次元浸透流解析による検討用地下水位を第4.2-3図に示す。2次元浸透流解析の結果を踏まえ、液状化発生の有無を確認するために実施する有効応力解析における検討用地下水位を設定した。</p>  <p>第4.2-3図 2次元浸透流解析による検討用地下水位</p> <p>2号炉南側盛土斜面は、常設重大事故等対処施設の周辺斜面であることを踏まえ、有効応力解析による液状化発生の有無の確認を行っている。</p> <p>検討用地下水位を用いた有効応力解析結果を踏まえ、過剰間隙水圧比が0.95以上となる地盤要素を、繰り返し载荷による強度低下を考慮する液状化範囲として設定する。</p> <p>検討条件として、有効応力解析の結果、一度でも過剰間隙水圧比が0.95を超えた要素については、繰り返し载荷により強度低下が生じたものとみなし、2次元動的FEM解析においてすべり面上のせん断力及び抵抗力をゼロとする。</p> <p>なお、液状化影響を考慮する範囲については、基準地震動の反転を考慮して実施した有効応力解析結果それぞれにおいて、過剰間隙水圧が0.95を超えた全要素を包絡するように設定する。</p> <p>各地震動方向における最大過剰間隙水圧分布図を第4.2-4図、包絡するように設定した液状化範囲の分布図を第4.2-5図に示す。</p>  <p>第4.2-4図 各地震動方向における最大過剰間隙水圧分布図</p>  <p>第4.2-5図 液状化範囲の分布図</p>		相違理由

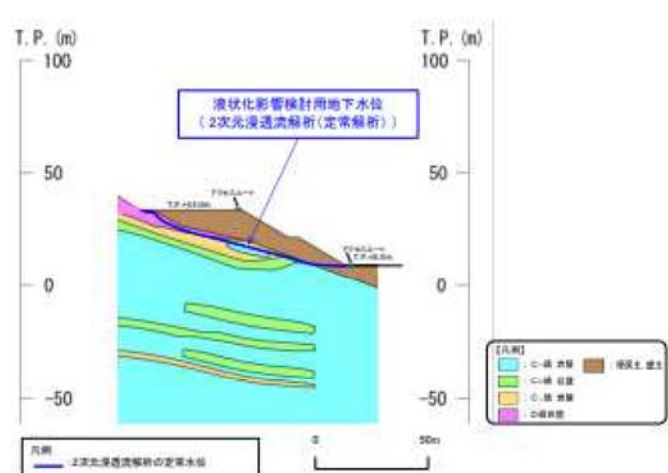

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>4.3 3 3 m盤盛土斜面</p> <p>3 3 m盤盛土斜面の液状化影響検討用地下水位を設定するため、2次元浸透流解析（定常解析）を実施する。</p> <p>解析モデル及び解析条件は、第4.3-1図、第4.3-2図のとおりとし、保守的な条件となるよう、T.P.+8.5m 盤及び上流側の盛土と地山の境界部において、地表面に水頭固定境界を設定する。地表面水頭固定境界に挟まれた検討用地下水位の計算領域は、降雨考慮範囲として降雨条件2,400mm/年を考慮する。</p>  <p>第4.3-1図 3 3 m盤盛土斜面の断面位置図</p>  <p>第4.3-2図 2次元浸透流解析（定常解析）の解析条件</p> <p>2次元浸透流解析による検討用地下水位を第4.3-3図に示す。2次元浸透流解析の結果、盛土斜面内に地下水位が認められない。液状化範囲の設定に当たっては、地下水位以深の埋戻土を全て液状化範囲として設定する。</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第4.3-3図 2次元浸透流解析による検討用地下水位</p> <p>4.4 才津谷土捨場盛土斜面 才津谷土捨場については、防波壁や地盤改良等、地下水位の流れを遮断する設備がないことから、地下水位が上昇する恐れはないと考えられるが、念のため、土捨場造成前の旧地形より地下水の流下方向を踏まえ、谷方向の断面を対象に2次元浸透流解析（定常解析）を実施し、⑩-⑩'断面における検討用地下水位を設定する。 解析モデルは第4.4-1図～第4.4-3図に示すとおり、保守的な条件となるよう、下流側の法尻部及び上流側の盛土と地山の境界部において、地表面に水頭固定境界を設定する。地表面水頭固定境界に挟まれた検討用地下水位の計算領域は、降雨考慮範囲として降雨条件2,400mm/年を考慮する。</p>  <p>第4.4-1図 才津谷土捨場断面位置図</p>		

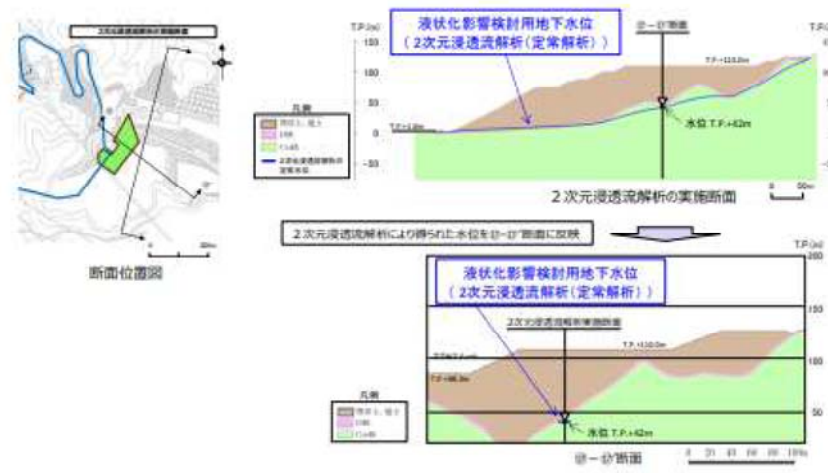
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1032 247 1662 835" data-label="Figure"> </div> <div data-bbox="1104 873 1590 911" data-label="Caption"> <p>第4.4-2図 土捨場造成前の地形立体図*</p> </div> <div data-bbox="961 915 1762 982" data-label="Text"> <p>*航空レーザー測量で取得した2mメッシュのDEMデータに、空中写真により取得した旧地形のDEMデータを合成して作成したもの。</p> </div> <div data-bbox="973 1096 1703 1365" data-label="Figure"> </div> <div data-bbox="1020 1411 1673 1449" data-label="Caption"> <p>第4.4-3図 2次元浸透流解析（定常解析）の解析条件</p> </div>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>2次元浸透流解析による検討用地下水位を第4.4-4図に示す。2次元浸透流解析の結果、すべり安定性評価対象断面位置における地下水位は、T.P.+42mとなり、法尻部の標高（T.P.+88m）よりも十分低いことを確認した。当該斜面の安定性評価においては、液状化によるせん断強度の低下は考慮しない。</p>  <p>第4.4-4図 2次元浸透流解析による検討用地下水位 (上図：2次元浸透流解析の実施断面，下図：⑰-⑰'断面)</p>		相違理由

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

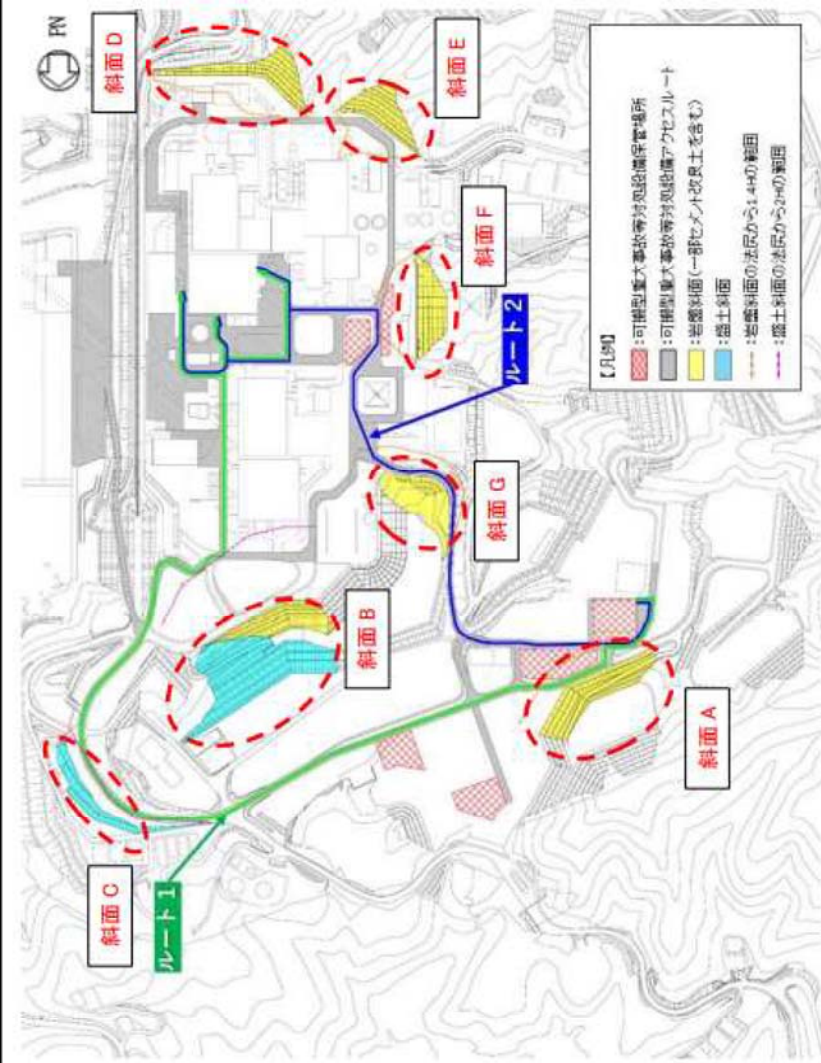
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 評価対象とする周辺斜面の選定</p> <p>斜面法尻から所要の離隔距離を確保できる斜面は評価対象外とした上で、評価対象とする斜面を斜面のすべり方向や影響範囲を考慮し、第5図のとおりグループ分けする。各グループの抽出理由については以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・斜面A 第1保管エリア、第2保管エリア及び周辺のアksesルートに対して、岩盤斜面法尻から斜面高さの1.4倍の離隔を確保できないことから、すべり方向を考慮し一連の斜面を抽出する。 ・斜面B アksesルートに対して、盛土斜面法尻から斜面高さの2倍の離隔を確保できないことから、一連の斜面を抽出する。なお、抽出した斜面中に盛土と岩盤の切り盛り境界が存在するが、上段盛土斜面の崩壊距離が下段岩盤斜面まで到達することから、一連の盛土斜面として離隔距離を設定した。 ・斜面C アksesルートに対して、盛土斜面法尻から斜面高さの2倍の離隔を確保できないことから、すべり方向を考慮し一連の斜面を抽出する。 ・斜面D アksesルートに対して、岩盤斜面法尻から斜面高さの1.4倍の離隔を確保できないことから、すべり方向を考慮し一連の斜面を抽出する。 ・斜面E アksesルートに対して、岩盤斜面法尻から斜面高さの1.4倍の離隔を確保できないことから、すべり方向を考慮し一連の斜面を抽出する。 ・斜面F 第3保管エリア及びアksesルートに対して、岩盤斜面法尻から斜面高さの1.4倍の離隔を確保できないことから、すべり方向を考慮し一連の斜面を抽出する。 ・斜面G アksesルートに対して、岩盤斜面法尻から斜面高さの1.4倍の離隔を確保できないことから、すべり方向を考慮し一連の斜面を抽出する。 <p>また、離隔を確保することにより、評価対象外とした斜面の位置を第6図に、地質断面図を第7図～第8図に示す。</p> <p>これらの斜面は高さが10～20m程度で、いずれもC₁～C₄級岩盤が主体の斜面であり、断面②、断面③にわずかにD級岩盤が分布する。岩盤の分布を踏まえると、大規模な崩壊は想定されず、また斜面高さの1.4倍の離隔を確保していることから、保管場所及びアksesルートへの影響はない。</p>	<p>5. 保管場所及びアksesルートに影響するおそれのある斜面のグループ分け</p> <p>保管場所及びアksesルートに影響するおそれのある斜面のグループ分けは、以下の観点から分類する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地盤の種類が異なることから、岩盤斜面と盛土斜面に区別する。 ②地質や地震増幅特性が異なることから、法尻標高T.P.+15m以下、T.P.+33～50m、T.P.+88mの3つに区分する。 <p>上記に従いグループ分けを行った結果、斜面の法尻標高毎及び種類毎にグループA（岩盤斜面、法尻標高T.P.+15m以下）、グループB（盛土斜面、法尻標高T.P.+15m以下）、グループC（岩盤斜面、法尻標高T.P.+33～50m）及びグループD（盛土斜面、法尻標高T.P.+88m）の4のグループに分類した。分類結果を第5-1図に示す。</p>	<p>5. 保管場所及びアksesルートに影響するおそれのある斜面のグループ分け</p> <p>5.1 斜面のグループ分け</p> <p>保管場所及びアksesルートに影響するおそれのある斜面のグループ分けは、地盤の種類が異なることから、岩盤斜面であるグループA及び盛土斜面であるグループBの2グループに分類した。分類結果を第5.1-1図に示す。</p>	<p>【島根】 記載表現の相違</p> <p>【島根】 記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保管場所及びアksesルートに影響するおそれのある斜面の分布による相違。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

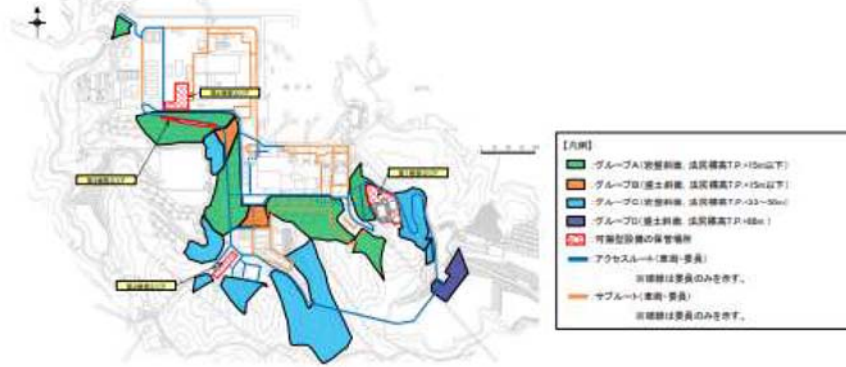
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉



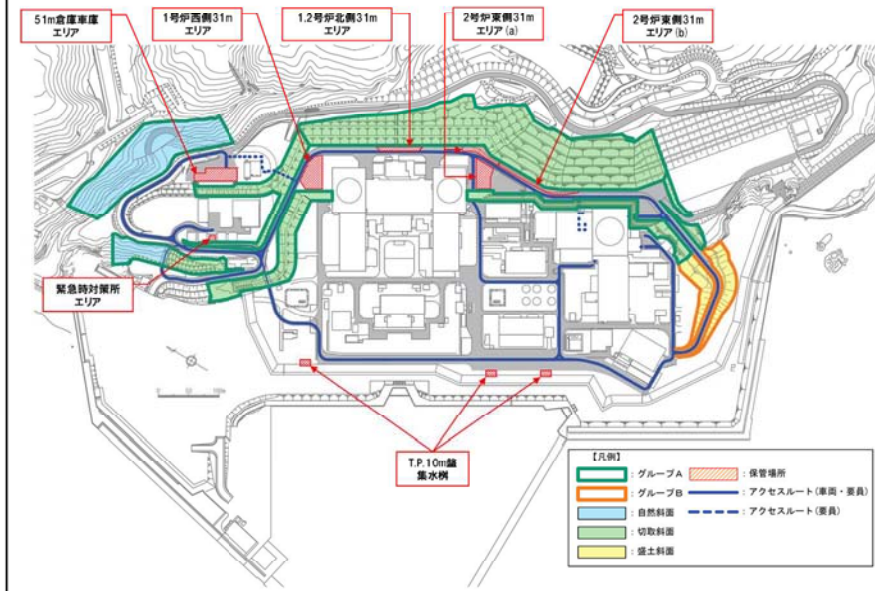
第5図 評価対象とする周辺斜面のグループ分け

島根原子力発電所2号炉



第5-1図 グループA～Dの平面位置図

泊発電所3号炉



第5.1-1図 グループA及びBの平面位置図

相違理由

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

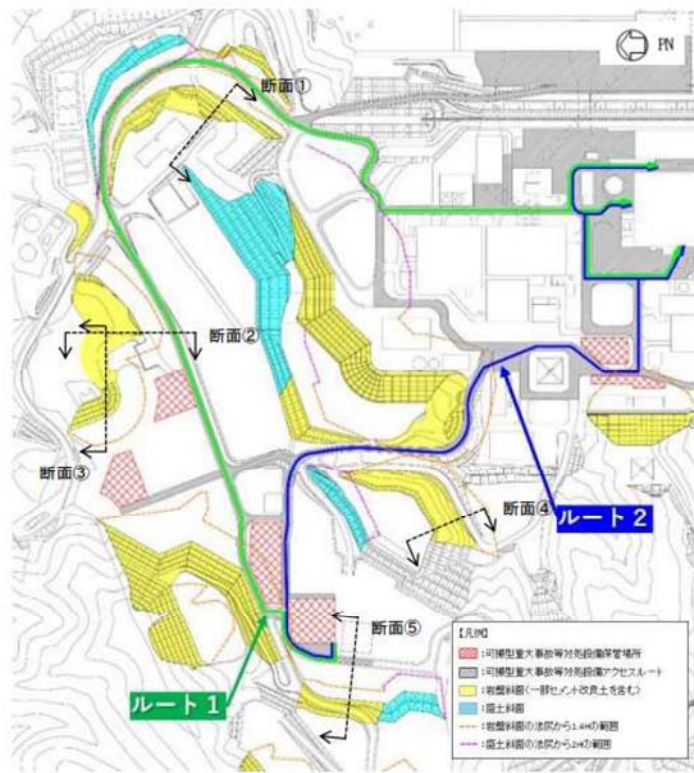
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

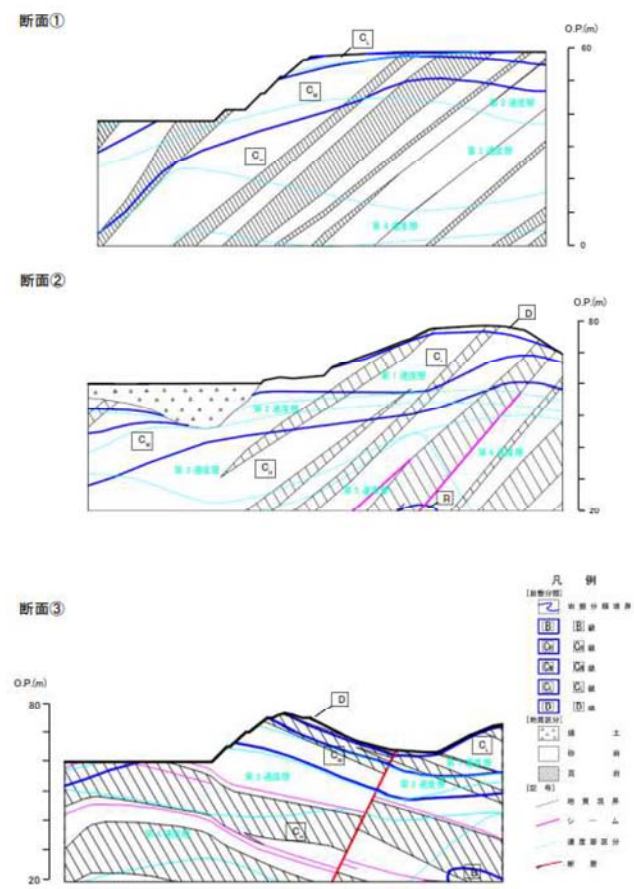
島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由



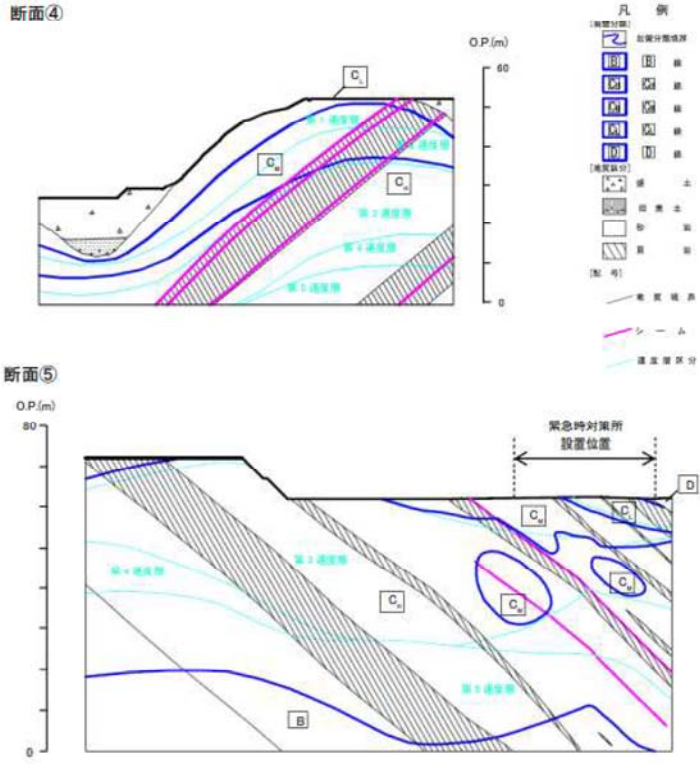
第6図 評価対象外とした周辺斜面の位置図



第7図 地質断面図（断面①～③）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第8図 地質断面図（断面④、⑤）</p>			